平成２５年度 木津川市事業仕分け

（平成２５年度第４回 木津川市行財政改革推進委員会）

事業仕分

■ **日　時** ： 平成２５年１０月１４日（月・祝）
午後１時３０分 ～ 午後５時００分

■ **会　場** ： 木津川市役所１階　住民活動スペース

■ **その他** ： 公開 ・ 傍聴席５０席

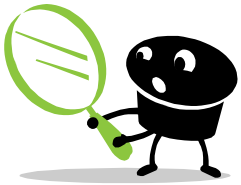

■ **タイムスケジュール等** ：

No.	項　目	時　間	資 料
	開　会	午後１時３０分 ～	
1	**公用車管理事業**	１時３５分 ～ ２時２０分	Ｐ１０
2	**社会福祉協議会補助事業**	２時２５分 ～ ３時１０分	Ｐ３０
	休　憩	３時１０分 ～ ３時２５分	
3	**シルバー人材センター事業**	３時２５分 ～ ４時１０分	Ｐ７４
4	**幼稚園使用料**	４時１５分 ～ ５時００分	Ｐ９４

※ 時間は、審議の進捗状況により、前後する場合があります。
※ 傍聴を希望される方は、裏面の注意事項をご確認ください。

■ 木津川市の「事業仕分け」について

○ 何のために「事業仕分け」をするの？

木津川市の事業仕分けは、市の行政サービス・施設などについて、外部の視点から、様々なご意見をいただき、現状の問題点や今後のより良いあり方を検討するためのものです。

○ 「事業仕分け」の結果はどうなるの？

事業仕分けの結果や指摘事項については、これからの市政の参考として市長に提言をいただきます。（事業仕分けの結果が、直接市の方針を決定するものではありません。）

委員会を傍聴される方へのお願い（注意事項）

木津川市

委員会の円滑・適正な審議のため、傍聴を希望される方は、次のことにご注意ください。

１．受付で「傍聴人受付簿」をご記入ください。

２．傍聴席は、５０席用意しています（自由席・先着順）。

３．会議中は静かに傍聴してください。会場への出入りは自由ですが、会議の妨げにならないようにお願いします。

４．次の事項のいずれかに該当する方は、傍聴席に入ることができません。

- ○ 銃器、棒その他、人に危害を与え又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- ○ はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- ○ 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ステッカーの類を着用・携帯している者
- ○ ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者
- ○ 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- ○ 酒気を帯びていると認められる者
- ○ その他、会議を妨害するおそれがあると認められる者

５．傍聴席では、次のことを必ずお守りください。お守りいただけない場合は、退席していただく場合があります。

- ○ 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- ○ 私語、談笑等会議の妨げになるような行為をしないこと
- ○ 携帯電話は電源を切るかマナーモードにすること
- ○ 飲食又は喫煙をしないこと
- ○ 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと
- ○ その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと

６．会議中に議長の注意や制止などの指示に従わないときは、退場していただきます。

７．その他、会議の傍聴に関しては、すべて市職員の指示に従っていただきます。

◎ 今後の参考といたしますので、受付時にお渡しした「アンケート用紙」に、ご意見・ご感想を記入いただき、お帰りの際に回収箱へ投函ください。

■ 会場レイアウト図（住民活動スペース）

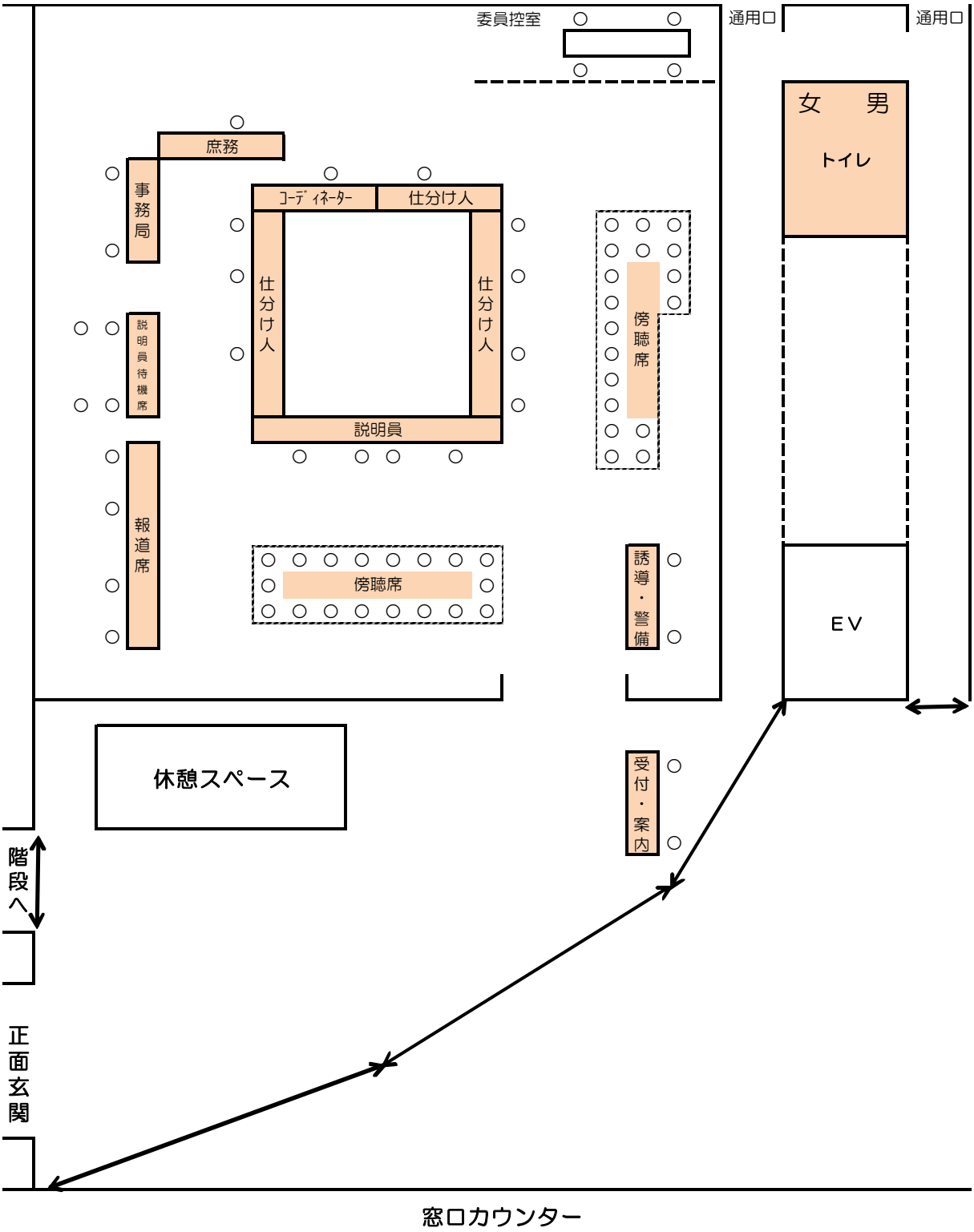

■ 事業仕分け実施要領（平成２５年度）

木津川市行財政改革推進委員会が実施しようとする事業仕分けは、木津川市が行っている行政サービスなどについて、施策そのものの必要性や仕事の進め方を議論し、現状における問題点や今後のあり方を考えていくためのものです。

指摘事項や結果については、今後の政策形成等への活用を図るため、市長に提言します。

１　対象事業数　　４事業

２　作業参加者

・行財政改革推進委員会委員
（コーディネーター【会長】・仕分け人【委員】）
・説明者（市職員）

３　作業の流れ

事業説明（約７分）

● 市職員が、事業の要点や事業概要について説明
○ 事業の目的、事業内容、進捗、課題など

質疑・議論（約３０分）

● 仕分け人から説明者（市職員）に対して質問
● 仕分け人同士の議論
○ 目的の是非、達成手段としての妥当性、事業の効果・効率性、実施主体の適否など

評価・指摘（約３分）

● 仕分け人が、各自「仕分け作業シート」に記入
○ 仕分け６区分から１つを選択
○ 「理由」の選択（複数可）
○ 理由や改善すべき点の詳細などコメントを記入
○ ⑵民間・⑸市実施（民間委託）を選択した場合は、地域事業組成についても記入
※　国や府の規制等によって現実的には実施主体の変更ができない事業であっても、そもそも論で結論を出す。

まとめ（約５分）

● 「仕分け」の結果について挙手による多数決
● 各仕分け人から一言コメント
● コーディネーターが結果を総括

4　仕分けの区分

事業そのものの要・不要や仕事のやり方を議論・評価することにより、次の６区分に仕分けます。

【仕分けの６区分と考え方】

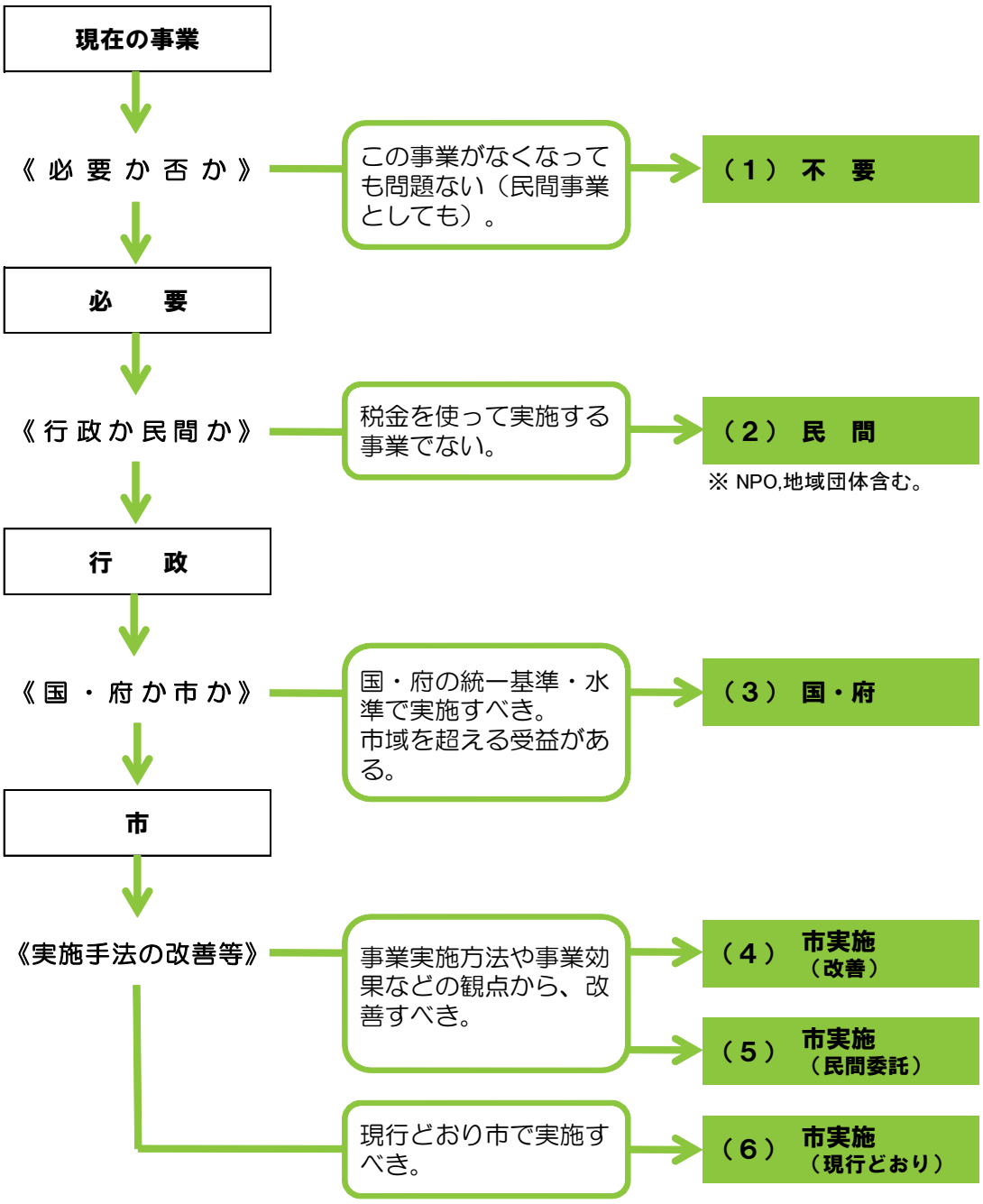

■ 仕分け作業シート

平成25年度 木津川市事業仕分け

No.		対象項目	

記入者氏名	

	仕分け区分	理由（複数選択可）			理由補足、助言詳細
事業仕分け	(1) 不　要	① 実施する妥当性がない ④ 他の事業と重複している	② 目的の達成手段として不適当 ⑤ 段階的に廃止すべき	③ 効果がない・薄い ⑥ その他	
	(2) 民間 ⇒地域事業組成記入	① 行政の役割終了 ④ その他	② 民間を圧迫または競合	③ 民間の方が効果的・効率的	
	(3) 国・府	① 本来、国・府の業務 ④ その他	② 国・府の方が効果的・効率的	③ 市で対応することが難しい	
	(4) 市実施（改善）	① 利用者ニーズの再把握が必要 ④ 事業規模の拡大が必要 ⑦ 補助額・率を引き下げるべき ⑩ 利用料を引き上げるべき	② 事業内容の抜本的見直しが必要 ⑤ 業務処理の効率化を図るべき ⑧ 補助額・率を引き上げるべき ⑪ 利用料を引き下げるべき	③ 事業規模の縮小が必要 ⑥ 財源確保努力をすべき(広告等) ⑨ 数値目標や終期設定が必要 ⑫ その他	
	(5) 市実施（民間委託） ⇒地域事業組成記入	① 民間委託を実施すべき ④ その他	② 民間委託の対象を拡大すべき	③ 民間委託先を変更すべき	
	(6) 市実施（現行どおり）	① 現行どおり進めることが望ましい（事業内容、事業規模、事業手法）			

	仕分け区分 (2), (5)	民営化、委託の相手方	民営化、委託の手法	助言詳細
地域事業組成	(2) 民間 を選んだ場合	(a) 民間企業 (b) 社会福祉法人、NPO法人など (c) 地域団体（自治会、老人会、子供会など） (d) その他 （　　）	① 公設民営 ※施設等は公共が保有し、民間に運営を委託。 ②民設民営 ※施設等を民間に移譲し、民間がすべて運営。	
	(5) 市実施（民間委託） を選んだ場合	(a) 民間企業 (b) 社会福祉法人、NPO法人など (c) 地域団体（自治会、老人会、子供会など） (d) その他 （　　）	① 協働型委託 ※民間提案も踏まえ、民間自主事業とあわせて協働で事業実施。 ② 指定管理者制度 ※市が指定した民間が公の施設を管理・運営。 ③ 専門技能活用型部分委託 ※専門技能を有する事業の一部を民間委託（点字作成、講座運営など）。	

■ 木津川市行財政改革推進委員会委員名簿

役職	委員氏名 （敬称略）	所　属　等
会長	さわい　まさる 澤井　　勝	奈良女子大学名誉教授
副会長	にいかわ　たつろう 新 川　　達 郎	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授
	たけだ　ひでと 竹田　秀人	㈱南都銀行公務部　副部長
	やまおか 山 岡　ナオミ	税理士
	やまぐち　とよひろ 山 口　　豊 博	特定社会保険労務士、経営士
	やまもと　たかお 山 本　　孝男	ロート製薬㈱リサーチビレッジ京都 研究開発本部開発総務グループマネージャー
	なかたに　たけひろ 中 谷　　武 弘	公募委員
	ながの　ひろゆき 長野　　博 行	公募委員
	ふくだ　きよし 福田　清志	公募委員

■ 実施計画調査票 兼 事務事業評価調査票 の見方

実施計画調査票 兼 事務事業評価調査票

(1)Face【基本事項】

「第1次木津川市総合計画の施策体系」を記入しています。

プロフィール	年度	平成25年度				
	事業名	予算事業名または基本計画掲載事業				
	予算科目、事業コード	会計 - 款 - 項 - 目 - 事業コード			評価責任者	
	基本計画での位置付け	章	施策の主要目標	施策	主な取り組み	記入者(係)
	主な取り組み	「主な取り組み」の名称				(氏名)
	主な事業等	主な事業等			開始年度	事業の開始年度

(2)Plan【計画】

事業の目的を記載しています。

当該年度に実施する事業内容とその事業量を記載しています。

事業の概要	目的	対象(何を、誰に)	
		目的(どのような状態にしたいのか)	
		全体事業の概要(どれだけ、いつまで)	
	各年度の手段(どの年度にどれだけ)	平成25年度	
		平成26年度	
		平成27年度	
	実施方法(誰が、どのように)		☐ 直接実施 ☐ 委託業務又は指定管理 (委託先又は指定管理者:) ☐ 補助金(直接・間接) (補助先及び実施主体:) ☐ 貸付 (貸付先:)

(3)Do【実施】

事業開始から完了までに要する経費を記入しています。ただし、永続的な事業は、空欄となってい

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	総事業費	備考
コスト	予算額(千円)	当初予算額	当初予算額	当初予算額	見込額	見込額		
	決算額(千円)	決算額	決算額	空欄	空欄	空欄		
	一般財源							
	国庫・府補助	決算額	決算額	予算額	見込額	見込額		
	その他特定財源	決算額	決算額	予算額	見込額	見込		
	地方債							
	従事職員数 正職員							
	従事職員数 臨職等							
	人件費							
	事業費合計(千円)							

特定財源の詳細(H24)		名称	補助率(負担割合)	備考
内訳	国庫補助	補助金の名称	補助率又は『定額』	
	府補助	補助金の名称	補助率又は『定額』	
	その他特定財源	その他特財の名称	補助率又は『定額』	

【正職員】
年間予想実労働日数から従事人数を算出し、各年度の平均給与をかけて算定
(H23:8,070千円、H24:8,008千円、H25～:8,110千円)
【臨職等】
嘱託職員・臨時職員の従事人数を算出し、各年度の平均給与・賃金等をかけて算定
(H23:2,200千円、H24～:2,300千円)

平成24
事業費

事業を構成する主な事業とその事業量、事業費を記載しています。

実施結果(前年実績、どうなったのか)	平成24年度の実施結果を記載しています。

(4) Check【検証】

評価指標		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	最終目標	推移
活動	事業活動の結果（実施回数、対象者数など）を示す指標 単位							
コスト	単位あたりのコストを示す指標（事業費合計/活動指標） 単位							
成果	事業の成果を示す量的指標（事業の目的に対応） 単位							

設定した指標に基づく数値を記入しています。
（※内部事務については、成果欄は記入なし）

総合評価			達成度	効率性	成果	評価結果
	3：高い（良くなった） 2：普通（変わらない） 1：低い（好ましくない）	実施事業評価				達成度 3
		継続性評価	目的・対象・手段の妥当性	緊急性・必要性		

次の区分により、担当課が自己評価し、該当する数値を記入しています。
１：当初の目標値を達成できなかった。
２：概ね当初の目標を達成できた。
３：当初の目標を上回った。
（※内部事務については、効率性のみ記入）

(5) Action【改善】

改善・改革		
	今後の方向性	□終了　□縮小等による見直し　□効率化等による見直し　□継続　□充実 現状のまま継続するのか、改善・拡充・縮小するのか、今後の方向性を記載しています。
	方向性の理由	今後の方向性の理由を記載しています。
	改革プラン	コストの削減、成果の向上のための取り組み内容を記載しています。

(6) Reference【参考】

参考		
	比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）	他団体での取り組み事例などを記載しています。
	特記事項 （根拠法令・事業の沿革など）	根拠法令を記載すると共に、これまでに、事業の改善・拡充・縮小などを実施している場合、その時期と内容を記載しています。

■ 事業仕分け資料一覧

事業仕分

1　公用車管理事業

・**事業仕分け説明資料［公用車管理事業］**　…　P11

・**実施計画調査票兼事務事業評価調査票［公用車管理事業］**　…　P13

資料１－①　木津川市の公用車の状況　…　P15

資料１－②　公用車の配置状況　…　P16

資料１－③　平成２５年度公用車関係当初予算内訳　…　P17

資料１－④　公用車写真　…　P18

資料１－⑤　木津川市公用車管理規程　…　P20

資料１－⑥　木津川市市有バスの管理及び運行に関する規程　…　P24

資料１－⑦　木津川市市有バス使用に関する取扱要領　…　P27

項 目 名	公用車管理事業	1
担当部局	総務部　総務課	

① 何の／誰のために、どのようなことをしていますか？

市民ニーズをはじめとする様々な公務上の必要性に迅速・柔軟に対応するため、公用車を所有しています。
この公用車が、常に安全で適正に運行されるように、日常点検・修繕等を行うとともに、事故発生時の対応等の管理を行っています。

併せて、効率的な管理によって、公用車の必要台数を見直し管理等経費の削減に繋げるため、庁内委員会である「公用車適正化委員会」を開催しています。

② 私たちの税金をどれだけ使っていますか？

H24 年度 実績	A	25,753 千円
	B	30,958 千円
	C	30,958 千円
市民一人当り	A	357 円
	B	429 円
	C	429 円

H24 決算の主な項目	（千円）
市有バス運行業務委託料	9,902
燃料費	4,052
自動車購入費（５台）	3,789
修繕料	3,592
自動車損害保険料	3,471
自動車重量税	492

※[A]:事業に使った費用 、[B]:[A]＋職員人件費 、[C]:[B]－（補助金、利用者負担などの収入）
※金額は、総務課が管理する公用車４３台と市有バス３台に係るもの。

③ 合併後に、どのような見直しを行いましたか？

・公用車管理の適正化を進めるため、平成２２年度に「公用車の適正台数・更新の方針」を決定するとともに、各年度で計画を策定して、通常公用車の台数を合併時の 124 台から平成２４年度末で 91 台まで削減しました。
・平成２４年に、「市有バスの管理及び運行に関する規程」を制定して、使用用途の適正化を行い、市有バスを５台から３台に削減しました。

④ どのような改善策が考えられますか？また、どのような課題がありますか？

・公用車の台数については、これまで一定の削減を行ってきましたが、公務を円滑に進めていく上で、これ以上の削減が厳しい状況にあります。
・公用車の管理方法については、過去に集中管理を導入しましたが、予約後の実際の使用が適正にされていなかったこともあり、現在は各課に必要性に応じた一定数の車両を割り当てる方式をとっています。
・経過年数が１５年を超える車両が多く、修繕料等も高くなっているため、車両入れ替えを進めていかなければならないと考えています。
・市有バスについては、使用用途の適正化の結果、運行回数が減少しましたが、車両の老朽化が進んでおり、今後のあり方について検討していく必要があります。

※ 役所の専門用語などをなるべく使わず、わかり易い表現を心がけて作成しています。

⑤ 具体的な仕事の内容はどのようなものですか？

・市有バス運行業務委託に係る予約受付、運行申請
・公用車の保険申請及び事故処理
・公用車の車検及び修繕に係る事務
・公用車適正化委員会の開催

⑥ 費用は主にどのようなことに使っていますか？ 費用を支払う相手方と、その選び方はどうなっていますか？

具体的な費用・支払内容（金額）	相手方	選び方※
市有バス運行業務委託	株式会社　ウイング	随意契約
燃料費	高橋商事株式会社、 鈴木商事株式会社	随意契約
公用車購入	大西自動車整備	指名競争入札

※ ① 一般競争入札 ： 広く業者を募って、入札によって相手方を選ぶ方法
② 指名競争入札 ： 市が指定した業者の中から、入札によって相手方を選ぶ方法
③ 随 意 契 約 ： 金額が高くない場合・特別な事情がある場合に、入札によらず相手方を選ぶ方法

⑦ 他の自治体の状況はどうですか？

（平成 24 年度）

京田辺市	市有バス３台　運行回数２４４回 公用車台数６８台（消防・水道等除く）
城陽市	市有バス２台　運行回数３８９回 公用車台数５６台（消防・水道等除く）
精華町	町有バス２台　運行回数３２６日 公用車台数５４台（消防・水道等除く）
木津川市	市有バス３台　運行回数５１９回 公用車台数７０台（消防・水道等除く）（水道等２１台）

（様式 1）

実施計画調査票　兼　事務事業評価調査票

(1)Face【基本事項】

プロフィール	年度	平成25年度				作成年月日	
	事業名	公用車管理事業				所管	総務課
	予算科目、事業コード	1-2-1-5,93				評価責任者	井上総務課長
	基本計画での位置付け	7	3	4	5	記入者(係)	庶務係
	主な取り組み	財産の適正管理と施設の有効利用				(氏名)	杉本　新太郎
	主な事業等	ー				開始年度	平成18年度

(2)Plan【計画】

事業の概要	目的	対象(何を、誰に)	公用車及び職員
		目的(どのような状態にしたいのか)	公用車の必要台数を見直し、管理等経費を削減していくとともに、効率的で適正な管理を目指す。(市有バスを含む。)
		全体事業の概要(どれだけ、いつまで)	公用車適正化委員会において、公用車に関する諸問題の解決策を検討していく。(市有バスを含む。)
	各年度の手段(どの年度にどれだけ)	平成25年度	公用車適正化委員会を開催し、公用車の効率的な配置について検討していく。
		平成26年度	公用車適正化委員会を開催し、公用車の効率的な配置について検討していく。
		平成27年度	公用車適正化委員会を開催し、公用車の効率的な配置について検討していく。
	実施方法(誰が、どのように)		☑ 直接実施
			☐ 委託業務又は指定管理　(委託先又は指定管理者:)
			☐ 補助金(直接・間接)　(補助先及び実施主体:　)
			☐ 貸付　(貸付先:　)

(3)Do【実施】

			平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	総事業費	備考
コスト	予算額(千円)		34,086	30,413	28,593	28,000	28,000		
	決算額(千円)		34,680	25,753					
	一般財源		33,580	25,753	28,593	28,000	28,000	0	
	国庫・府補助		1,100						
	その他特定財源								
	地方債								
	従事職員数	正職員	0.70	0.65	0.65	0.65	0.65		
		臨職等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	人件費		5,649	5,205	5,272	5,272	5,272		
	事業費合計(千円)		40,329	30,958	33,865	33,272	33,272		

特定財源の詳細(H24)		名称	補助率(負担割合)	補助額等
内訳	国庫補助			
	府補助			
	その他特定財源			

平成24年度事業費内訳	細事業	事業量	事業費
	バス運行業務委託費		9,902
	燃料代		4,052
	修繕料		3,592
	自動車損害保険料		3,471

実施結果(24年度実績、どうなったのか)	通常公用車台数　平成24年度当初(104台)　年度末(91台)　削減台数(13台) 公用車適正化計画目標台数　87台(H25年度末) 市有バス3台 市有バス運行状況　519回(210回【4h未満】・199回【4h～8h未満】・110回【8h以上】

(4)Check【検証】

評価指標		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	最終目標	推移
活動	通常公用車台数 単位 ： 台	104	91	87	87	87		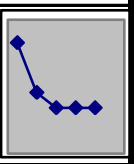
コスト	事業費合計／通常公用車台数 単位 ： 千円	388	340	389	382	382		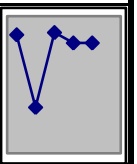
成果								

総合評価		達成度	効率性	成果
3：高い（良くなった） 2：普通（変わらない） 1：低い（好ましくない）	実施事業評価	―	2	―
	継続性評価	目的・対象・手段の妥当性 ―	緊急性・必要性 ―	

評価結果

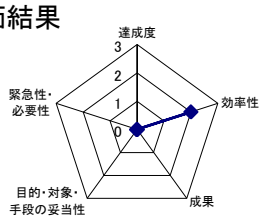

(5)Action【改善】

改善・改革		
	今後の方向性	☐終了 ☐縮小等による見直し ☑効率化等による見直し ☐継続 ☐充実
	方向性の理由	公用車は、市の有用な財産ではあるものの台数に応じて維持管理経費を要する。公用車の台数を見直し、コスト削減を目指す。
	改革プラン	公用車の適正な台数に至るまで段階的に減車していく。また、買替えの際には環境基準に適合した車を選択することする。

(6)Reference【参考】

参考		
	比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）	【城陽市】 市有バス　2台（中型1台・マイクロ1台）　H24年度運行回数 389回 【京田辺市】 市有バス　3台（マイクロ3台）　H24年度運行回数　244回
	特記事項 （根拠法令・事業の沿革など）	根拠法令；木津川市公用車管理規程、木津川市市有バスの管理及び運行に関する規程

■ 木津川市の公用車の状況（平成24年度実績）

資料１－①

● 公用車の区分と保有台数

	台数	備考
通常公用車	91	本庁、上下水道部、各支所等で通常使用する公用車
特殊公用車	68	市長車、議長車、市有バス、消防関係車両、給食配送車、水道緊急作業車

● 通常公用車 経過年数別集計

経過年数	通常公用車台数	%
～ 5年未満	15	16.5%
5年以上 ～ 10年未満	16	17.6%
10年以上 ～ 15年未満	37	40.7%
15年以上 ～ 20年未満	23	25.2%
20年以上 ～	0	0.0%
合計	91	100.0%

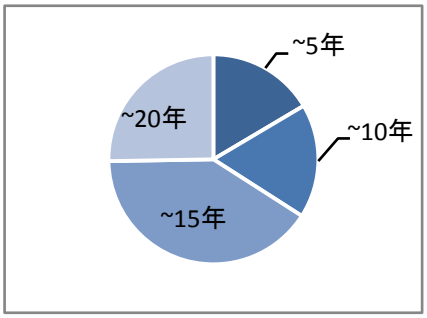

● 通常公用車 稼働率別集計

稼働率	台数	%
～ 20%未満	11	12.1%
20%以上 ～ 40%未満	27	29.7%
40%以上 ～ 60%未満	41	45.1%
60%以上 ～	12	13.1%
合計	91	100.0%

※ 稼働率は、1日を4使用区分（午前：前・後半／午後：前・後半）に分け、実際に使用した区分の割合を算定。（例：午前：前半、午後：前半の使用＝当該日の稼働率50%）

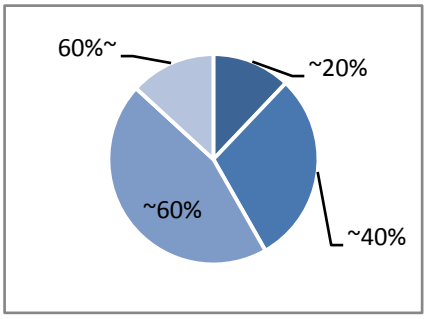

● 通常公用車 年間使用距離別集計

年間使用距離	台数	%
～ 2,000km未満	12	13.2%
2,000km以上 ～ 4,000km未満	16	17.6%
4,000km以上 ～ 6,000km未満	25	27.5%
6,000km以上 ～ 8,000km未満	21	23.1%
8,000km以上 ～ 10,000km未満	9	9.9%
10,000km以上 ～	8	8.7%
合計	91	100.0%

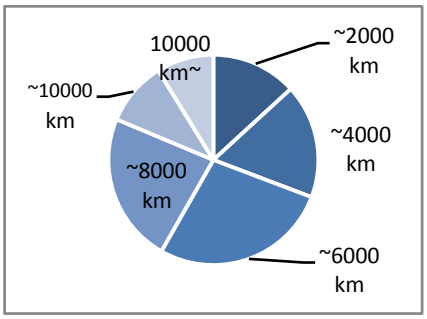

■ 公用車の配置状況

● 公用車の適正化に向けた年度計画について

平成22年度に策定した「公用車の適正台数・更新の方針」の推進のため、毎年度、公用車適正化委員会で公用車の適正化に向けた計画を策定しています。

● 公用車の適正台数・更新の方針の進捗状況

	当初目標値			実績・見込み			差引		
	本庁	出先機関	合計	本庁	出先機関	合計	本庁	出先機関	合計
24年度末	42	47	89	46	45	91	4	▲ 2	2
25年度末	36	37	73	45	42	87	9	5	14

● 平成２５年度通常公用車全体計画

所属	出先機関	24年度末								25年度末（見込み）								増減
		普通乗用	小型乗用	小型貨物	軽乗用	軽貨物	軽トラ	特殊自動車	合計	普通乗用	小型乗用	小型貨物	軽乗用	軽貨物	軽トラ	特殊自動車	合計	
人事秘書課			1						1		1						1	
学研企画課			1						1		1						1	
総務課		1				2			3	1				2			3	
ストック分			1					1	2		1	1					2	
税務課					1	1			2				1				1	▲ 1
収納課					1				1				1				1	
市民年金課	西部出張所				1				1							1	1	
人権推進課	本庁								0								0	
	木津人権センター	1							1	1							1	
	加茂人権センター					1			1					1			1	
	女性センター					1			1					1			1	
まち美化推進課	本庁					1	1		2					1	1		2	
	リサイクル研修ステーション					1			1					1			1	
観光商工課						1			1					1			1	
社会福祉課					3				3				3				3	
国保医療課						1			1					1			1	
高齢介護課	本庁		1			5			6		1			5			6	
	包括支援センター加茂					3			3					3			3	
	包括支援センター山城					2			2					2			2	
子育て支援課	本庁					1			1					1			1	
	小谷児童館			1					1			1					1	
	やましろ保育園				1				1				1				1	
健康推進課	本庁		1		1	2			4		1		1	2			4	
	山城保健センター								0								0	
建設課				1		1	1		3			1		1	1		3	
管理課				1		1	2	1	5					1	2	2	5	
木津駅前整備事務所					1				1				1				1	
農政課						2	1		3					2	1		3	
下水道課			1		2	2			5		1		2	2			5	
水道業務課			2		2	1			5		1	1	2				4	▲ 1
水道工務課			1		3	3		4	11		1		3	2		4	10	▲ 1
加茂支所						2			2					1			1	▲ 1
山城支所						1	1		2					1			1	▲ 1
学校教育課	本庁		2			2			4		2			2			4	
	木津学校給食センター			1					1			1					1	
	加茂学校給食センター		1						1		1						1	
	山城学校給食センター								0						1		1	1
社会教育課	本庁					2	1		3					2	1		3	
	中央体育館					1	1		2					1	1		2	
	南加茂台公民館・保育園					1			1					1			1	
	中央図書館					1			1					1			1	
	山城図書館					1			1					1			1	
小計	本庁	1	7	2	6	22	6	2	46	1	7	2	6	21	6	2	45	▲ 1
	出先機関	1	5	2	10	21	2	4	45	1	4	3	9	18	2	5	42	▲ 3
合計		2	12	4	16	43	8	6	91	2	11	5	15	39	8	7	87	▲ 4

資料１－②

■ 平成25年度公用車関係当初予算内訳

・市有バス3台の運行業務委託料　　・公用車3台の購入費
・総務課で予算措置を行う、公用車43台、市有バス3台の、燃料費・修繕費・保険料　等

［款:総務費　項:総務管理費　目:財産管理費　事業名:公用車管理事業］

節	細節	細々節	公用車	新規購入車	市有バス	その他	合計	当初予算額	前年度当初予算額	前年度比	備　考	増減理由
需用費			7,236,253		900,000	28,350	8,164,603	8,166,000	8,081,000	85,000		
	消耗品費	消耗品費				28,350	28,350	29,000		29,000	公用車用キーボックス 31,500円×0.9＝28,350円	・前年度予算なしのため
	燃料費	燃料費	4,756,253				4,756,253	4,757,000	4,751,000	6,000	ガソリン代 7,100km÷9.5km×(43台)×148円・L＝4,756,253円 1台あたりの平均走行距離÷燃費×台数×単価	・総務課支払いの公用車台数の増のため ・燃料費単価値上がりのため ガソリン代　H23　147円/ℓ　⇒148円/ℓ
	修繕料	修繕料	2,480,000		900,000		3,380,000	3,380,000	3,330,000	50,000	【一般修繕料】 公用車車検有　20,000円×19台＝380,000円 公用車車検無　35,000円×22台＝770,000円 市有バス　100,000円×3台＝300,000円 【車検時修繕料】 公用車　70,000円×19台＝1,330,000円 市有バス　200,000円×3台＝600,000円	・12ケ月法定点検実施のため
役務費			3,478,950	166,290	92,520	2,250	3,740,010	3,742,000	4,270,000	▲ 528,000		
	手数料		353,000	37,620	51,000	2,250	443,870	445,000	569,000	▲ 124,000		
		車検手数料	323,000		51,000		374,000	374,000	442,000	▲ 68,000	公用車　17,000円×19台＝323,000円 市有バス　17,000円×3台＝51,000円	・車検台数の減
		リサイクル手数料		30,000			30,000	30,000	50,000	▲ 20,000	新規購入　10,000円×3台＝30,000円	・新車購入台数の減
		運転記録証明書交付手数料				1,890	1,890	2,000	3,000	▲ 1,000	証明書交付手数料　630円×3人=1,890円	・加茂支所設置基準から外れ、人数減(4人⇒3人)
		廃車手数料	30,000				30,000	30,000	60,000	▲ 30,000	公用車　10,000円×3台＝30,000円	・廃車台数の減
		口座振込手数料				360	360	1,000	1,000		運転記録証明書交付手数料に係る振込手数料 120円×3人＝360円	・加茂支所設置基準から外れ、人数減(4人⇒3人)
		自動車登録手数料		7,620			7,620	8,000	13,000	▲ 5,000	新規購入　2,540円×3台＝7,620円	・新車購入台数の減
	自動車損害保険料	自動車損害保険料	3,125,950	128,670	41,520		3,296,140	3,297,000	3,701,000	▲ 404,000	【自賠責保険料】 公用車　19台分　410,810円 市有バス　13,840円×3台＝41,520円 新規購入　22,650円×3台＝67,950円 【自動車共済保険料】 127台分　一般会計分　2,715,140円 新規購入分　19,040円+20,120円+21,560円＝60,720円	・新車購入台数の減及び車検台数の減
委託料					12,000,000		12,000,000	12,000,000	12,000,000			
	業務委託料	バス運行業務委託料			12,000,000		12,000,000	12,000,000	12,000,000		＜参考＞ ・H24年度4～10月　6,330,586円	
備品購入費				4,257,005			4,257,005	4,258,000	5,531,000	▲ 1,273,000		
	機械器具費	自動車購入費		4,257,005			4,257,005	4,258,000	5,531,000	▲ 1,273,000	参考車体:ダイハツ　ハイゼットカーゴ　スペシャルクリーン 【本体・付属品】 ・2WD（991,750円＋27,965円）×1台＝1,019,715円 参考車体:ダイハツ　ハイゼットカーゴデッキバン　4WD ・パトロール車（1,300,000円＋461,790円）×1台＝1,761,790円 参考車体:ダイハツ　ハイゼットトラック　リフトピックダンプ ・4WD（1,372,000円＋10,500円）×1台＝1,382,500円 ・販売諸経費　31,000円×3台＝93,000円	・新規購入台数の減
負担金、及び補助金交付金						12,600	12,600	13,000	17,000	▲ 4,000		
	負担金	安全運転管理者講習負担金				12,600	12,600	13,000	17,000	▲ 4,000	4,200円×3人＝12,600円	・加茂支所設置基準から外れ、人数減(4人⇒3人)
公課費			236,400	22,800	154,700		413,900	414,000	514,000	▲ 100,000		
	公課費	自動車重量税	236,400	22,800	154,700		413,900	414,000	514,000	▲ 100,000	公用車　19台分　236,400円　市有バス　3台分　154,700円 新規購入　3台分　22,800円	・新規購入台数の減及び車検台数の減
合　計							28,588,118	28,593,000	30,413,000	▲ 1,820,000		

資料１－③

■ 公用車写真

○ 各種の公用車を管理しています。

○「木津川市」の表示

○ 公用車駐車場（全景）

○ 特殊公用車（消防車両）

■ 木津川市公用車管理規程（平成20年木津川市訓令第７号）

（趣旨）

第１条　この訓令は、市が有する自動車等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第２条に規定する車両。以下「公用車」という。）の適正かつ効率的な運用と職員の安全運転を推進するため、公用車の使用及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

（１）　バス　概ね乗車定員が10人以上の自動車であって、その使途をバスとして指定しているものをいう。

（２）　特別車　特定の目的を有する公用車（ただし、前号に規定するものを除く。）であって、当該目的に係る業務を所管する課等に配した自動車をいう。

（３）　専用車　前号に規定する以外の公用車であって、各課等に配したものをいう。

（４）　安全運転管理者　道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の３第１項の規定により選任した者をいう。

（５）　副安全運転管理者　道路交通法第74条の３第４項の規定により選任した者をいう。

（安全運転管理者）

第３条　公用車の安全運転を励行するため安全運転管理者を置き、関係法令に規定されている事項のほか、次の各号に掲げる業務を行う。

（１）　公用車管理及び運行の総括に関すること。

（２）　公用車の事故防止対策に関すること。

（３）　職員の安全運転指導の総括に関すること。

（４）　前３号に掲げるもののほか、公用車の管理及び運行に関して必要な事項

２　安全運転管理者を複数選任している場合は、公用車管理業務を所管する部の長が公用車の安全運転管理を統括するものとする。

（副安全運転管理者）

第４条　副安全運転管理者は、前条第１項各号に掲げる安全運転管理者の業務を補助する。

（管理責任者）

第５条　公用車の日常的に管理する責任者として管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、公用車が配された課等の長をもって充てる。

２　管理責任者は、安全運転管理者の統括のもと、次の各号に掲げる業務を行う。

（１）　公用車台帳（別記様式第１号）の作成に関すること。

（２）　公用車の運行計画に関すること。

（３）　公用車の日常管理・点検等に関すること。

（４）　公用車の事故発生時の対応等に関すること。

（５）　公用車の運行に関する職員への日常的な指導等に関すること。

（６）　前各号に掲げるもののほか、公用車の日常的な運行及び管理等に関すること。

（使用の制限）

第６条　公用車は、公務による場合のほか、使用してはならない。

２　公用車を使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を明確にし、当該公用車の管理責任者に申し出てその許可を受けなければならない。

（１）　使用の目的及び行先

（２）　使用日時及び使用予定時間

（３）　使用者の職及び氏名

３　使用者は、許可を受けた目的又は行先をみだりに変更してはならない。ただし、やむを得ない事情により変更を要する場合は、その都度又は事後速やかに管理責任者に連絡しなければならない。

４　公用車の使用は、原則として勤務時間内とする。ただし、特別の事情のため、休日又は勤務時間外に使用する必要があるときは、当該公用車の管理責任者の承認を得て使用することができる。

（修理又は処分）

第７条　公用車を修理し、又は処分しようとするときは、その管理責任者は、本庁共用車及び専用車にあっては公用車管理担当部長、支所共用車にあっては支所長と協議して行うものとする。

（使用者の義務）

第８条　使用者は、管理責任者の指導のもと、常に公用車の安全な運行に努めなければならない。

２　使用者は、公用車運転日誌（別記様式第２号）を携帯し、所要の事項を記載しなければならない。

３　使用者は、公用車の運行中において支障が生じた場合や不都合を察知した場合は、速やかに当該公用車の管理責任者にその状況を報告しなければならない。

４　前項の規定は、当該公用車使用後について準用する。

（始業前点検）

第９条　公用車の安全運行を確保するため、毎日１回、当該公用車の使用前に点検を行い、点検整備簿（毎日点検用）（別記様式第３号）にその結果を記録しなければならない。

２　公用車の使用の有無に関わらず、毎週１回、公用車の点検を行い、点検整備簿（毎週点検用）（別記様式第４号）にその結果を記録しなければならない。

３　前２項に規定する点検の結果、不備等を発見した場合は、速やかに当該公用車の管理責任者に報告しなければならない。

（事故報告等）

第10条　使用者は、公用車運転中事故が発生したときは、関係法令等に基づく適切な措置を講じるともに、次に掲げる事項を迅速に行わなければならない。

（１）　相手の氏名、住所、生年月日及び連絡先を確認すること。

（２）　証人の確保に努めること。

（３）　事故の軽重に関わらず、事故現場で個人的に示談せず、管理責任者に報告し、指示を求めること。

（４）　事故報告書（別記様式第５号）を作成し、免許証のコピー、事故車両の写真を添付して、所属長、公用車管理担当課長及び人事担当課長を経由して市長に報告すること。

（交通事故、違反に対する処置）

第11条　使用者が故意又は重大な過失により、交通事故及び違反を起こしたときは、市長は、その者に対し、期間を定めて公用車の運転を禁止することができる。

（亡失又は損傷）

第12条　前条に規定する場合のほか、公用車を亡失し、又は損傷したときは、その使用者は、直ちに当該公用車の管理責任者に申し出なければならない。

２　管理責任者は、前項の規定による申し出を受けたときは、書面により公用車管理担当課長を経由して市長に報告しなければならない。

３　第１項の亡失又は損傷が使用者個人の責めに帰すべき事由によるときは、個人の負担において、これを補てんし、又は修理しなければならない。

（バスの運行及び管理）

第13条　第６条から前条までの規定にかかわらず、バスの運行及び管理に関する必要な事項は、別に定める。

（補則）

第14条　この訓令に定めるもののほか、公用車に関する必要な事項は、別に定める。

附　則

この訓令は、平成20年９月１日から施行する。

別記様式第２号（第８条関係）

年　　月分	公　用　車　運　転　日　誌								車両番号		
日	使用時間	行き先及び用件名	使用課名	運転者名	認印	走行距離数（km）			給油		
						前回の累計	今回の累計	走行距離	ガソリン	オイル	購入先
	～										
	～										
	～										
	～										
	～										
	～										
	～										
	～										
	～										
	～										
	～										
	～										
	～										
	～										

■ 木津川市市有バスの管理及び運行に関する規程

（平成24年木津川市告示第26号）

（趣旨）

第１条　この告示は、市が所有するバス（以下「市有バス」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

（運行管理及び整備）

第２条　市有バスの管理責任者は、市有バス管理担当課長をもって充てる。

２　市有バスの整備に関し、整備管理責任者を置くこととし、市有バスを常に良好な状態で使用することができるよう整備及び管理しなければならない。

（点検）

第３条　市有バス運行の始期及び終期には必ず点検を行い、周到な注意をもって運転しなければならない。

（使用目的）

第４条　市有バスは、次の各号に掲げる目的に該当する場合に限り使用することができる。

（１）　市の執行機関及び市議会が公務で使用する場合

（２）　その他市長が公務の遂行上特に必要と認めた場合

（使用条件）

第５条　市有バスの使用に当たっては、次の条件を満たさなければならない。

（１）　１日の走行距離が往復300キロメートル以内であること。

（２）　原則として、宿泊を伴う事業でないこと。

（３）　市の職員が１名以上添乗すること。

（使用申請）

第６条　市有バスの使用を必要とする課等の長（木津川市組織規則（平成19年木津川市規則第４号）第２条第１項に規定する課、部に属する室及び事務所の長、議会事務局次長、教育部の課長、支所の課長、上下水道部の課長、出納室長並びに行政委員会の事務局次長をいう。以下同じ。）は、使用予定日の２週間前までに市有バス使用申請書（別記様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（使用の不許可）

第７条　次の各号に該当すると認めるときは、市有バスを使用することができない。

（１）　特定の個人又は団体等の利益に供すると認められるとき。

（２）　第４条各号に掲げる範囲以外で使用するおそれがあると認められるとき。

（３）　市有バスの管理上支障があると認められるとき。

（４）　その他市長が不適当と認めるとき。

（使用の取消し）

第８条　市長は、次の各号に該当すると認めるときは、市有バスの使用を取消すことができる。

（１）　使用申請に偽りがあると認めるとき。

（２）　第10条に規定する遵守事項に違反し、又は運転手等の指示に従わないとき。

（３）　申請した使用目的以外の目的に使用すると認めるとき。

（４）　市において緊急の用務が生じたとき。

（５）　その他市長が不適当と認めたとき。

（運行休止日）

第９条　市有バスは、次の各号に掲げる期間の運行を休止する。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

（１）　12月29日から翌年１月３日までの期間

（２）　市有バスの車両整備等を実施する期間

（遵守事項）

第10条　市有バスに搭乗する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　申請した運行経路以外の運行を強要しないこと。

（２）　危険物又は市有バスの故障若しくは汚損の原因となるような物品等を持ち込まないこと。

（３）　常に車内の清潔保持に努めること。

（４）　車内では、常に品位を保つこと。

（５）　運行中は、運転手の指示に従うこと。

（６）　車内で飲酒しないこと。

（損傷の報告）

第11条　市有バス及び付属備品を破損し、又は汚損し、若しくは滅失した者は、直ちに当該使用申請をした課等の長に報告しなければならない。

２　前項の規定による申し出を受けた課等の長は、書面により市有バス管理担当課長を経由して市長に報告しなければならない。

３　第１項の損傷が個人の責めに帰すべき事由によるときは、個人の負担においてこれを補てんし、

又は修理しなければならない。

（使用の実績報告）

第12条　市有バスの使用申請をした課等の長は、使用終了後１週間以内に市有バス使用実績報告書（別記様式第２号）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第13条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成24年４月１日から施行する。

別記様式第１号（第６条関係）

別記様式第２号（第12条関係）

■ 木津川市市有バス使用に関する取扱要領

（平成24年木津川市告示第27号）

（趣旨）

第１条　この告示は、木津川市市有バスの管理及び運行に関する規程（平成24年木津川市告示第26号。以下「規程」という。）の施行に関し必要な事項について定めるものとする。

（使用の範囲等）

第２条　規程第４条第２号の適用を受けて市有バスを使用できる範囲は、次の各号に掲げる場合とする。

（１）　市の執行機関及び市議会（以下「市の執行機関」という。）が行うべき事業を市の機関以外の団体等に委託している場合において、当該団体等が当該事業を実施する目的で必要とするとき。

（２）　市の機関以外の団体等が実施する事業が市の事業の推進に直結し、当該事業を実施する目的で必要とするとき。

（３）　市の機関以外の団体等が市の代表となる活動を実施する目的で必要とするとき。

（４）　市立小学校及び中学校の授業時間内において当該授業を実施する目的で必要とするとき。

（５）　市立小学校及び中学校において授業時間外に実施されるクラブ活動又は部活動において公式大会に参加する目的で必要とするとき。

（使用の申請）

第３条　前条各号に掲げる事項に該当し市有バスを使用する場合については、関係する課等の長（木津川市組織規則（平成19年木津川市規則第４号）第２条第１項に規定する課、部に属する室及び事務所の長、議会事務局次長、教育部の課長、支所の課長、上下水道部の課長、出納室長並びに行政委員会の事務局次長をいう。以下同じ。）が当該団体等の性格及び市有バス使用の目的等から判断し、適当と認めた場合のみ当該課等の長の名をもって規程第６条の規定により申請するものとする。

（使用の予約）

第４条　市有バスの使用にあたっては、事前に使用予約を行わなければならない。

２　各課等において年間を通した市有バスの使用計画を有するときは、当該課等の長は、市有バス年間利用計画書を市有バス管理担当課長に提出するものとする。

３　前項に規定する場合以外において市有バスを使用するときは、市の機関が使用する場合におい

ては使用予定日の２か月前から、市立小学校及び中学校並びに団体等が使用する場合においては使用予定日の１か月前から使用予約を受け付けるものとする。

（使用における留意事項）

第５条　市有バスの１日の使用は原則として、１の課等又は１の団体等につき１台とする。ただし、当該使用日において他に使用予定がない場合であって市有バスを複数台使用することが必要と認められる場合はこの限りでない。

２　使用にあたっては、乗車定員を厳守しなければならない。

３　課等の長は、市有バスを使用する際は、当日の責任者（規程第５条第３号に規定する市の職員に限る。ただし、第２条第１号の適用を受けて市有バスを使用する場合については、委託先の職員をもって責任者に充てることができる。）を明確にしなければならない。

４　前項に規定する責任者は、市有バスの安全な運行に協力するとともに、事故その他不測の事態が発生した場合は、速やかに適切な処置を講じなければならない。

５　規程第６条に規定する市有バス使用申請書を提出した課等の長は、提出後において使用の中止又は変更が生じた場合は、速やかに所定の手続きを講じなければならない。

（使用の停止）

第６条　次に掲げる行為があった場合は、当該課等の市有バス使用を当分の間停止するものとする。

（１）　規程第10条各号の規定に違反した場合

（２）　使用中止時又は変更時等に適切な処置を講じなかった場合

（３）　実績報告書の提出の求めに応じない場合

（特別経費）

第７条　有料道路、有料駐車場その他特別に発生した実費経費については、市有バスを使用する者が別途予算措置又は経費負担をしなければならない。

（補則）

第８条　この告示に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この告示は、平成24年４月１日から施行する。

事業仕分

2　社会福祉協議会補助事業

・**事業仕分け説明資料［社会福祉協議会補助事業］**　…　P31

・**実施計画調査票兼事務事業評価調査票［社会福祉協議会補助事業］**…　P33

資料２－①　木津川市社会福祉協議会補助金の概要　…　P35

資料２－②　木津川市社会福祉協議会補助金の状況　…　P36

資料２－③　社会福祉協議会職員組織図　…　P38

資料２－④　社協ガイドブック　…　P39

資料２－⑤　木津川市社会福祉協議会補助金の実績報告　…　P51

資料２－⑥　木津川市社会福祉協議会資金収支計算書（一般会計）　…　P59

資料２－⑦　木津川市社会福祉協議会資金収支計算書（法人運営事業経理区分）　…　P63

資料２－⑧　木津川市社会福祉協議会財産目録（一般会計）　…　P66

資料２－⑨　木津川市社会福祉協議会貸借対照表（一般会計）　…　P69

資料２－⑩　木津川市社会福祉法人の助成に関する条例　…　P70

項 目 名	社会福祉協議会補助事業	2
担当部局	保健福祉部　社会福祉課	

① 何の／誰のために、どのようなことをしていますか？

市民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするため、様々な地域福祉に関する事業を行う木津川市社会福祉協議会に、専任職員やボランティアコーディネーターなどの人件費や諸活動の経費を補助しています。

※市町村社会福祉協議会は、地域の福祉活動を推進することを目的とした非営利の民間団体（社会福祉法人）で、法律（社会福祉法）に基づいて、市町村ごとに組織されています。
※木津川市社会福祉協議会では、様々な地域福祉サービスに充てるため、会費制度をとっていますが、この会費だけでは人件費等をまかなうことができないため、市が補助を行っています。

② 私たちの税金をどれだけ使っていますか？

H24	A	67,526 千円
年度	B	68,727 千円
実績	C	68,727 千円
市民	A	936 円
一人	B	953 円
当り	C	953 円

H24 決算の主な項目	（千円）
社会福祉協議会職員給与補助金	61,613
地域福祉推進事業費補助金	2,976
社会福祉協議会運営補助金（加茂ふれあいセンター）	2,637
福祉大会補助金（２年に１回）	300

※[A]：事業に使った費用、[B]：[A]＋職員人件費、[C]：[B]－（補助金、利用者負担などの収入）

③ 合併後に、どのような見直しを行いましたか？

・補助金の見直しは、特に行っていません。
・社会福祉法人の指導監査等の事務が、京都府から市に権限移譲（平成２５年度～）されたため、今後、各種の指導・監督を行いながら、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の確保を図っていきます。

④ どのような改善策が考えられますか？また、どのような課題がありますか？

・社会福祉協議会についても、社会情勢の変化への対応や官民の役割分担の明確化など、柔軟な見直しを行う必要があると考えています。そのため、第２次行財政改革行動計画において、平成２７年度を目標年度として、社会福祉協議会との関係のあり方を調査・整理し、今後の方向性・改善案を検討していきます。
・また、これに基づき、委託料・補助金等の適正化、経営改善の支援策などについても協議を行っていきます。

※ 役所の専門用語などをなるべく使わず、わかり易い表現を心がけて作成しています。

⑤ 補助金を出している団体は、どのような団体ですか。

・木津川市社会福祉協議会は、平成１９年３月１２日に、木津町、加茂町、山城町の３町の社会福祉協議会が合併して設立されました。
・社会福祉協議会は、市の関係機関と連携をとりながら、「住民主体」「地域福祉の向上」をモットーに、地域に根差した福祉を推進しており、高齢者の訪問事業、ボランティアの養成や活動支援、配食サービス、福祉有償運送などの様々な地域福祉サービスや、介護保険サービスを実施しています。
・事業所は市内４カ所あり、平成２４年度に本補助金の対象となった職員数（嘱託・臨時含む）は１８名、一般会員は9,094 世帯となっています。

⑥ どのような活動／事業に補助金を出していますか。団体の補助金の使い方はどのようになっていますか。

・社会福祉協議会職員給与補助金
⇒事務局職員の人件費等（嘱託・臨時職員含む）
・地域福祉推進事業費補助金
⇒ふれあいサロン、こども夏祭り、高齢者交流会、ふれあいひろば等の地域福祉活動経費
・社会福祉協議会運営補助金（加茂ふれあいセンター）
⇒登録サロンやボランティアサークルが利用する施設の管理運営経費
・福祉大会補助金　⇒　隔年開催している福祉大会の運営経費

団体の H24 決算の主な項目（補助金の対象となっているもの）	金額（千円）
本給・非常勤職員給与（常勤１４、非常勤４）	38,848
諸手当（管理職・扶養・地域・住居・通勤・時間外・資格・期末・勤勉）	14,107
法定福利費（社会保険料・労働保険料）	8,022
退職積立金	2,813

⑦ 補助金の額は、どのように決めていますか？この５年間の補助金の額はどのようになっていますか。

毎年、社会福祉協議会から次年度の事業計画、人件費の資料等の提出を受け、協議を行なった上で、補助金額を決定しています。

	H21	H22	H23	H24	H25（予算）
金額（千円）	66,384	66,514	64,948	67,526	65,726

⑧ 他の自治体の状況はどうですか？

※平成２４年度実績。職員数は補助金の対象となる数であり実数ではありません。補助額は人件費補助分です。

京田辺市	事務局職員１２名（正職１１名、嘱託等１名）	補助額：64,366,000 円
城陽市	事務局職員　６名（正職　４名、嘱託等２名）	補助額：37,458,312 円
京丹後市	事務局職員１８名（正職１５名、嘱託等３名）	補助額：71,955,955 円
南丹市	事務局職員１７名（正職１０名、嘱託等７名）	補助額：60,015,000 円

実施計画調査票　兼　事務事業評価調査票

（1）Face【基本事項】

プロフィール	年度	平成25年度				作成年月日	平成25年9月5日
	事業名	社会福祉協議会補助事業				所管	社会福祉課
	予算科目、事業コード	1-3-1-1　609				評価責任者	尾﨑課長
	基本計画での位置付け	3	2	3	1	記入者（係）	福祉総務係
	主な取り組み	地域福祉の充実				（氏名）	吉岡　亨
	主な事業等					開始年度	平成18年度

（2）Plan【計画】

事業の概要	目的	対象（何を、誰に）	社会福祉協議会職員給与、加茂ふれあいセンター管理運営、地域福祉推進事業
		目的（どのような状態にしたいのか）	社会福祉協議会の健全な運営
		全体事業の概要（どれだけ、いつまで）	職員給与の助成。きめ細かい地域福祉の事業を補助。加茂ふれあいセンターの管理運営。
	各年度の手段（どの年度にどれだけ）	平成25年度	職員給与（正職　8名・嘱託　4名・役員　4名・その他臨時職員）、地域福祉に関する事業補助（福祉大会、ボランティア活動、一人暮らし高齢者・高齢者を励ます会等）、加茂ふれあいセンターの管理運営。
		平成26年度	同上
		平成27年度	同上
	実施方法（誰が、どのように）		☐ 直接実施
			☐ 委託業務又は指定管理　（委託先又は指定管理者：　）
			☑ 補助金（直接・間接）　（補助先及び実施主体：木津川市社会福祉協議会
			☐ 貸付　（貸付先：　）

（3）Do【実施】

			平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	総事業費	備考
コスト	予算額（千円）		66,717	69,691	65,726	65,700	65,700		
	決算額（千円）		64,948	67,526					
	一般財源		64,948	67,526	65,726	65,700	65,700		
	国庫・府補助								
	その他特定財源								
	地方債								
	従事職員数	正職員	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15		
		臨職等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	人件費		1,211	1,201	1,217	1,217	1,217		
	事業費合計（千円）		66,159	68,727	66,943	66,917	66,917		

		名称	補助率(負担割合)	補助額等
特定財源の詳細（H24）				
内訳	国庫補助			
	府補助			
	その他特定財源			

平成24年度事業費内訳	細事業	事業量	事業費
	社会福祉協議会職員給与		61,613千円
	地域福祉推進事業費		2,976千円
	社会福祉協議会運営費		2,637千円
	福祉大会		300千円

実施結果（24年度実績、どうなったのか）	様々な地域福祉に関する事業を行う木津川市社会福祉協議会に専任職員やボランティアコーディネーターなどの人件費や諸活動の経費を補助し、地域福祉の増進を図った。 ボランティア登録者数1,461人

(4)Check【検証】

			平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	最終目標	推移
評価指標	活動	社会福祉協議会会員数(一般、賛助、団体・施設) 単位:人	9,798	9,295	9,350	9,400	9,450		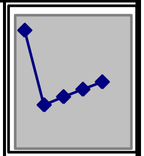
	コスト	事業費合計/社会福祉協議会会員数 単位:円	6,752	7,394	7,160	7,119	7,081		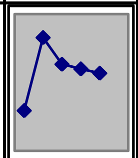
	成果	ボランティア登録者数 単位:人	1,436	1,461	1,500	1,550	1,600		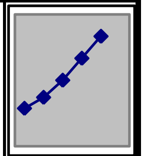

総合評価					
3:高い(良くなった) 2:普通(変わらない) 1:低い(好ましくない)	実施事業評価	達成度	効率性	成果	
		2	2	2	
	継続性評価	目的・対象・手段の妥当性	緊急性・必要性		
		2	2		

評価結果

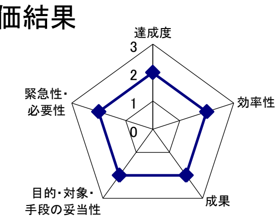

(5)Action【改善】

改善・改革		
	今後の方向性	□終了 □縮小等による見直し ☑効率化等による見直し □継続 □充実 平成25年度～27年度までの行財政改革行動計画として、社会福祉協議会とのあり方を調査、整理し、今後の方向性・改善を検討していきます。
	方向性の理由	時代の変化とともに、その役割や存在意義なども変化し、社会情勢への対応や官民の役割分担の明確化など、柔軟な見直しを行う必要がある為。
	改革プラン	委託料・補助金等の適正化、経営改善の支援策などについて協議をおこなっていきます。

(6)Reference【参考】

参考		
	比較参考値(他自治体での類似事業の例など)	京田辺市　職員12名(正職11名、嘱託等1名)　補助額　64,366,000円 城陽市　　職員　6名(正職　4名、嘱託等2名)　補助額　37,458,312円 京丹後市　職員18名(正職15名、嘱託等3名)　補助額　71,955,955円 南丹市　　職員17名(正職10名、嘱託等7名)　補助額　60,015,000円 ―――――――――――――――――――――――――――――― 木津川市　職員18名(正職10名、嘱託等8名)　補助額　61,613,000円 ※H24実績　職員数は補助金の対象数であり、実数ではありません。 補助額は人件費補助分です。(事業費補助金は含みません。)
	特記事項(根拠法令・事業の沿革など)	根拠法令;社会福祉法、木津川市社会福祉法人の助成に関する条例

資料２－①

■ 木津川市社会福祉協議会補助金の概要

○木津川市社会福祉協議会職員給与補助金　（Ｈ２４年度：６１，６１３千円）

木津川市内の地域福祉の推進を目的とする事業を、企画・実施していく職員の人件費等を補助しています。
職員の給与は、木津川市社会福祉協議会給与規程に基づくものであり、昇給の号級数は木津川市職員の給与に関する条例第４条第５・第６項に準じています。

○地域福祉推進事業費補助金　（Ｈ２４年度：２，９７６千円）

地域のつながりをつくり安心して住めるまちを目指して、社会福祉協議会が行う次のような活動・事業にかかる経費を補助しています。

＜実施内容＞
ふれあいサロン活動支援（サロン数：高齢者５２、子育て２０、障害者６、広域２）
高齢者交流会（Ｈ２４年度　２９回開催）
おもちゃの図書館、こども夏祭り、ふれあいひろば

○木津川市社会福祉協議会運営補助金　（Ｈ２４年度：２，６３７千円）

木津川市在住の高齢者、障害児者、子育て世帯のサロン活動やボランティアサークルの活動拠点である加茂ふれあいセンターの清掃、各種設備点検、維持管理、防火管理等の管理運営費を補助しています。

○福祉大会補助金　（Ｈ２４年度：３００千円）

福祉分野に長年従事された功労者や功績顕著なボランティア功労者を表彰するとともに、福祉関係者の連携及び知識を深める場として、隔年開催する福祉大会の開催経費を補助しています。

資料２－②

■ 木津川市社会福祉協議会補助金の状況

１．木津川市社会福祉協議会への補助金

	H21（実績）	H22（実績）	H23（実績）	H24（実績）	H25（予算）
社会福祉協議会職員給与補助金	60,913,000	60,565,000	59,299,000	61,613,000	60,113,000
地域福祉推進事業費補助金	3,012,000	3,012,000	3,012,000	2,976,000	2,976,000
社会福祉協議会運営補助金	2,458,548	2,637,000	2,637,000	2,637,000	2,637,000
福祉大会補助金（隔年）		300,000		300,000	
合　計	66,383,548	66,514,000	64,948,000	67,526,000	65,726,000

２．木津川市社会福祉協議会の補助金対象職員数

	H21	H22	H23	H24	H25
職　員	９	９	９	１０	９
嘱託職員	４	４	５	４	４
臨時職員	３	３	１	４	３
合　計	１６	１６	１５	１８	１６

３．他市の社会福祉協議会との比較　　（平成２４度実績）

	人口 （人）	一般会員数 （世帯）	市補助金 （H24 年度決算）	職員数 （人）	一般会費 （円／年）
京田辺市	65,403	9,436	64,366,000	１２	500 以上 1,000 未満
城陽市	79,370	15,774	37,458,312	６	500
京丹後市	59,633	14,665	71,955,955	１８	1,000
南丹市	33,987	7,737	60,015,000	１７	1,000
木津川市	72,114	9,094	61,613,000	１８	1,000

※ 人口・会員数は平成２５年４月１日現在
※ 職員数は補助金の対象となる数であり、実数ではありません。
※ 当表における市補助金の額は、社会福祉協議会への人件費補助分であり、事業費補助金は含まれていません。

資料２－③

■ 社会福祉協議会職員組織図

（H25.4現在）

- 会長
- 副会長
- 副会長
- 副会長

本　所

- 事務局長事務心得　正職×１
- 部長
- 次長（課長を兼務）　正職×１

総務課

課長（次長が兼務）

総務係

- 主任　正職×１
- 主事　嘱託×１

地域福祉・在宅福祉課

課長（係長兼務）　正職×１

在宅福祉係

- 係長　正職×１
- 相談員　臨職×１

（元気デイ担当）

- 担当　嘱託×１　臨職×６
- 運転手×５

地域福祉係

木津支所	係長（課長が兼務）	主事　正職×１、臨職×１
加茂支所	係長　正職×１	主事　嘱託×２
山城支所	係長　正職×１	主事　嘱託×１

ボランティアセンター

正職×１
臨職×１

老人クラブ連合会担当

臨職×１

介護保険事業所担当

正職×13
嘱託×　３
臨職×74

※ 給与補助金の対象
役員×４　職員×16

■ 社協ガイドブック（木津川市社会福祉協議会）

資料２－④

社協ガイドブック

社協って何？

地域福祉活動をご紹介

在宅生活を応援します

安心できる介護サービスを提供

お困りごとがあったら

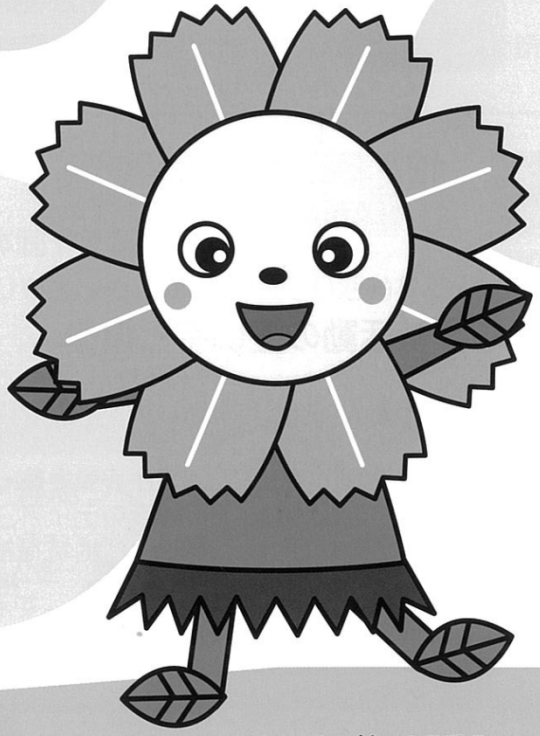

ハッピーコスモスちゃん

社会福祉法人

木津川市社会福祉協議会

社会福祉協議会（通称：社協）とは？

社会福祉協議会とは、社会福祉法という法律に基づいて全国の都道府県・市区町村に設置された公共的な団体です。誰もが安心して暮すことのできる福祉のまちづくりを、住民の皆様やボランティア、関係団体、機関と共に考え、問題解決に取り組む活動をしています。これらの活動は住民の皆様の会費によって支えられています。

木津川市社会福祉協議会の組織

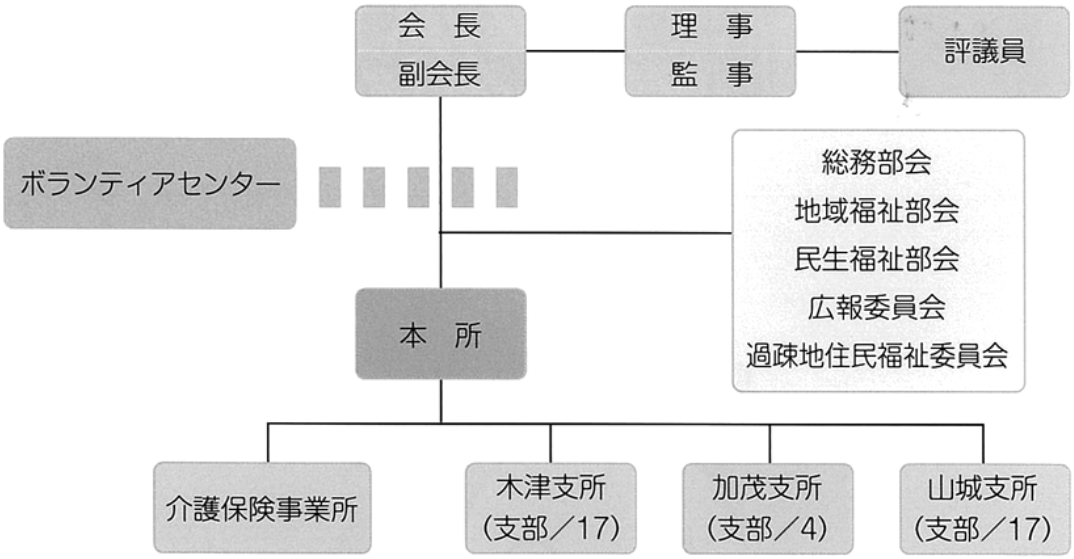

地域福祉活動の担い手と協働

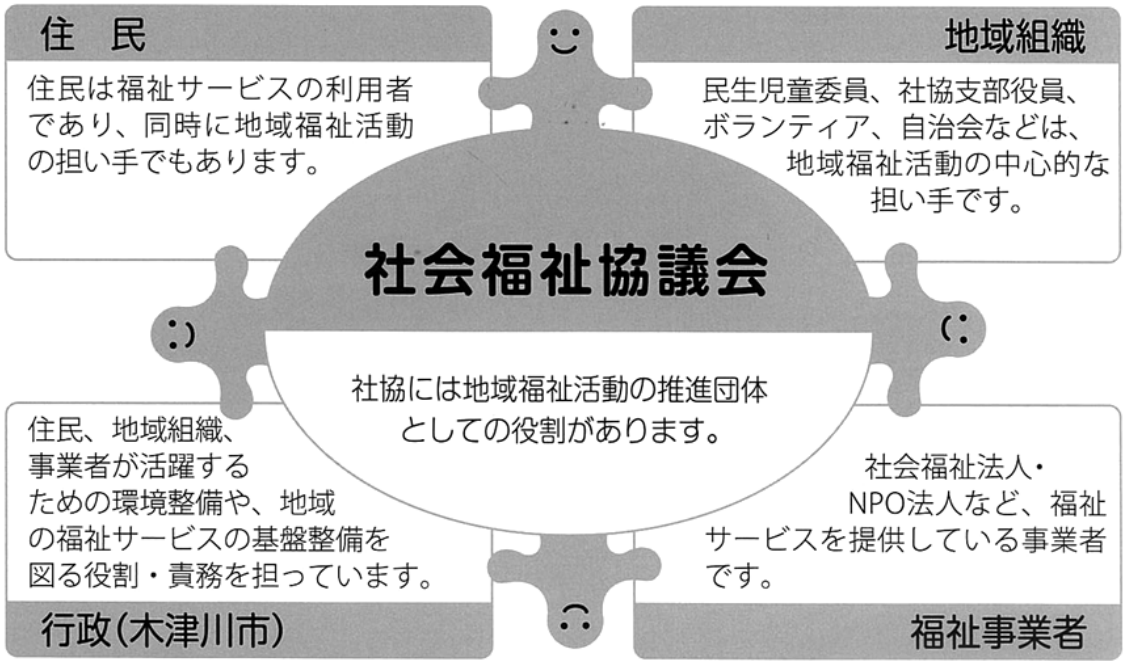

地域福祉活動計画

～みんなで計画をつくりました～

「木津川市地域福祉活動計画」(平成22～26年度までの5ケ年計画)は住民・福祉事業者・社協・行政等が一緒になって、誰もが安心して住み続けることができる地域づくりをめざして計画を策定しました。今後は、木津川市の「木津川市地域福祉計画」と連携・共同しながら、地域・住民が主体の福祉コミュニティづくりを進めていきます。

基　本　理　念

思いやり　**あふれる笑顔**　**ひろがる輪**

思いやりの気づきや意識づくりをはじまりとして、あふれる笑顔で活動する人を育て、つなぎながら地域福祉活動の輪を広げていきます。

基　本　方　針

● 地域力を支える体制や組織づくり

支部の組織づくりをはじめ、高齢者の見守り活動などの住民が主役となった小地域の活動を支援します。

● 交流・気づき・人のつながりづくり

交流会やサロンなど住民による地域のつながりづくりを応援します。

● 総合的な地域ケア体制づくり

介護保険などのフォーマルサービスから住民参加型助け合いサービス等、制度外のインフォーマルサービスまでを一貫して提供できるという社協の強みを活かして、他機関と連携し、地域生活を支援します。

● 地域福祉の担い手養成

ボランティアセンターを拠点として、ボランティアなど地域福祉の担い手の活動を支援するとともに、活動ニーズに応える新しいメンバーの養成を図ります。

● 福祉事業者等の連携・活動支援

ニーズに応えた福祉サービスの充実や開発のために、福祉事業者、自治会や民生児童委員協議会等と連携して財政や体制など社協の基盤を強化します。

● 地域福祉の拠点、環境整備

住民がサロンやボランティア活動を行うために、民間施設を有効に活用できるように応援します。

地域福祉活動

1．小地域福祉活動(支部活動)

福祉の充実を地域の皆さんと共に目指しています。

社協の活動を円滑に推進するために各支所に支部を設置しています。

支部は、小地域福祉活動を推進し、住民による地域のつながりをつくり安心して住めるまちづくりを目指して、いろいろな活動をしています。

木津支所	(17支部)	木津町　木津　本町西　本町東　宮ノ裏　鹿背山　梅谷　市坂　下川原 曽根山　大里　北之庄　東吐師　西吐師　兜台　相楽台　東木津川台
加茂支所	(4支部)	加茂　瓶原　当尾　南加茂台
山城支所	(17支部)	北綺田　南綺田　北平尾　南平尾　神童寺　北河原　椿井 上狛1番区　上狛2番区　上狛3番区　上狛4番区　上狛5番区 上狛6番区　上狛7番区　上狛8番区　上狛9番区　上狛10番区

※平成25年3月現在の支部状況

●ふれあいサロン活動支援

地域における身近な居場所として、高齢者や障がい児・者、子育てサロン活動を支援しています。サロンのない地域への立ち上げを支援したり、活動助成を行っています。

サロンのクリスマス会

●防災ワークショップの開催

地域の自主防災会や自治会・福祉関係団体等と連携して防災活動に取り組んでいます。災害時に役立つ知識や技術を学んだり、日頃の備えを地域のみんなで考えることで、安心・安全なまちづくりへつなぎます。

防災頭巾を作りました

●高齢者のつどい

支部ごとに、日帰り旅行や食事会、交流会など楽しい催しを開催しています。

高齢者交流会

●過疎地住民福祉委員会

村おこしと地域福祉を一体的に取り組んでいる加茂当尾地域の住民主体の地域づくりを支援しています。

地域みんなで餅つき大会

●高齢者見守り隊事業

身近な地域で見守りの必要な方々が安心して日々を過ごせるように、社協の見守り隊員をはじめ、様々な団体・機関が連携して見守り活動を行っています。

地域見守りネットワーク活動のしくみ

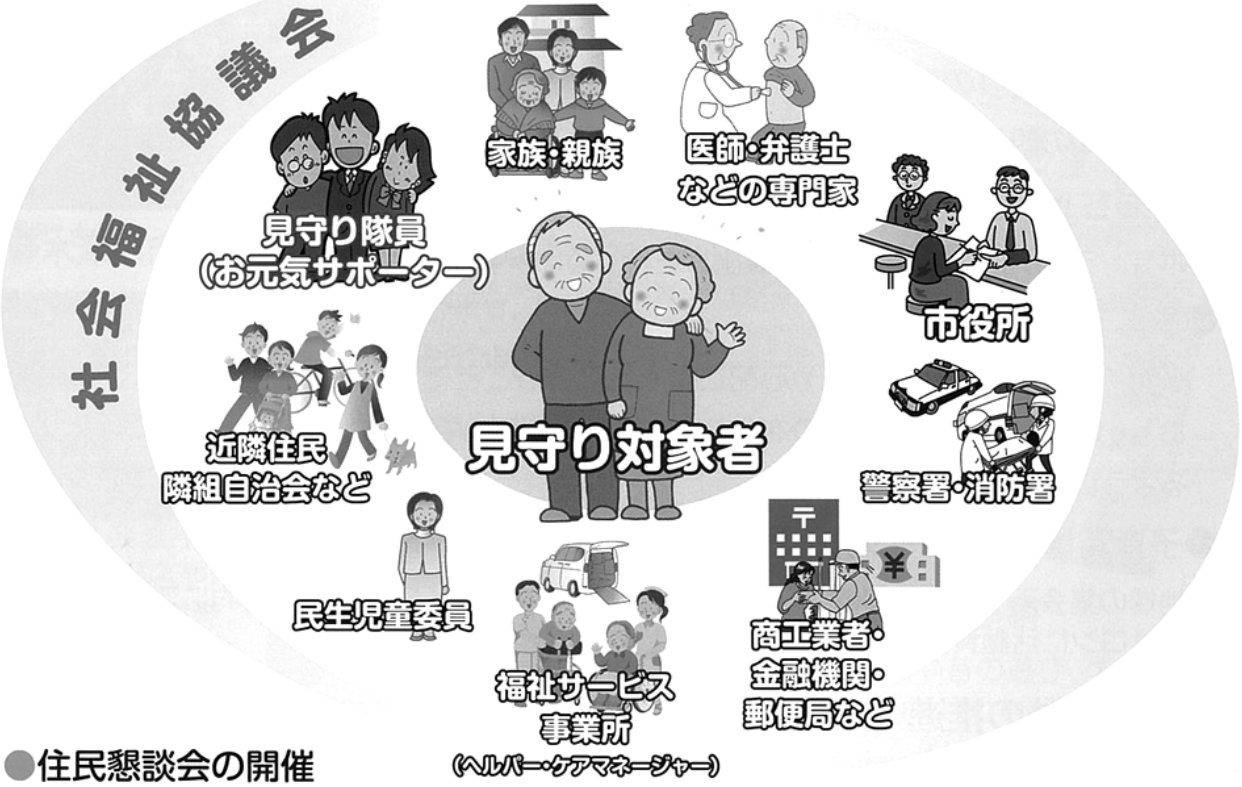

●住民懇談会の開催

木津川市地域福祉活動計画による新たな取り組みとして、近隣の住民が助け合い、地域課題を共有し自ら解決できるよう懇談会を開催しています。

2. 福祉教育

福祉について知る機会を提供しています。

●わが町の福祉体験学習事業

子ども、高齢者、障がい者やボランティアとの様々なふれあいや交流を通して、地域や社会福祉・社会問題への関心を高め、人としての思いやりや優しさ、強さを学びます。

配食ボランティア体験

●福祉推進研修会

住民や社協役員、関係団体を対象に、福祉への理解や関心を高めるための研修会を実施しています。

●出前講座

市内の小・中学校や企業へ車椅子やアイマスクなどの福祉体験の出前講座を行っています。

手話の出前講座

3.子育て支援

安心して子育てできる地域づくりに取り組んでいます。

●子育て支援講座

家庭や地域での子育てに役立つ講座を開催しています。

●子育て夏祭りの開催

子育て中の親子の交流の場として夏祭りを開催しています。

●おもちゃの図書館の開催

ボランティアによるおもちゃの貸出しを行っています。

おもちゃの図書館

●子育て懇談会の開催

子育て中の保護者等が悩みや心配ごとを話し合うことで、お互いに助け合えるつながりを作り、子育てに余裕が持てるように援助します。

子育て夏祭り

●子育てサロン(サークル)活動の支援

地域の集会所や公民館等で、子育て中のお母さん同士の仲間づくりを目的に活動しておられるサロンに活動資金を助成しています。

4.募金活動の推進

社協が地域の福祉活動を支えていくための貴重な財源です。

●会員増強運動

社協の活動は、地域の皆さんの協力があって成り立っています。
皆さんから寄せられる会費が貴重な財源です。ご理解とご協力をお願いします。

【年会費】
個人会員:年額1口 1,000円　賛助会員:年額1口 5,000円
団体・施設会員:年額1口 3,000円　終身会員:100,000円

バザー

●福祉バザー

2年に1回実施しています。バザーの収益金は、地域福祉の充実のために使われています。

●赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金運動

木津川市共同募金会事務局として募金活動を推進しています。

歳末街頭募金

5.高齢者、障がい児・者への支援

同じ課題を持つ者同士の交流や組織の活動を支援します。

●当事者組織への活動支援

地域に暮らす仲間同士がつながり合い励まし合って、安心して暮らせるまちを作れるように、当事者組織の課題改善や組織の立ち上げなどの活動を支援しています。

障がい児・者のつどい

●高齢者や障がい児・者の交流会（つどい）の開催

高齢者や障がい児・者に出会いとふれあい、仲間づくりの機会を提供しています。

介護者交流事業

●介護者交流（リフレッシュ）事業 市受託事業

在宅で介護されている方を対象に、日ごろの疲れやストレスを癒し、介護者同士で交流できる場を作っています。

6．広報・啓発事業

福祉に関する情報を提供します。

●木津川市社協だより「きずな」の発行

福祉の情報を毎月お届けしています。

●木津川市社協ホームページの開設

URL　http://www.kyoshakyo.or.jp/kizugawa/

●ふれあいひろばの開催

舞台発表や野菜市、模擬店やボランティア啓発、映画上映など盛り沢山の催しに多くの方々に参加いただき、市民同士の交流を深めています。

野菜市の様子

●ゲーム、イベント機器の貸し出し

市内の団体に無料で貸し出しています。
＊各種ゲーム用具(ストラックアウト、スカットボール、輪投げなど)、缶バッジマシーン、ポップコーン機、綿菓子機、鉄板焼き器、テントなど

お申込みはP10

●世代間交流事業

カルタ会や昔の遊び、ゲームや餅つきなど子どもから高齢者まで世代を越えて楽しく交流しています。

世代間交流事業

7．ボランティア

ボランティア活動を支援し、ボランティアの輪を広げます。

あなたも
ボランティア
始めませんか？

- ボランティアの登録
- ボランティア保険、福祉行事保険の受付窓口
- ボランティアの担い手づくり、研修会の開催
- 緊急災害時に備えて、災害ボランティアセンターの組織づくりの研修
- ボランティア情報の発信
- ボランティア団体、ＮＰＯ、企業との連携

ボランティアに関するお問い合わせは・・・

木津川市ボランティアセンター
木津川市木津川端19番地
電 話：0774－72－9155
FAX：0774－72－9155

地域生活支援

くらしの安心をサポートし在宅生活を応援します。

1.福祉サービス利用援助事業 お申込みはP10

この事業は、高齢者や知的障がい者・精神障がい者が地域で安心して自立した生活をすることを支援するためのものです。判断能力が十分ではないため、福祉サービスの利用や日常の金銭管理が一人では不安な方に利用していただいています。

福祉サービスの利用をお手伝いします。

福祉サービスの利用で困っている方には…

福祉サービスについての情報を提供し、サービス利用をお手伝いします。

役所などからの書類の手続きが心配な方には…

役所などからの書類の手続きをお手伝いします。

日常的な金銭管理をお手伝いします。

支払いで困ったり心配な方には…

公共料金の支払いのお手伝いや手続きをお手伝いします。

通帳やはんこの管理が心配な方には…

通帳などの管理をお手伝いします。

2.相談援助事業 お申込みはP10

●法律相談（月1回）

相談員：弁護士（無料）

●心配ごと相談（月3回） 市受託事業

相談員：民生児童委員・社協職員

各回定員5名以内です。必ず電話で予約してください。

＊予約は開催月の1日（土日祝の場合はその翌日）から受付

3.貸付事業 お申込みはP10

●生活福祉資金　**●緊急援護資金**　**●くらしの資金** 市受託事業

4.配食サービス 市受託事業 お問い合わせはP10

食事の調理が困難な在宅の高齢者等に対して、月4回(週1回)ボランティアによる手作りのお弁当をお届けし、安否や健康状態の確認をしています。

【利用できる方】

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯で調理が困難な方。

【利用料】 1食 300円

配食の様子

調理の様子

5. 住民参加型助け合いサービス お申込みはP10

“困ったときはお互いさま”の気持ちを持つ人たちが会員となり、有料（実費程度）で清掃、洗濯及び買い物や病院への送迎などのサポートを行うものです。

【利用会員】 木津川市に居住し、何らかの事情によって日常生活を営むのに支障のある方
（福祉送迎サービスにおいては、介護認定・要支援・障害者手帳をお持ちの方）

【協力会員】 木津川市に在住し、この事業の趣旨を理解し、家事、介助、送迎などのお世話の出来る方。協力していただいた方には、利用料と同額の活動費をお支払いします。

【賛助会員】 この事業の趣旨に賛同し、資金等の援助をしていただける方

【サービスの内容】

家事援助サービス
- 調理
- 衣類の洗濯
- 掃除・整理整頓
- 生活必需品の買い物
- その他必要な家事

軽易な介助サービス
- 食事の介助
- 買い物の介助
- 通院の介助
- その他必要な介助

福祉送迎サービス
- 役所、学校、他の公共機関での手続き
- 病院治療（通院治療入退院）
- 福祉施設への事業会議等に参加
- その他、特に必要な送迎

特殊技能によるサービス
- ヘアカットサービス
- その他必要なサービス

【時　間】 原則として平日午前8時45分から午後5時まで
（年末年始【12月29日～1月3日】は除く）

【年会費】 利用会員：年額 1,000円　協力会員：年額 1,000円　賛助会員：1口 1,000円以上

【利用料】 基本1時間 700円、1時間を越える場合 30分ごとに400円ずつ加算。
（送迎については市外は1時間 850円、特殊技能サービスについては、1回 1,000円です。）

6. 生きがい対応型デイサービス事業（元気デイ） 市受託事業

介護予防

木津川市が行う、介護予防・健康維持のための事業です。月4回（週1回）開催し、簡単な運動や趣味の活動を通じて、生きがいと交流の場を提供しています。

【利用できる方】 65歳以上の一人暮らし、高齢者世帯の方で、介護保険の認定を受けておられない方

【利用料】 1回 250円

健康体操

7. 車椅子等の貸出 お申込みはP10

木津川市在住の方に、無料で貸し出しをしています。

＊車椅子、歩行器など

※介護認定を受けておられる方は短期（1週間）貸出しております。

介護サービス事業

高齢者や障がい者が安心できる介護サービスを提供します。

介護サービス事業 ※利用料負担あり

1.通所介護事業(デイサービス)

在宅で過ごされている要介護状態の方に、日帰りで入浴や食事、アクティビティ等のサービスを提供します。サービス提供地域内は送迎を行います。

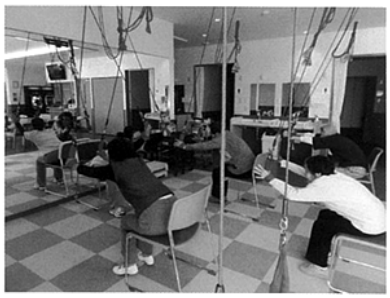

スリング
(転倒防止運動)

きめる

1日のしたいメニューを決める

施設内通貨

稼ぐ! 貯める! 使う
施設内通貨『シード』の採用により、活動意欲を高めます。

シードをためる

- 野菜の水やり
- タオルたたみ
- 管内の歩行練習
- スリング
- 入浴　等

つかう

- 喫茶・カラオケ
- パチンコ
- ネイルアート
- メイクアップ
- 手芸
- ハンドマッサージ 等

来所

送迎します

自由で楽しい空間

好きなこと・やってみたいことを選んでいただき、趣味や関心のあることにチャレンジするあなたを応援します。

食べる楽しみ

栄養のバランスを考えた手作りの美味しいお食事を提供しています。

2.居宅介護支援事業

ケアマネージャーが利用者、家族、主治医、サービス提供者と相談し、より良いケアプランを作成し、自宅での生活を応援します。

3.ホームヘルパーの派遣

ヘルパーが訪問し、身体介護や家事援助などのサービスを行います。

訪問入浴サービス

4.訪問入浴サービス

浴槽を載せた車両が自宅を訪問し、高齢者や障がいのある方の入浴介助を提供します。

5.軽度生活支援事業 市受託事業

ひとり暮らしの高齢者で介護認定を受けておられない方が、自立した生活ができるように支援する木津川市のサービスです。社協からヘルパーを派遣し、軽易な日常生活の援助(買い物、掃除、洗濯など)を行います。

お困りごとがあったら

● 弁護士による法律相談 第２金曜日　13時～15時30分　木津老人福祉センター	法律相談	P7 参照	必ず電話で予約してください。 木津川市社協 ✆71-9559
● 生活上の心配ごと相談 第２水曜日　13時30分～16時　加茂ふれあいセンター 第１金曜日　13時30分～16時　木津老人福祉センター 第４金曜日　13時30分～16時　山城保健センター	心配ごと相談	P7 参照	木津支所 ✆72-5532 加茂支所 ✆76-4338 山城支所 ✆86-4151
● 福祉サービスの利用方法 ● 金銭管理の不安解消	福祉サービス利用援助事業 毎週月～金曜日　9時～17時	P7 参照	木津川市社協 ✆71-9559
● 生活資金が必要になった	生活福祉資金（通年） 緊急援護資金（通年） くらしの資金（期間限定） 毎週月～金曜日　9時～17時	P7 参照	
● 交通の便がなく通院に困った ● 家事をするのが困難	住民参加型助け合いサービス 毎週月～金曜日　8時45分～17時	P8 参照	
● 調理をするのが困難	配食サービス 月4回(週1回)	P7 参照	
● 介護予防・健康維持	生きがい対応型デイサービス 月4回(週1回)	P8 参照	
● 車いす等を借りたい	福祉用具貸出事業 毎週月～金曜日　9時～17時	P8 参照	各支所へお問い合わせください。
● イベント機器を借りたい（テント・ゲーム等）	ゲームイベント機器の貸し出し 毎週月～金曜日　9時～17時	P6 参照	
● 介護サービスを利用したい	介護サービス事業	P9 参照	介護保険事業所 ✆73-2080
● ボランティアをしたい ● ボランティアを頼みたい	ボランティアセンター 毎週月～金曜日　9時～17時	P6 参照	木津川市 ボランティアセンター ✆72-9155
● 福祉活動中の事故が心配	ボランティア保険等	P6 参照	

木津川市社会福祉協議会
本支所所在地

本　所・木津支所

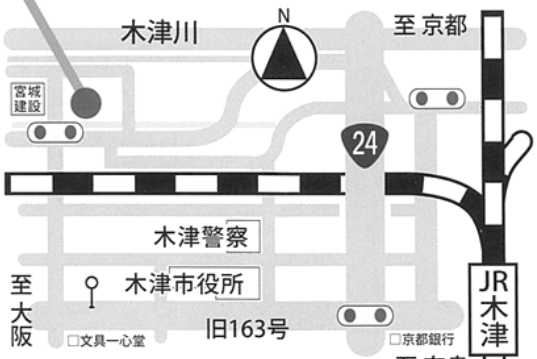

JR「木津駅」より約1.1km 徒歩15分

★ 所在地：〒619-0214
京都府木津川市木津川端19番地
（木津老人福祉センター内）

★ 電　話：**0774-71-9559**

★ ＦＡＸ：**0774-72-7690**

★ Eメールアドレス
kizugawashakyo@friend.ocn.ne.jp

加茂支所

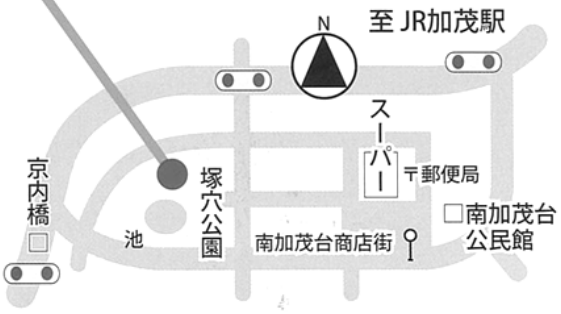

JR「加茂駅」より約3km
奈良交通バスで「南加茂台5丁目」下車 徒歩5分

★ 所在地：〒619-1127
京都府木津川市南加茂台6丁目3番地
（加茂ふれあいセンター内）

★ 電　話：**0774-76-4338**

★ ＦＡＸ：**0774-76-8277**

★ Eメールアドレス
kamo76shakyo4338@forest.ocn.ne.jp

山城支所

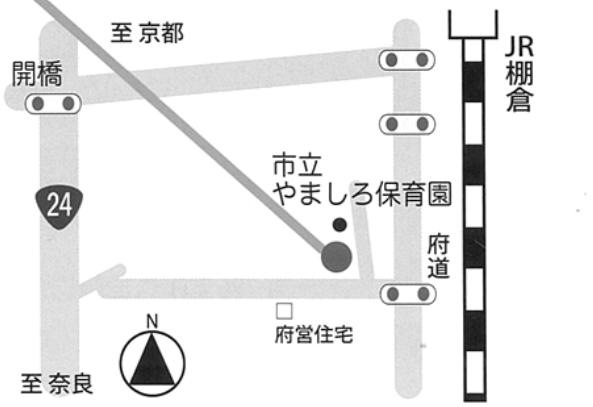

★ 所在地：〒619-0205
京都府木津川市山城町椿井北代102番地
（山城保健センター）

★ 電　話：**0774-86-4151**

★ ＦＡＸ：**0774-86-4521**

★ Eメールアドレス
kizugawashakyo_fuku@wish.ocn.ne.jp

介護保険事業所ケアセンターハッピーコスモス

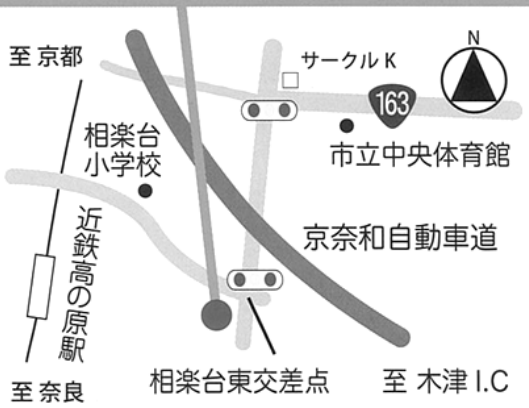

★ 所在地：〒619-0222
京都府木津川市相楽山松川42番地2

★ 電　話：**0774-73-2080（代表）**

★ ＦＡＸ：**0774-73-2191**

★ デイサービス電話：**0774-73-1600**

★ ＦＡＸ：**0774-73-1601**

2013.3

資料２－⑤

■ 木津川市社会福祉協議会補助金の実績報告（抜粋）

実　績　報　告　書

木津川市役所 受付 25.5.20 社会福祉課 654

平成２５年 5 月 20 日

木津川市長　様

社会福祉法人
木津川市社会福祉協議会
会　長　　吉　田　　茂

木津川市社会福祉法人の助成に関する条例第５条の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　事業名　　社会福祉協議会給料補助

２　助成の内容　木津川市における社会福祉事業やそれぞれの地域における福祉の推進を図る目的の事業を、企画実施していく職員の設置補助。

３　添付書類
（１）事業報告書及び収支決算書
　　＊決算認定後速やかに提出します。
（２）　その他市長が必要と認める書類

平成24年度　　社会福祉協議会給料補助事業報告書

【収入】

(単位:円)

費　目		実績額	備　考
市補助金		63,778,000	社会福祉協議会給料補助
府社協受託金		2,165,000	福祉サービス利用援助事業専門員人件費
社協繰入		1,216,646	
合　計		67,159,646	

【支出】

(単位:円)

費　目	予算額	決算額	内訳		備　考
			法　人	福祉サービス	
役員報酬	940,000	940,000	940,000	0	正副会長報酬
本給	38,771,000	38,848,000	35,978,800	2,869,200	職員14名・非常勤4名
諸手当	14,961,000	14,106,668	12,475,605	1,631,063	管理職・扶養・地域・住居・通勤・時間外・資格・期末・勤勉手当
法定福利費	7,131,000	8,021,817	7,407,806	614,011	社会保険料・労働保険料
厚生費	364,000	265,001	255,658	9,343	健診料
退職積立金	2,968,000	2,813,160	2,813,160		全社協退職積立金
小計	65,135,000	64,994,646	59,871,029	5,123,617	
市返還金支出		2,165,000			
合計		67,159,646			

上記のとおり報告いたします。

平成25年　3月　31日

木津川市社会福祉協議会
会　長　　吉田　　茂

実　績　報　告　書

25.5.30
727

平成２５年 5 月 30 日

木津川市長　様

社会福祉法人
木津川市社会福祉協議会
会　長　　吉　田　　茂

木津川市社会福祉法人の助成に関する条例第５条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1　事業名　　地域福祉推進事業

2　助成の内容　生活圏に根ざした小地域において住民・ボランティアの参加による在宅福祉活動を展開するとともに、地域での見守り活動を強化することで誰もが安心して生活できる地域社会づくりを行うための地域福祉活動事業、子育て活動支援事業、ボランティア活動支援事業への助成。

3　添付書類
（1）平成２４年度事業報告書及び収支決算書

（2）その他市長が必要と認める書類

平成24年度　地域福祉推進事業事業実施報告書

平成25年 5 月 30 日

市町村名		木津川市	
事業の名称		地域福祉推進事業	
事業主体		木津川市社会福祉協議会	
実施期間		平成24年4月1日～平成25年3月31日	
	実施内容	ふれあいサロン　登録サロン(高齢者52・子育て20・障害者6・広域2)/おもちゃの図書館・こども夏祭り／高齢者交流会(木津9支部で各1回・加茂4支部で計7回・山城13支部で各1回開催)／ふれあいひろばなど	
	利用者延べ人数	19，619人(サロン14,713人、交流会1,904人、子育て支援事業1,202人、ボランティア活動支援1,800人)	
収入額	市補助金	2,976,000　円	
	参加費収入	12,200　円	子供夏祭り参加費
	事業費収入	844,520　円	模擬店収入他
	法人運営経理区分繰入金	360　円	
	合　　計	3,833,080　円	
支出額	事業費支出	1,383,930　円	
	諸謝金	40,000　円	講師謝礼
	消耗品費	281,774　円	
	消耗備品	50,000　円	おもちゃ購入
	印刷製本費	103,200　円	ひろばチラシ
	水道光熱費	13,864　円	
	燃料費	14,000　円	
	通信運搬費	53,855　円	
	業務委託費	109,860　円	駐車場警備員
	損害保険料	307,220　円	行事保険・事業保険
	賃借料	16,500　円	
	租税公課	3,929　円	消費税
	資料図書費	0　円	
	手数料	315　円	
	食材費	250,746　円	
	雑費	138,667　円	
	助成金支出	2,449,150　円	サロン・高齢者交流会
	合　　計	3,833,080　円	

木津川市補助金額	2,976,000	円
参加費収入	12,200	円
事業費収入	844,520	円
支出計	3,833,080	円
社協負担	360	円

上記のとおり報告いたします。
平成25年 5 月 30 日

木津川市社会福祉協議会
会長　吉田　茂

実　績　報　告　書

25.5.30

728

平成２５年 5月 30日

木津川市長　様

社会福祉法人
木津川市社会福祉協議会
会　長　　吉　田　　茂

木津川市社会福祉法人の助成に関する条例第５条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1　事業名　　加茂ふれあいセンター管理運営事業

2　助成の内容　市内在住の高齢者・障害児者・子育て中のサロン活動や、ボランティア活動、小地域支部の交流会やつどい等の拠点として、つながり作り、生きがい作りに資するセンターの管理運営が必要である為、建物の維持管理（清掃や各種点検、修繕）、日常的に発生する水光熱費の支払い、関係各機関との連絡等を行っており、その費用に対する助成。

3　添付書類

（1）平成２４年度事業報告書及び収支決算書

（2）　その他市長が必要と認める書類

平成24年度 加茂ふれあいセンター管理運営事業実施報告書

平成25年 5 月 30 日

市町村名		木津川市	
事業の名称		加茂ふれあいセンター管理運営事業	
事業主体		木津川市社会福祉協議会	
実施期間		平成24年4月1日～平成25年3月31日	
	実施内容	木津川市在住の高齢者・障害児者・子育て中のサロン活動や、ボランティア活動、小地域支部活動の場として施設を活用し、住み良い町づくり、生きがいづくりに資している。	
	利用者延べ人数	名	
収入額	市補助金収入	2, 637, 000円	市受託金
	社協法人繰入金収入	21, 014円	
	合　　計	2, 658, 014円	
支出額	人件費支出	447, 480円	
	業務委託費	447, 480円	館内清掃
	事業費支出	2, 210, 534円	
	消耗品費	54, 905円	トイレットペーパー、掃除用消耗品他
	水道光熱費	1, 416, 362円	水道、電気料金
	業務委託費	274, 830円	消防点検、剪定、床清掃他
	修繕費	258, 445円	窓ガラス、玄関照明、非常口扉他
	通信運搬費	205, 992円	電話代
	合　　計	2, 658, 014円	

木津川市補助金額　2, 637, 000円
支出金額計　2, 658, 014円
差引残額　21, 014円（社協負担）

上記のとおり報告いたします。

平成25年 5 月 30 日

木津川市社会福祉協議会
会長　吉田　茂

木津川市役所 受付 25.3.15 社会福祉課 276

実　績　報　告　書

平成 25 年 3 月 15 日

木津川市長　河 井　規 子 様

社会福祉法人
木津川市社会福祉協議会
会　長　　吉　田　　茂

木津川市社会福祉法人の助成に関する条例第５条の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　事業名
（１）木津川市福祉大会

２　助成の内容
（１）長年において福祉の分野で従事された功労者や功績顕著なボランティア功労者を表彰・感謝する。また、社会福祉事業を展開していくうえでの啓発活動もおこなう。

３　添付書類
（１）　事業報告書及び収支決算書

平成24年度　福祉大会事業費収支書

科目		金額	適用
収入	**補助金収入**	**300,000 円**	市補助金
	社協負担金	**348,849 円**	
	合計	**648,849 円**	
支出	**諸謝金**	**186,260 円**	
	講師料(交通費含む)	186,260 円	講演会講師
	通信運搬費	**59,095 円**	
	郵送料	59,095 円	案内状
	消耗品費	**227,944 円**	
	リボン・封筒・宛名シール他	57,857 円	
	賞状・額・筒	134,639 円	
	社協旗	29,400 円	
	お茶	6,048 円	
	業務委託費	**87,180 円**	
	舞台オペレーター	20,000 円	
	要約筆記	67,180 円	
	記念品費	**10,000 円**	
	表彰者記念品(8年以上)	10,000 円	
	雑費	**78,370 円**	
	合唱団お礼	30,000 円	アトラクション
	生花、協力者食糧費	48,370 円	
	合計	**648,849 円**	

資 金 収 支 計 算 書

法 人 名:木津川市社会福祉協議会
会計合算名:一般会計

資料２－⑥

(自)平成24年 4月 1日
(至)平成25年 3月31日

科目		予算	決算	差異	備考
経常活動による収支					
	経常活動による収支(収入)				
	会費収入	10,369,000	10,390,000	▲ 21,000	
	普通会費収入	9,496,000	9,094,000	402,000	
	賛助会費収入	635,000	1,047,000	▲ 412,000	
	団体施設会費収入	8,000	8,000	0	
	住民参加型会費	230,000	241,000	▲ 11,000	
	寄附金収入	826,000	420,350	405,650	
	一般寄付金収入	816,000	420,350	395,650	
	寄付金収入(介護)	10,000	0	10,000	
	分担金収入	0	0	0	
	補助金収入	72,217,000	72,417,152	▲ 200,152	
	市補助金収入	70,425,000	70,425,000	0	
	府社協補助金収入	1,629,000	1,667,152	▲ 38,152	
	府補助金収入	163,000	285,000	▲ 122,000	
	市町村社協連合会補助金収入	0	40,000	▲ 40,000	
	助成金収入	60,000	120,258	▲ 60,258	
	助成金収入	60,000	120,258	▲ 60,258	
	受託金収入	35,407,000	36,463,900	▲ 1,056,900	
	市受託金収入	30,122,000	31,124,900	▲ 1,002,900	
	府社協受託金収入	5,285,000	5,339,000	▲ 54,000	
	生活福祉資金貸付事務受託金収入	2,539,000	2,539,000	0	
	市町村社協生活福祉資金運動推進事務費	381,000	381,000	0	
	福祉サービス利用援助事業受託金収入	2,365,000	2,419,000	▲ 54,000	
	事業収入	5,990,000	5,678,260	311,740	
	参加費収入	778,000	783,400	▲ 5,400	
	広告料収入	0	0	0	
	利用料収入	4,720,000	4,457,750	262,250	
	その他の事業収入	492,000	437,110	54,890	
	貸付事業等収入	2,700,000	3,006,500	▲ 306,500	
収入	償還金収入	2,700,000	3,006,500	▲ 306,500	
	共同募金配分金収入	9,463,000	9,463,569	▲ 569	
	共同募金配分金収入	2,925,000	2,925,382	▲ 382	
	歳末たすけあい募金収入	6,538,000	6,538,187	▲ 187	
	負担金収入	6,430,000	5,811,750	618,250	
	負担金収入	6,430,000	5,811,750	618,250	
	負担金収入	500,000	690,250	▲ 190,250	
	給食サービス利用者負担金収入	4,170,000	3,644,400	525,600	
	ボランティア保険負担金収入	110,000	107,600	2,400	
	介護者交流事業負担金収入	0	0	0	
	後期高齢者激励会負担金収入	0	0	0	
	生きがい大学負担金収入	1,650,000	1,369,500	280,500	
	バザー事業収入	0	0	0	
	介護保険収入	143,090,000	139,797,959	3,292,041	
	居宅介護料収入	118,250,000	121,086,341	▲ 2,836,341	
	介護報酬収入(居宅)	107,500,000	104,714,263	2,785,737	
	利用者負担金収入(居宅)	10,750,000	16,372,078	▲ 5,622,078	
	居宅介護支援介護料収入	20,000,000	18,136,538	1,863,462	
	利用者等利用料収入	4,300,000	0	4,300,000	
	その他の事業収入	540,000	575,080	▲ 35,080	
	要介護認定収入	177,000	411,280	▲ 234,280	
	サービス計画費収入	315,000	163,800	151,200	
	その他の事業収入	48,000	0	48,000	
	自立支援費等収入	3,526,000	3,856,768	▲ 330,768	
	介護給付費収入	3,273,000	3,628,789	▲ 355,789	
	利用者負担金収入	253,000	227,979	25,021	

科目		予算	決算	差異	備考
収入	補助事業等収入	7,759,000	6,925,940	833,060	
	補助事業収入	0	0	0	
	受託事業収入	7,759,000	6,925,940	833,060	
	雑収入	3,361,000	5,067,372	▲ 1,706,372	
	雑収入	3,361,000	5,067,372	▲ 1,706,372	
	受取利息配当金収入	2,158,000	2,085,324	72,676	
	預金利子収入	233,000	60,449	172,551	
	配当金収入	1,925,000	2,024,875	▲ 99,875	
	会計単位間繰入金収入	0	0	0	
	経理区分間繰入金収入	24,576,000	14,037,915	10,538,085	
	法人運営経理区分繰入金収入	20,784,000	10,713,888	10,070,112	
	市補助事業経理区分繰入金収入	100,000	0	100,000	
	共同募金配分事業経理区分繰入金収入	0	159,552	▲ 159,552	
	緊急援護資金貸付経理区分繰入金収入	1,000,000	512,455	487,545	
	介護事業経理区分繰入金収入	2,692,000	2,652,020	39,980	
	退職積立事業経理区分繰入金収入	0	0	0	
経常収入計（1）		327,932,000	315,543,017	12,388,983	
経常活動による収支(支出)					
支出	人件費支出	197,414,000	197,690,620	▲ 276,620	
	役員報酬	940,000	940,000	0	
	本給	74,306,000	73,204,493	1,101,507	
	諸手当	34,270,000	39,439,741	▲ 5,169,741	
	法定福利費	15,904,000	17,334,521	▲ 1,430,521	
	厚生費	744,000	661,741	82,259	
	非常勤職員給与	69,163,000	64,023,654	5,139,346	
	退職金	2,087,000	2,086,470	530	
	事務費支出(一般管理支出)	7,081,000	6,613,221	467,779	
	福利厚生費(事務費)	570,000	513,490	56,510	
	旅費交通費(事務費)	70,000	111,560	▲ 41,560	
	研修費(事務費)	130,000	125,700	4,300	
	消耗品費(事務費)	370,000	302,600	67,400	
	器具什器費(事務費)	250,000	245,134	4,866	
	印刷製本費(事務費)	10,000	6,300	3,700	
	燃料費(事務費)	1,000	0	1,000	
	修繕費(事務費)	60,000	42,730	17,270	
	通信運搬費(事務費)	570,000	536,448	33,552	
	会議費(事務費)	120,000	128,244	▲ 8,244	
	業務委託費(事務費)	1,093,000	983,617	109,383	
	委託料(事務費)	630,000	603,620	26,380	
	保守料(事務費)	463,000	379,997	83,003	
	手数料(事務費)	292,000	200,157	91,843	
	損害保険料(事務費)	0	0	0	
	賃借料(事務費)	1,735,000	1,668,756	66,244	
	資料図書費(事務費)	339,000	260,156	78,844	
	租税公課(事務費)	105,000	87,459	17,541	
	渉外費(事務費)	77,000	74,250	2,750	
	諸会費(事務費)	140,000	110,500	29,500	
	会長費(事務費)	0	0	0	
	役員費(事務費)	1,000,000	895,000	105,000	
	広報費(事務費)	0	0	0	
	雑費(事務費)	149,000	321,120	▲ 172,120	
	退職共済金預け金差損	139,000	316,460	▲ 177,460	
	雑費(事務費)	10,000	4,660	5,340	
	事業費支出	78,188,000	74,988,773	3,199,227	
	諸謝金(事業費)	1,025,000	769,148	255,852	
	消耗品費(事業費)	8,614,000	8,187,505	426,495	
	器具什器費(事業費)	1,439,000	1,046,370	392,630	
	印刷製本費(事業費)	3,413,000	2,655,156	757,844	
	水道光熱費(事業費)	7,305,000	7,438,736	▲ 133,736	
	車輌費(事業費)	0	0	0	
	燃料費(事業費)	4,594,000	3,958,584	635,416	

科目		予算	決算	差異	備考
支出	燃料費(事業費)	809,000	307,865	501,135	
	車輌燃料費(事業費)	3,785,000	3,650,719	134,281	
	修繕費(事業費)	1,776,000	1,323,973	452,027	
	通信運搬費(事業費)	3,429,000	3,441,130	▲ 12,130	
	会議費(事業費)	40,000	45,410	▲ 5,410	
	研修費(事業費)	370,000	297,300	72,700	
	業務委託費(事業費)	14,813,000	15,422,551	▲ 609,551	
	手数料(事業費)	473,000	363,210	109,790	
	損害保険料(事業費)	2,716,000	3,288,671	▲ 572,671	
	賃借料(事業費)	6,592,000	6,038,853	553,147	
	租税公課(事業費)	304,000	259,039	44,961	
	資料図書費(事業費)	639,000	686,105	▲ 47,105	
	実費弁償費(事業費)	4,675,000	4,669,214	5,786	
	保守料(事業費)	400,000	353,708	46,292	
	旅費交通費(事業費)	345,000	308,145	36,855	
	広報費(事業費)	121,000	113,000	8,000	
	保健衛生費(事業費)	10,000	0	10,000	
	食材料費(事業費)	9,276,000	8,041,596	1,234,404	
	雑費(事業費)	5,819,000	6,281,369	▲ 462,369	
	貸付事業等支出	3,376,000	3,319,500	56,500	
	貸付金支出	3,376,000	3,319,500	56,500	
	共同募金配分金事業費	0	0	0	
	歳末たすけあい配分金事業費	0	0	0	
	返還金支出	0	0	0	
	市返還金支出	1,185,000	2,937,890	▲ 1,752,890	
	市返還金支出	1,185,000	2,937,890	▲ 1,752,890	
	助成金支出	10,663,000	10,471,924	191,076	
	助成金支出	10,663,000	10,471,924	191,076	
	負担金支出	270,000	386,685	▲ 116,685	
	負担金支出	270,000	386,685	▲ 116,685	
	雑支出	1,000	69,670	▲ 68,670	
	雑支出	1,000	69,670	▲ 68,670	
	会計単位間繰入金支出	0	0	0	
	経理区分間繰入金支出	23,858,000	14,037,915	9,820,085	
	法人運営経理区分繰入金支出	1,000	512,455	▲ 511,455	
	共同募金配分事業経理区分繰入金支出	0	0	0	
	市補助事業経理区分繰入金支出	636,000	403,848	232,152	
	市受託事業経理区分繰入金支出	0	272,032	▲ 272,032	
	生活福祉資金貸付経理区分繰入金支出	256,000	0	256,000	
	緊急援護資金貸付経理区分繰入金支出	1,000,000	1,000,000	0	
	介護事業事業経理区分繰入金支出	10,000,000	0	10,000,000	
	ボランティア基金経理区分繰入金支出	0	39,000	▲ 39,000	
	老人福祉センター経理区分繰入金支出	0	460	▲ 460	
	福祉サービス事業経理区分繰入金支出	2,794,000	2,958,617	▲ 164,617	
	退職積立事業経理区分繰入金支出	4,993,000	5,465,180	▲ 472,180	
	住民参加地域福祉経理区分繰入金支出	4,178,000	3,386,323	791,677	
	介護保険事業所施設建設事業経理区分繰入金支出	0	0	0	
経常支出計(2)		322,036,000	310,516,198	11,519,802	
経常活動資金収支差額(3=1-2)		5,896,000	5,026,819	869,181	
施設整備等による収支					
施設整備等による収支(収入)					
収入	施設整備等補助金収入	1,384,000	1,384,000	0	
	施設整備等寄附金収入	0	0	0	
	固定資産売却収入	0	0	0	
	施設整備等助成金収入	0	0	0	
施設整備等収入計(4)		1,384,000	1,384,000	0	
施設整備等による収支(支出)					
	固定資産取得支出及び繰入支出	6,051,000	6,017,290	33,710	
	基本財産取得支出及び繰入支出	0	0	0	
	建物取得支出	0	0	0	
	その他の固定資産取得支出	6,051,000	6,017,290	33,710	

科目		予算	決算	差異	備考
支出	建物取得支出	0	0	0	
	建物附属設備取得支出	945,000	944,230	770	
	構築物取得支出	0	0	0	
	機械及び装置取得支出	0	0	0	
	車輌運搬具取得支出	5,094,000	5,073,060	20,940	
	器具及び備品取得支出	0	0	0	
	建設仮勘定取得支出	0	0	0	
	権利取得支出	0	0	0	
	ソフトウェア取得支出	12,000	0	12,000	
	元入金支出	0	0	0	
施設整備等支出計(5)		6,051,000	6,017,290	33,710	
施設整備等資金収支差額(6=4-5)		▲ 4,667,000	▲ 4,633,290	▲ 33,710	
財務活動による収支					
財務活動による収支(収入)					
収入	借入金収入	0	0	0	
	投資有価証券売却収入	0	0	0	
	積立預金取崩収入	10,000,000	0	10,000,000	
	介護保険事業運営積立預金取崩収入	0	0	0	
収入	バザー積立預金取崩収入		0	0	
	事業引当特定預金取崩収入	10,000,000	0	10,000,000	
	財産運用積立預金取崩収入	0	0	0	
	入浴車積立預金取崩収入	0	0	0	
	その他の収入	2,226,000	2,402,930	▲ 176,930	
	退職共済預け金返還金収入	2,226,000	2,402,930	▲ 176,930	
財務収入計(7)		12,226,000	2,402,930	9,823,070	
財務活動による収支(支出)					
支出	借入金元金償還金支出	0	0	0	
	投資有価証券取得支出	0	0	0	
	積立預金積立支出	10,000,000	10,000,000	0	
	事業引当特定預金積立支出	10,000,000	10,000,000	0	
	財政運用積立預金支出	0	0	0	
	バザー積立支出	0	0	0	
	その他の支出	5,180,000	5,465,180	▲ 285,180	
	退職共済預け金支出	5,180,000	5,465,180	▲ 285,180	
	流動資産評価減等による資金減少額等	0	0	0	
財務支出計(8)		15,180,000	15,465,180	▲ 285,180	
財務活動資金収支差額(9=7-8)		▲ 2,954,000	▲ 13,062,250	10,108,250	
	予備費(10)	0	0	0	
当期資金収支差額合計(11=3+6+9-10)		▲ 1,725,000	▲ 12,668,721	10,943,721	
前期末支払資金残高(12)		44,111,000	44,112,383	▲ 1,383	
当期末支払資金残高(11+12)		42,386,000	31,443,662	10,942,338	

資 金 収 支 計 算 書

資料２－⑦

法人名:木津川市社会福祉協議会
会計名:法人運営事業経理区分

(自)平成24年 4月 1日
(至)平成25年 3月31日

科目		予算	決算	差異	備考
経常活動による収支					
経常活動による収支(収入)					
収入	会費収入	10,139,000	10,149,000	▲ 10,000	
	普通会費収入	9,496,000	9,094,000	402,000	普通会員1,000円/人
	賛助会費収入	635,000	1,047,000	▲ 412,000	賛助会員5,000円/人
	団体・施設会費収入	8,000	8,000	0	
	寄附金収入	800,000	404,350	395,650	
	一般寄付金収入	800,000	404,350	395,650	
	分担金収入	0	0	0	
	補助金収入	65,003,000	65,042,900	▲ 79,900	
	市補助金収入	63,778,000	63,778,000	0	
	職員設置補助金収入	63,778,000	63,778,000	0	事務局職員
	府社協補助金収入	1,225,000	1,224,900	▲ 39,900	
	ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ保険補助金収入	0	0	0	
	ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｸﾞﾙｰﾌﾟ活動補助金	0	0	0	
	高齢者見守り隊補助金収入	1,225,000	1,224,900	100	見守り隊補助金
	市町村社協連合会補助金収入	0	40,000	▲ 40,000	
	助成金収入	0	60,258	▲ 60,258	
	受託金収入	0	0	0	
	市受託金収入	0	0	0	
	加茂ふれあいｾﾝﾀｰ運営受託金収入	0	0	0	市補助へ移行
	事業収入	0	0	0	
	参加費収入	0	0	0	
	利用料収入	0		0	
	広告料収入	0	0	0	
	その他の事業収入	0	0	0	
	貸付事業等収入	0	0	0	
	共同募金配分金収入	0	0	0	
	負担金収入	0	0	0	
	負担金収入	0	0	0	
	バザー事業収入	0	0	0	
	介護保険収入	0	0	0	
	利用料収入	0	0	0	
	自立支援費等収入	0	0	0	
	補助事業等収入	0	0	0	
	補助事業収入	0	0	0	
	その他補助金等収入	0	0	0	
	雑収入	1,000,000	1,548,815	▲ 548,815	
	雑収入	1,000,000	1,548,815	▲ 548,815	コピー代他
	受取利息配当金収入	80,000	46,609	33,391	
	預金利子収入	80,000	46,609	33,391	
	会計単位間繰入金収入	0	0	0	
	経理区分間繰入金収入	1,000,000	512,455	487,545	
	市受託事業経理区分繰入金収入	0	0	0	
	緊急援護資金貸付事業経理区分繰入金収	1,000,000	512,455	487,545	
	退職積立事業経理区分繰入収入	0	0	0	
経常収入計(1)		78,022,000	77,764,387	257,613	
経常活動による収支(支出)					
	人件費支出	57,058,000	57,057,869	131	
	役員報酬	940,000	940,000	0	正・副会長
	本給	30,952,000	30,801,000	151,000	事務局職員
	諸手当	13,321,000	12,475,605	845,395	
	法定福利費	6,544,000	7,407,806	▲ 863,806	
	非常勤職員給与	4,949,000	5,177,800	▲ 228,800	臨時職員

科目		予算	決算	差異	備考
支出	厚生費	352,000	255,658	96,342	
	事務費支出(一般管理支出)	4,905,000	4,554,662	350,338	
	福利厚生費(事務費)	170,000	170,000	0	
	旅費交通費(事務費)	50,000	89,820	▲ 39,820	職員研修旅費他
	研修費(事務費)	110,000	112,700	▲ 2,700	研修受講料
	消耗品費(事務費)	200,000	190,204	9,796	
	器具什器費(事務費)	0	0	0	
	印刷製本費(事務費)	0	0	0	
	修繕費(事務費)	60,000	42,730	17,270	
	燃料費(事務費)	1,000	0	1,000	
	通信運搬費(事務費)	545,000	508,358	36,642	電話代
	会議費(事務費)	50,000	62,724	▲ 12,724	
	業務委託費(事務費)	443,000	344,320	98,680	
	委託費(事務費)	0	31,000	▲ 31,000	
	保守料(事務費)	443,000	313,320	129,680	
	手数料(事務費)	232,000	149,650	82,350	
	損害保険料(事務費)	0	0	0	
	賃借料(事務費)	1,565,000	1,553,256	11,744	コピー機リース料他
	資料図書費(事務費)	200,000	182,571	17,429	新聞代
	租税公課(事務費)	100,000	85,109	14,891	
	渉外費(事務費)	39,000	54,250	▲ 15,250	
	諸会費(事務費)	140,000	110,500	29,500	山城地区社協分担金・災害活動支援他
	役員費(事務費)	1,000,000	895,000	105,000	理事会・評議員会他
	広報費(事務費)	0	0	0	
	雑費(事務費)	0	3,470	▲ 3,470	
	雑費(事務費)	0	3,470	▲ 3,470	
	事業費支出	2,759,000	1,517,407	1,241,593	
	諸謝金(事業費)	10,000	0	10,000	
	消耗品費(事業費)	380,000	0	380,000	
	器具什器費(事業費)	85,000	85,000	0	
	印刷製本費(事業費)	1,023,000	343,220	679,780	名刺代
	水道光熱費(事業費)	5,000	0	5,000	
	燃料費(事業費)	140,000	4,359	135,641	
	燃料費(事業費)	55,000	0	55,000	
	車輌燃料費(事業費)	85,000	4,359	80,641	活動車ガソリン代
	修繕費(事業費)	76,000	13,745	62,255	
	通信運搬費(事業費)	50,000	7,481	42,519	電話、郵送料
	会議費(事業費)	0	0	0	
	研修費(事業費)	0	0	0	
	業務委託費(事業費)	400,000	580,239	▲ 180,239	
	手数料(事業費)	0	0	0	
	損害保険料(事業費)	277,000	222,026	54,974	役員ボランティア保険他
	賃借料(事業費)	110,000	17,695	92,305	ホール使用料他
	租税公課(事業費)	35,000	41,300	▲ 6,300	
	資料図書費(事業費)	40,000	34,560	5,440	書籍購入他
	実費弁償費(事業費)	0	0	0	
	保守料(事業費)	0	0	0	
	旅費交通費(事業費)	0	4,200	▲ 4,200	
	食材料費(事業費)	0	0	0	
	雑費(事業費)	128,000	163,582	▲ 35,582	
	貸付事業等支出	0	0	0	
	共同募金配分金事業費	0	0	0	
	市返還金支出	0	0	0	
	市返還金支出	0	0	0	
	助成金支出	3,839,000	3,437,531	401,469	
	助成金支出	3,839,000	3,437,531	401,469	支部助成金
	負担金支出	250,000	367,000	▲ 117,000	
	負担金支出	250,000	367,000	▲ 117,000	府社協会費・職連協会費
	雑支出	1,000	47,970	▲ 46,970	

科目		予算	決算	差異	備考
支出	雑支出	1,000	47,970	▲ 46,970	
	会計単位間繰入金支出	0	0	0	
	経理区分間繰入金支出	21,832,000	10,713,888	11,118,112	
	法人運営経理区分繰入金支出	0	0	0	
	共同募金配分事業経理区分繰入金支出	0	0	0	
	市補助事業経理区分繰入金支出	636,000	403,848	232,152	
	市受託事業経理区分繰入金支出	0	272,032	▲ 272,032	
	生活福祉資金貸付事務経理区分繰入金支	256,000	0	256,000	
	ボランティア基金経理区分繰入金支出	0	39,000	▲ 39,000	
	緊急援護資金貸付事業経理区分繰入金支	1,000,000	1,000,000	0	
	居宅サービス等事業経理区分繰入金支出	10,000,000	0	10,000,000	
	老人福祉センター経理区分繰入支出	0	460	▲ 460	
	福祉サービス利用援助事経理区分繰入支	2,794,000	2,958,617	▲ 164,617	
	退職積立事業経理区分繰入支出	2,968,000	2,813,160	154,840	
	住民参加型事業経理区分繰入支出	4,178,000	3,226,771	951,229	
経常支出計（2）		90,644,000	77,696,327	12,947,673	
経常活動資金収支差額（3=1-2）		▲ 12,622,000	68,060	▲ 12,690,060	
施設整備等による収支					
収入	施設整備等による収支（収入）				
	施設整備等補助金収入	0	0	0	
	施設整備等寄附金収入	0	0	0	
	固定資産売却収入	0	0	0	
	施設整備等助成金収入	0	0	0	
施設整備等収入計（4）		0	0	0	
施設整備等による収支（支出）					
支出	固定資産取得支出及び繰入支出	0	0	0	
	その他の固定資産取得支出	0	0	0	
	器具及び備品取得支出	0	0	0	
	ソフトウェア取得支出	0	0	0	
	元入金支出	0	0	0	
施設整備等支出計（5）		0	0	0	
施設整備等資金収支差額（6=4-5）		0	0	0	
財務活動による収支					
財務活動による収支（収入）					
収入	借入金収入	0	0	0	
	投資有価証券売却収入	0	0	0	
	積立預金取崩収入	10,000,000	0	10,000,000	
	バザー積立預金取崩収入	0	0	0	
	事業引当預金取崩収入	10,000,000	0	10,000,000	
	財産運用積立預金取崩収入	0	0	0	
	その他の収入	0	0	0	
財務収入計（7）		10,000,000	0	10,000,000	
財務活動による収支（支出）					
支出	借入金元金償還金支出	0	0	0	
	投資有価証券取得支出	0	0	0	
	積立預金積立支出	10,000,000	10,000,000	0	
	財政運用積立支出	0	0	0	
	事業引当特定預金積立支出	10,000,000	10,000,000	0	
	その他の支出	0	0	0	
	流動資産評価減等による資金減少額等	0	0	0	
財務支出計（8）		10,000,000	10,000,000	0	
財務活動資金収支差額（9=7-8）		0	▲ 10,000,000	10,000,000	
	予備費（10）	0	0	0	
当期資金収支差額合計（11=3+6+9-10）		▲ 12,622,000	▲ 9,931,940	▲ 2,690,060	
前期末支払資金残高（12）		12,622,000	12,622,434	▲ 434	
当期末支払資金残高（11+12）		0	2,690,494	▲ 2,690,494	

■ 木津川市社会福祉協議会財産目録

資料２－⑧

財　　産　　目　　録
平成25年 3月31日現在

法人名:木津川市社会福祉協議会
会計名:一般会計　　（単位:円）

資産・負債の内訳	金　額
Ⅰ.資 産 の 部	
1.流 動 資 産	
現　金	0
普通預金	
	5,062,427
	96,251
	951,341
	261,357
	16,421,513
	251,597
	0
	0
	0
	1,951,367
	1,062,873
	93,153
	0
	12,440
	1,107,290
	0
	364
貯蔵品	21,250
未収金	25,326,394
未収補助金	0
前払金	15,750
仮払金	0
流動資産合計	**52,635,367**

2. 固 定 資 産	
（1）基本財産	
定期預金	**4,000,000**
	1,000,000
	2,000,000
	1,000,000
建物（基本財産）	**107,785,267**
（2）その他固定資産	
財政調整預金	**7,411,486**
	2,584,183
	4,827,303
福祉基金	**13,033,000**
	3,033,000
	10,000,000
事業引当特定	**17,415,817**
	7,415,817
	5,000,000
	5,000,000
福祉車輌	**204,864**
	204,864
ボランティア基金	**130,674,740**
	4,655,624
	375,206
	1,861
	1,455,930
	2,763,186
	3,500,000
	8,300,000
	20,000,000
	50,000,000
	9,998,139
	29,624,794

固定資産備品	
建物付属設備	14,536,776
構築物	5,582,080
機械及び装置	12,869,766
器具及び備品	1,484,524
車輌運搬具	9,612,835
建設仮勘定	0
権　利	931,000
ソフトウェア	23,100
長期貸付金	8,798,300
退職共済預け金	45,157,380
その他の積立金	
固定資産合計	379,520,935
資 産 合 計	**432,156,302**
Ⅱ. 負 債 の 部	
1. 流 動 負 債	
未払金	20,042,402
預り金	1,127,303
仮受金	0
前受金	22,000
流動負債合計	21,191,705
2. 固 定 負 債	
退 職 給 与 引 当 金	45,157,380
固定負債合計	45,157,380
負 債 合 計	(**66,349,085**)
差 引 正 味 財 産	**365,807,217**

※預金の銀行名・支店名等は省略

貸　借　対　照　表
平成25年 3月31日現在

資料２－⑨

法 人 名:木津川市社会福祉協議会
会計合算名:一般会計

科　目	当年度末	前年度末	増　減	科　目	当年度末	前年度末	増　減
資　産　の　部				負　債　の　部			
流動資産	52,635,367	67,770,104	▲ 15,134,737	流動負債	21,191,705	23,657,721	▲ 2,466,016
現金	0	0	0	短期運営資金借入金	0	0	0
預貯金	27,271,973	44,295,173	▲ 17,023,200	会計単位外借入金	0	0	0
有価証券	0	0	0	会計単位内借入金	0	0	0
未収金	25,326,394	23,440,499	1,885,895	経理区分勘定	0	0	0
貯蔵品	21,250	34,432	▲ 13,182	未払金	20,042,402	22,249,812	▲ 2,207,410
立替金	0	0	0	未返還金	0	0	0
前払金	15,750	0	15,750	預り金	1,127,303	1,407,909	▲ 280,606
短期貸付金	0	0	0	前受金	22,000	0	22,000
会計単位外貸付金	0	0	0	仮受金	0	0	0
会計単位内貸付金	0	0	0	賞与引当金	0	0	0
経理区分勘定	0	0	0	その他の流動負債	0	0	0
仮払金	0	0	0				
徴収不能引当金	0	0	0	固定負債	45,157,380	42,095,130	3,062,250
その他の流動資産	0	0	0	設備資金借入金	0	0	0
				長期運営資金借入	0	0	0
固定資産	379,520,935	373,743,949	5,776,986	長期預り金	0	0	0
基本財産	111,785,267	115,505,000	▲ 3,719,733	退職給与引当金	45,157,380	42,095,130	3,062,250
基本財産特定預金	4,000,000	4,000,000	0	貸付事業資金借入金	0	0	0
建物(基本財産)	107,785,267	111,505,000	▲ 3,719,733	経理区分勘定	0	0	0
建物附属設備(基本財産)	0	0	0	その他の固定負債	0	0	0
土地(基本財産)	0	0	0				
				負債の部合計	66,349,085	65,752,851	596,234
その他の固定資産	267,735,668	258,238,949	9,496,719	純　資　産　の　部			
建物	0	0	0	基本金	4,000,000	4,000,000	0
建物附属設備	14,536,776	14,675,850	▲ 139,074	基本金	4,000,000	4,000,000	0
構築物	5,582,080	5,980,800	▲ 398,720				
機械及び装置	12,869,766	15,191,000	▲ 2,321,234	基金	0	0	0
車輌運搬具	9,612,835	9,184,992	427,843				
器具及び備品	1,484,524	2,840,170	▲ 1,355,646	元入金	0	0	0
土地	0	0	0	元入金	0	0	0
建設仮勘定	0	0	0				
権利	931,000	997,500	▲ 66,500	国庫補助金等特別積立金	10,626,306	10,755,781	▲ 129,475
ソフトウェア	23,100	48,300	▲ 25,200	国庫補助金等特別積立金	10,626,306	10,755,781	▲ 129,475
公益事業特別会計元入金	0	0	0				0
収益事業特別会計元入金	0	0	0	その他の積立金	168,739,907	158,739,907	10,000,000
投資有価証券	0	0	0	人件費積立金	0	0	0
長期貸付金	8,798,300	8,485,300	313,000	修繕積立金	0	0	0
長期預け金	0	0	0	備品等購入積立金	0	0	0
退職共済預け金	45,157,380	42,095,130	3,062,250	移行時特別積立金	0	0	0
措置施設繰越特定預金	0	0	0	退職共済積立金	0	0	0
移行時特別積立預金	0	0	0	財政運用積立金	0	0	0
移行時減価償却特別積立預金	0	0	0	貸付事業資金積立金	0	0	0
退職共済積立預金	0	0	0	ボランティア基金積立金	130,674,740	130,674,740	0
ボランティア積立預金	130,674,740	130,674,740	0	介護保険事業運営積立金	0	0	0
財政運用積立預金	0	0	0	財政調整特定積立金	7,411,486	7,411,486	0
介護保険事業運営積立預金	0	0	0	指定福祉特定積立金	0	0	0
貸付事業資金積立預金	0	0	0	事業引当特定積立金	17,415,817	7,415,817	10,000,000
財政調整特定預金	7,411,486	7,411,486	0	福祉資金積立金	13,033,000	13,033,000	0
指定福祉特定預金	0	0	0	福祉車両積立金	204,864	204,864	0
事業引当特定預金	17,415,817	7,415,817	10,000,000	バザー積立金	0	0	0
福祉基金積立預金	13,033,000	13,033,000	0	入浴車両積立金	0	0	0
福祉車両積立預金	204,864	204,864	0	緊急援護資金貸付積立金	0	0	0
バザー積立預金	0	0	0				0
緊急援護資金貸付積立預金	0	0	0	次期繰越活動収支差額	182,441,004	202,262,514	▲ 19,821,510
入浴車両積立預金	0	0	0	次期繰越活動収支差額	182,441,004	202,262,514	▲ 19,821,510
その他の固定資産	0	0	0	(うち当期活動収支差額)	▲ 9,821,510	▲ 2,108,207	▲ 7,713,303
				純資産の部合計	365,807,217	375,758,202	▲ 9,950,985
資産の部合計	432,156,302	441,514,053	▲ 9,357,751	負債純資産合計	432,156,302	441,511,053	▲ 9,354,751

資料２－⑩

■ 木津川市社会福祉法人の助成に関する条例

（平成19年木津川市条例第104号）

（趣旨）

第１条　この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条第１項の規定に基づく社会福祉法人に対する助成について、必要な事項を定めるものとする。

（助成）

第２条　市長は、必要があると認めるときは、社会福祉法人に対し、予算の範囲内において、助成を行うことができる。

（申請手続等）

第３条　社会福祉法人は、前条の規定による助成を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）　理由書

（２）　助成を受けようとする事業の計画書及びこれに伴う収支予算書

（３）　財産目録及び貸借対照表

（４）　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　社会福祉法人は、助成決定後、前項の規定により提出した申請書及び添付書類の記載事項に変更が生じたときは、変更申請書を市長に提出しなければならない。

（使用制限等）

第４条　助成を受けた社会福祉法人は、助成に係る補助金及び財産を助成の目的以外の用途に使用してはならない。

２　助成を受けた社会福祉法人が前項の規定に違反したときは、市長は、助成の決定を取り消し、又は助成に係る補助金及び財産の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（報告）

第５条　社会福祉法人は、補助金に係る収支精算を市長に報告しなければならない。

（委任）

第６条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成19年３月12日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日の前日までに、合併前の木津町社会福祉法人の助成に関する条例（昭和55年木津町条例第９号）、加茂町社会福祉協議会補助金交付要綱（平成９年加茂町要綱第16号）又は山城町社会福祉法人の助成に関する条例（平成元年山城町条例第４号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

■ 木津川市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則

（平成19年木津川市規則第52号）

（趣旨）

第１条　この規則は、木津川市社会福祉法人の助成に関する条例（平成19年木津川市条例第104号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（助成の申請）

第２条　条例第３条に規定する申請は、申請書（別記様式第１号）によるものとする。

（助成の決定通知）

第３条　市長は、助成を決定した場合は、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付したときはその条件を記した助成決定通知書（別記様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

（変更申請）

第４条　条例第３条第２項に規定する変更申請は、変更申請書（別記様式第３号）によるものとする。

（事業実績報告）

第５条　条例第５条に規定する報告は、市長が定める期日までに実績報告書（別記様式第４号）により行うものとする。

（補助金等の手続）

第６条　補助金等の交付に関しては、この規則に定めるもののほか、木津川市補助金等の交付に関する規則（平成19年木津川市規則第36号）に定めるところによる。

（帳簿等の整備）

第７条　助成を受けた社会福祉法人は、助成事業に関する帳簿及び証拠書類を常に整備し、当該事業完了後５年以内において、市長が定める期間保存しなければならない。

（帳簿等の閲覧等）

第８条　市長は、助成の効果をあげるため必要と認めるときは、助成事業に関する帳簿等を閲覧し、説明を求め、若しくは事業の運営について必要な指示をすることができる。

（補則）

第９条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成19年３月12日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日の前日までに、合併前の木津町社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（平成13年木津町規則第５号）又は、加茂町社会福祉協議会補助金交付要綱（平成９年加茂町要綱第16号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

別記様式第１号（第２条関係）

別記様式第２号（第３条関係）

別記様式第３号（第４条関係）

別記様式第４号（第５条関係）

3　シルバー人材センター事業

・**事業仕分け説明資料［シルバー人材センター事業］**　…　P75

・**実施計画調査票兼事務事業評価調査票［シルバー人材センター事業］**…P77

資料３－①　シルバー人材センター事業運営状況　…　P79

資料３－②　木津川市シルバー人材センター事務局体制組織図　…　P83

資料３－③　シルバー人材センター関係パンフレット抜粋　…　P84

資料３－④　木津川市シルバー人材センター収支計算書　…　P87

資料３－⑤　木津川市シルバー人材センター財産目録　…　P90

資料３－⑥　木津川市シルバー人材センター運営補助金交付要綱　…　P92

項目名	シルバー人材センター事業	3
担当部局	保健福祉部　高齢介護課	

①何の／誰のために、どのようなことをしていますか？

定年退職をした方など６０歳以上で働く意欲のある方に、臨時的・短期的な就業の機会を確保・提供する、公益社団法人木津川市シルバー人材センターの運営費を補助しています。
これによって、高齢者が、ご自身の能力を活用しやすい仕組みを作り、追加的な収入を得ていただくとともに、生きがいの充実・社会参加を促進して、地域社会の活性化に繋げるものです。

②私たちの税金をどれだけ使っていますか？

H24	A	22,027 千円
年度	B	22,828 千円
実績	C	22,828 千円
市民	A	305円
一人	B	317円
当り	C	317円

H24 決算の主な項目	（千円）
シルバー人材センター事業補助金	21,927
京都府シルバー人材センター連合会負担金	50
全国シルバー人材センター事業協会負担金	50

※[A]:事業に使った費用　[B]:[A]＋職員人件費　[C]:[B]－（補助金、利用者負担などの収入）

③ 合併後に、どのような見直しを行いましたか？

・シルバー人材センターに対して、合併に伴う支所の統合・組織のスリム化等の事務の効率化を目指す中で、補助金の適正化に努めてきました。
・シルバー人材センターに対しては、市の補助金以外に、国・府から補助金が交付されています。国・府の補助金は見直しが進められています。

	H21	H22	H23	H24
国補助額（千円）	15,200	12,320	8,520	7,100
府補助額（千円）	7,600	6,160	5,700	4,750

④どのような改善策が考えられますか？また、どのような課題がありますか？

・高齢者の社会参加や生きがいづくりのため、シルバー人材センターの活動を促進していくことは重要であるとの考えから、引き続き支援していくこととしていますが、国・府の補助金の見直しに併せて、今後の市の補助金のあり方についても検討が必要だと考えています。
・改善策としては、シルバー人材センターの組織の効率化（支所の統合等）や、営業努力・経費削減等を進めるなど業務内容の一層の見直しを求め、シルバー人材センターができるだけ自立に近づけるような体制を整える必要があると考えています。

※役所の専門用語などをなるべく使わず、わかり易い表現を心がけて作成しています。

⑤補助金を出している団体は、どのような団体ですか。

木津川市シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づく知事の指定を受けた公益社団法人です。
一般家庭や民間の事業所、官公庁から地域に密着した仕事を有償で引き受けて、これを会員に再委任しています。また、会員に対する技能講習会等も開催しています。
市内に居住する６０歳以上で、働く意欲のある健康な人なら誰でも会員になることができ、会員には、働いた仕事量に応じて毎月配分金が支払われます。
事務所は市内に３ヵ所あり、職員数は　９名、会員数　３９４名となっています。

⑥どのような活動／事業に補助金を出していますか。
団体の補助金の使い方はどのようになっていますか。

木津川市シルバー人材センターの職員人件費に対して補助を行っています。

団体の H24 決算の主な項目 （補助金の対象となっているもの）	金額（千円）
給料手当	20,381
賃金	11,157
法定福利費	4,379
退職給付費用	1,680
福利厚生費	130
計	37,727

⑦補助金の額は、どのように決めていますか？
この５年間の補助金の額はどのようになっていますか。

平成 21 年度から平成２５年度までの５か年間計画をたて、合併による事務効率化や人員の削減を想定した補助金額を設定しています。

	H21	H22	H23	H24	H25（予算）
金額（千円）	20,248	18,223	19,422	21,927	21,354
対 H21 比	－	△2,025	△826	1,679	1,106

⑧他の自治体の状況はどうですか？

市町村名	補助金額
宇治市	3,550 千円
八幡市	9,442 千円
城陽市	11,359 千円
京丹後市	23,643 千円
京田辺市	9,000 千円
精華町	6,300 千円

※詳細別添

（様式 1）

実施計画調査票　兼　事務事業評価調査票

(1)Face【基本事項】

プロフィール	年度	平成25年度	作成年月日	
	事業名	シルバー人材センター事業費	所管	高齢介護課
	予算科目、事業コード	1-3-1-4-677	評価責任者	杉田高齢介護課長
	基本計画での位置付け	3　2　4　2ーイ	記入者(係)	高齢者福祉係
	主な取り組み	高齢者の生きがい対策等の充実	(氏名)	佐々木　渉
	主な事業等	1 シルバー人材センター事業	開始年度	平成12年度

(2)Plan【計画】

事業の概要	目的	対象(何を、誰に)	財団法人　木津川市シルバー人材センター
		目的(どのような状態にしたいのか)	同センターの安定した活動を推進。
		全体事業の概要(どれだけ、いつまで)	同センターが将来的に独立して運営、活動ができるよう補助する。
	各年度の手段(どの年度にどれだけ)	平成25年度	補助金額21,354千円。会員の安定した就労支援のためシルバー人材センター事務局職員の人件費を補助する。
		平成26年度	会員の安定した就労支援のためシルバー人材センター事務局職員の人件費を補助する。
		平成27年度	会員の安定した就労支援のためシルバー人材センター事務局職員の人件費を補助する。
	実施方法(誰が、どのように)		☐ 直接実施
			☐ 委託業務又は指定管理　(委託先又は指定管理者:　)
			☑ 補助金(直接・間接)　(補助先及び実施主体:シルバー人材センター)
			☐ 貸付　(貸付先:　)

(3)Do【実施】

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	総事業費	備考
コスト	予算額(千円)	19,522	22,027	21,454	21,454	21,454		
	決算額(千円)	19,522	22,027					
	一般財源	19,522	22,027	21,454	21,454	21,454	0	
	国庫・府補助							
	その他特定財源							
	地方債							
	従事職員数 正職員	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10		
	従事職員数 臨職等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	人件費	807	801	811	811	811		
	事業費合計(千円)	20,329	22,828	22,265	22,265	22,265		

特定財源の詳細(H24)	名称	補助率(負担割合)	補助額等
内訳 国庫補助			
内訳 府補助			
内訳 その他特定財源			

平成24年度事業費内訳	細事業	事業量	事業費
	シルバー人材センター事業補助金		21,927
	全国シルバー人材センター事業協会負担金		50
	府シルバー人材センター連合会負担金		50

実施結果(24年度実績、どうなったのか)	補助金を6月に支出。会員数394人、延べ就業人員36，362人

(4)Check【検証】

			平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	最終目標	推移
評価指標	活動	シルバー人材センター会員数 単位：人	408	394	400	420	440		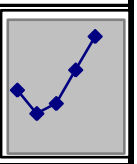
評価指標	コスト	事業費合計／シルバー人材センター会員数 単位：円	49,826	57,939	55,663	53,012	50,602		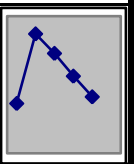
評価指標	成果	延べ就業人員 単位：人	37,170	36,362	37,000	38,000	39,000		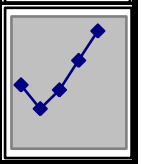

総合評価			達成度	効率性	成果
総合評価	3：高い（良くなった） 2：普通（変わらない） 1：低い（好ましくない）	実施事業評価	2	2	2
		継続性評価	目的・対象・手段の妥当性	緊急性・必要性	
			2	3	

評価結果

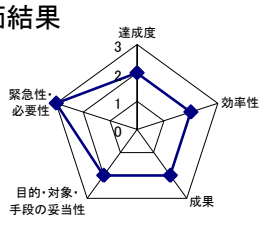

(5)Action【改善】

改善・改革	今後の方向性	☐終了　☐縮小等による見直し　☐効率化等による見直し　☑継続　☐充実 合併により国庫・府補助金が減額される中、事業運営方法等の見直しが必要。
改善・改革	方向性の理由	安定した事業運営を行うため。
改善・改革	改革プラン	事務所箇所数等の整理統合などの助言。

(6)Reference【参考】

参考	比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）	城陽市・京田辺市の補助金・会員数・就業人員等の状況 城陽市　会員数　551人　・　延べ就業人数　53，053人 京田辺市　会員数　503人　・　延べ就業人数　55，874人
参考	特記事項 （根拠法令・事業の沿革など）	根拠法令；社団法人木津川市シルバー人材センター運営補助金交付要綱

資料３－①

■ シルバー人材センター事業運営状況

１．会員数の推移

（人）

	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度
会員数	４７５	４０８	３９４

２．会員の年齢階層別状況（平成 25 年 3 月 31 日現在）

（人）

年齢階層	男	女	計
60 歳～64 歳	40	13	53
65 歳～69 歳	104	35	139
70 歳～74 歳	117	24	141
75 歳～79 歳	39	9	48
80 歳以上	12	1	13
計	312	82	394
平均年齢	70.5	69.1	70.2
就業人員	340	91	431

※ 就業人員　－　１年のうち１日でも働いた人数。退会者含む。

３．受注件数・就業延べ人員

	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度
受注件数	3,163 件(38,360 人)	3,181 件(37,170 人)	3,150 件(36,362 人)
うち公共	823 件(18,471 人)	913 件(19,897 人)	827 件(19,415 人)
うち民間(公団・公社含む)	722 件(14,993 人)	699 件(12,646 人)	720 件(12,605 人)
一般家庭	1,618 件(4,896 人)	1,569 件(4,627 人)	1,603 件 (4,342 人)

４．契約金額

（円）

	平成２２年度		平成２３年度		平成２４年度	
契約金額	183,039,159		180,479,131		178,029,815	
うち公共事業	94,040,158	(51.4%)	103,593,045	(57.4%)	100,691,666	(56.6%)
うち民間	88,999,001	(48.6%)	76,886,086	(42.6%)	77,338,149	(43.4%)

※ 公共事業の内、木津川市 98.9%　京都府 1.1%

５．配分金額

（円）

	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度
配分金額(円)	155,573,949	150,640,379	146,553,164
実働１人当 配分金額(月平均)	30,080	29,330	28,335
実働１人当 配分金額(日平均)	4,055	4,052	4,030

６．就業状況

	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度
就業実人員(人)	431	428	431
就業率(%)	90.7	100.0	100.0
就業延人員(人)	38,360	37,170	36,362
月平均就業日数（日）	7.4	7.2	7.0

※ 就業日数は、同一人物が午前・午後と就労した場合は、2人と換算しています。

７．分野別就業状況

（円）

	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度
一般作業 （学校環境保全、屋外清掃等）	86,964,597	87,882,635	90,565,161
管理 （施設管理等）	48,641,477	51,107,704	47,810,219
技能 （表具、大工等）	31,138,810	27,984,646	28,277,871
事務 （筆耕、宛名書き等）	797,319	3,109,365	2,164,537
サービス （家事援助等）	6,945,041	4,683,137	4,709,367
技術 （設備点検、自動車運転等）	4,938,796	4,251,410	3,423,160
折衝外交 （広報配布等）	3,613,119	1,460,234	1,079,500

※主な発注内容

一般家庭：庭木剪定、表具・大工等

公共事業：公園・配水池の除草、市役所・支所等の宿日直、公共施設の清掃等

８．木津・加茂・山城の支所別活動状況（平成 24 年度）

	木　　津	加　　茂	山　　城	計
契約金額（千円）	８５，０７４	６４，１３４	２８，８２２	１７８，０３０
％	４７．８	３６．０	１６．２	１００

９．配分金（月額）の最高額・最低額（平成 24 年度）

最高額　　207,500 円／月
最低額　　750 円／月

１０．事務局の支出削減の方策

・シルバー保険を見直し、経費の削減をした。（保証内容は同じ。）
・職員以外で対応可能な仕事は、会員を活用して経費を削減した。
・車を新規リースするのではなく、リース期間が満了したものを安価で買取り経費を削減した。
・採算が取れるよう、残材の処分費等の見直しを行った。
・職員は、常に経費の削減に努めるよう意識している。

１１．シルバー人材センターの周知

・１０月の全国的な「普及啓発促進月間」に合わせ、街頭でチラシやポケットティッシュの配布を実施している。
・ボランティア清掃活動を実施している。
・会員による啓発チラシや会員募集チラシのポスティングを実施している。
・会員だけではなく、市内の高齢者を対象にした無料の講習会を開催している。
・市の広報「きづがわ」を利用して会員募集をしている。

１２．近隣自治体のシルバー人材センター補助金の状況

市町村名	国補助金(千円)	国・企画提案補助金(千円)	府補助金(千円)	市町村補助金(千円)	６０歳以上人口(人)	会員数(人)	加入率(%)	就業率(%)	会費（円）※年額	契約金額(円)	契約金額に対する公共比率(%)	配分金に対する事務費（%）
宇治市	5,953	0	2,403	3,550	60,959	650	1.1	89.4	3,000	221,226,045	31.4	8
八幡市	7,100	3,032	2,403	9,442	24,493	520	2.1	100.0	3,600	221,281,409	28.1	8
城陽市	7,100	1,587	2,267	11,359	29,076	503	1.7	90.1	4,000 (保険 2,800) (会費 1,200)	203,184,089	29.8	8
向日市	7,100	0	2,403	6,250	17,257	402	2.3	97.5	3,600	164,578,690	46.9	7
京田辺市	7,100	1,280	2,403	9,000	19,148	557	2.9	99.8	3,600	205,045,221	46.8	10
京丹後市	7,100	1,600	4,160	23,643	23,532	797	3.4	94.6	3,000	267,853,747	32.4	8
精華町	7,100	0	2,403	6,300	9,713	321	3.3	95.0	3,600	122,576,966	66.4	10
木津川市	7,100	0	4,750	21,927	20,287	394	1.9	100.0	2,400	178,029,815	56.6	10

資料３－②

■ 平成２５年度公益社団法人
木津川市シルバー人材センター事務局体制組織図

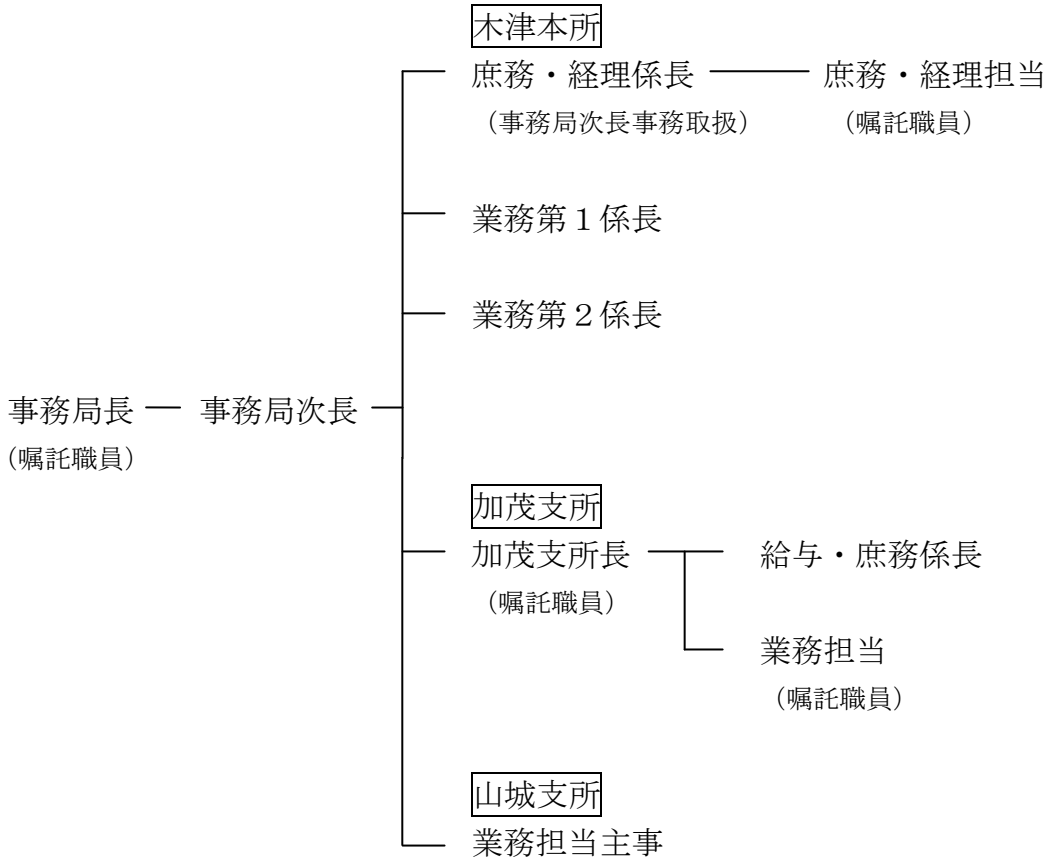

木津本所　５人
加茂支所　３人
山城支所　１人

資料３－③

■ シルバー人材センター関係パンフレット抜粋

●シルバー人材センターのご案内

シルバー人材センターの しくみ

●発注者●
仕事を出す方々
〔企業・家庭・公共団体等〕

○仕事の発注
（契約書の作成）
○契約金の支払い

請負・委任

☆仕事の受注
（臨時的・短期的など）
☆契約内容の履行

シルバー人材センター
（仕事の受注・契約）

○配分金の支払い

仕事の
提供・就業

☆希望する
仕事の登録

●会　員●
〔原則60歳以上で
働く意欲のある方〕

きっとお役に立ちます

シルバー人材センターが請け負う主な仕事

〈一般作業分野〉
- 屋内外清掃
- 除草・草刈り
- チラシ・ビラ配り
- 農作業
- 荷造・運搬
- 包装・梱包
- 調理作業

〈折衝外交分野〉
- 販売員・店番
- 配達・集配
- 集金
- 検針

〈サービス分野〉
- 家事援助サービス
- 福祉サービス
- 子育て支援サービス

〈技能分野〉
- 大工仕事
- ペンキ塗り
- 障子・ふすま・網戸の張り替え
- 植木などの剪定
- 和洋裁
- 刃物とぎ

こんな仕事をしています。

〈事務分野〉
- 一般事務
- 経理事務
- 調査・集計事務
- 毛筆筆耕・宛名書き
- パソコン入力

〈管理分野〉
- 施設管理
- 駐車(輪)場管理
- 建物管理

〈技術分野〉
- 自動車の運転
- 家庭教師
- パソコン指導
- 学習教室の講師

■事務的な仕事や、また元気な高齢者が、より高齢のお年寄りをお世話する仕事の分野を拡げたいと努力しております。
■お引受けできる仕事は、シルバー人材センターにより異なります。

●シルバー人材センター入会説明会資料

会員になるためには！　　仕事をするには！

1．会員になるためには	**4．仕事をするには**
木津川市に居住する ６０歳 以上で働く意欲 のある健康な人 なら、だれでも 会員になることが できます。 	センターから連絡を 受けた仕事の中から 自分で選んで働く ことになります。 また、職種によっては 技能講習会を開催 します。
2．入会の手続き	**5．配分金**
入会申込書を センターに提出 すれば、 会員になれます。 	自分で働いた仕事量 に応じ、センター から配分金として 毎月決められた日に 支払われます。
3．会費	**6．会員傷害保険**
団体を運営するため 若干の会費を納めて いただきます。 年会費 ２，４００円 年度途中の入会の 場合は、２００円× 残余月分を納めていただきます。 	仕事に従事している 間に傷害を被った 場合には、団体傷害 保険によって補償が 受けられます。 当センター負担で 一括加入しています。

公益社団法人木津川市シルバー人材センター

資料３－④

収支計算書

（平成24年4月1日～平成25年3月31日）

（単位:円）

科目	予算現額	決算額	差異	備考
Ⅰ一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1)経常収益				
受託事業収益	178,500,000	178,029,815	470,185	
受取配分金	146,600,000	146,553,164	46,836	
受取材料費等	17,500,000	17,093,001	406,999	
受取事務費	14,400,000	14,383,650	16,350	
受取会費	1,070,000	1,052,600	17,400	
正会員受取会費	1,070,000	1,052,600	17,400	
受取補助金等	33,777,000	33,777,000	0	
受取連合交付金	7,100,000	7,100,000	0	
受取府補助金	4,750,000	4,750,000	0	
受取市補助金	21,927,000	21,927,000	0	
特定資産運用益	20,000	13,290	6,710	
特定資産受取利息	20,000	13,290	6,710	
雑収益	210,000	113,829	96,171	
受取利息	10,000	2,650	7,350	
雑収益	200,000	111,179	88,821	
経常収益計	213,577,000	212,986,534	590,466	
(2)経常費用				
事業費	213,195,000	212,055,351	1,139,649	
支払配分金	146,600,000	146,553,164	46,836	
支払材料費等	14,300,000	13,743,254	556,746	
給料手当	19,900,000	19,853,312	46,688	
賃金	10,800,000	10,720,746	79,254	
法定福利費	4,309,000	4,235,862	73,138	
退職給付費用	1,626,000	1,626,000	0	
福利厚生費	128,000	127,075	925	
旅費交通費	112,000	111,080	920	
通信運搬費	1,200,000	1,159,256	40,744	郵送料他
減価償却費	510,000	509,474	526	

（単位：円）

科目	予算現額	決算額	差異	備考
会議費	20,000	19,203	797	
什器備品費	300,000	285,000	15,000	草刈機他
消耗品費	2,100,000	2,022,443	77,557	事務用品他
修繕費	1,400,000	1,351,590	48,410	車・機械修理他
印刷製本費	410,000	401,250	8,750	封筒印刷他
賃借料	5,500,000	5,476,574	23,426	車・パソコンリース他
保険料	1,600,000	1,586,100	13,900	シルバー保険他
諸謝金	650,000	625,200	24,800	
租税公課	950,000	915,500	34,500	
組織活動助成費	250,000	243,355	6,645	親睦研修会
委託費	390,000	384,832	5,168	パソコン保守他
教材費	10,000	2,016	7,984	
支払手数料	100,000	88,065	11,935	
雑費	30,000	15,000	15,000	
管理費	1,924,000	1,826,818	97,182	
役員報酬	350,000	336,000	14,000	
給料手当	528,000	528,000	0	
賃金	436,000	436,000	0	
法定福利費	143,000	143,000	0	
退職給付費用	54,000	54,000	0	
福利厚生費	4,000	3,098	902	
会議費	20,000	19,960	40	
旅費交通費	10,000	4,880	5,120	
通信運搬費	70,000	68,480	1,520	
消耗品費	10,000	10,000	0	
賃借料	10,000	3,300	6,700	
保険料	34,000	34,000	0	
租税公課	10,000	0	10,000	
支払負担金	185,000	185,000	0	全シ・近シ・京シ会費
支払手数料	10,000	1,100	8,900	
雑費	50,000	0	50,000	
経常費用計	215,119,000	213,882,169	1,236,831	
当期経常増減額	△1,542,000	△895,635	△646,365	

（単位：円）

科目	予算現額	決算額	差異	備考
2. 経常外増減の部				
(1)経常外収益				
固定資産売却益	30,000	30,000	0	
車輌運搬具売却益	30,000	30,000	0	
経常外収益計	30,000	30,000	0	
(2)経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	30,000	30,000	0	
当期一般正味財産増減額	△1,512,000	△865,635	△646,365	
一般正味財産期首残高	78,450,655	78,450,655	0	
一般正味財産期末残高	76,938,655	77,585,020	△646,365	
Ⅲ正味財産期末残高	76,938,655	77,585,020	△646,365	

収支計算書(注記)

（平成24年4月1日～平成25年3月31日）

（単位：円）

科目	予算現額	決算額	差異	備考
【投資活動収支の部】				
〈投資活動収入〉				
特定資産取崩収入	5,000,000	0	5,000,000	
減価償却引当資産取崩収入	0	0	0	
財政調整基金積立資産取崩収入	5,000,000	0	5,000,000	
周年事業積立資産取崩収入	0	0	0	
投資活動収入計	5,000,000	0	5,000,000	
〈投資活動支出〉				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	5,000,000	0	5,000,000	
【財務活動収支の部】				
〈財務活動収入〉				
財務活動収入計	0	0	0	
〈財務活動支出〉				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
当期収支差額	5,000,000	0	5,000,000	

公益社団法人木津川市シルバー人材センター
財産目録
平成25年3月31日現在

資料３－⑤

（単位：円）

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
（流動資産）				
	現金	手元保管	運転資金	113,279
	預金		運転資金	65,401
			運転資金	10,447
			運転資金	79,707
			運転資金	64,772
			運転資金	91,385
	（現金預金計）			424,991
	未収金	190件	受託事業	15,652,708
	仮払金	消費税中間申告等	消費税中間申告等	402,300
流動資産合計				16,479,999
（固定資産）				
特定資産	減価償却引当資産	普通預金	固定資産買換え資金として管理されている預金	12,863,120
	財政調整基金積立資産	定期預金 普通預金	財源の不足が生じたときに取り崩すための預金	15,000,000 10,000,000
		普通預金	財源の不足が生じたときに取り崩すための預金	31,000,000
	（財政調整基金積立資産計）			56,000,000
	周年事業積立資産	普通預金	会員等周年記念行事の資金として管理されている預金	530,211
	特定資産計			69,393,331
その他の固定資産	車輌運搬具	清掃ダンプ9台 軽トラック1台	シルバー事業に使用	159,537
		軽バン1台	法人管理に使用	1
	什器備品	チップシュレッダー1台 芝刈機1台 印刷機1台 ミニローダー1台	シルバー事業に使用	2,165,720
	その他の固定資産計			2,325,258
固定資産合計				71,718,589
	資産合計			88,198,588

（単位：円）

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
（流動負債）				
	未払金	配分金3月分292名	3月分配分金未払	9,237,088
		電話代等	電話代等未払	349,259
		臨時職員賃金	3月分賃金未払	63,503
	（未払金計）			9,649,850
	預り金	所得税等	職員他からの預り金	866,093
	仮受金	墓地清掃業務委託料等40件	墓地清掃業務委託料等仮受金	97,625
流動負債合計				10,613,568
（固定負債）				0
負債合計				10,613,568
正味財産				77,585,020

※預金に係る銀行名・支店名等は省略

資料３－⑥

■ 公益社団法人木津川市シルバー人材センター運営補助金交付要綱（平成19年木津川市告示第43号）

改正　平成23年５月10日告示第74号

（趣旨）

第１条　市長は、公益社団法人木津川市シルバー人材センター運営補助金を交付し、もって高年齢者の生きがいを助長し、社会福祉の増進に資し、本格的な高齢化社会を迎え、高齢者が長年にわたって培ってきた知識・経験を生かすことができる就業の機会や場の提供を図るため、公益社団法人木津川市シルバー人材センターに対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、木津川市補助金等の交付に関する規則（平成19年木津川市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところによる。

（補助金の額）

第２条　補助金の額は、高年齢者就業確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業）交付要綱（平成13年11月１日付け厚生労働省発職高第170号）に基づき、予算の範囲内において市長が別に定める。

（補助金の交付申請）

第３条　規則第４条に規定する申請書は、別記様式第１号のとおりとする。

（決定の通知）

第４条　規則第６条の規定による通知は、公益社団法人木津川市シルバー人材センター運営補助金交付決定通知書（別記様式第２号）により行うものとする。

（実績報告）

第５条　規則第13条に規定する補助事業等完了実績報告書は、別記様式第３号のとおりとする。

（補則）

第６条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成19年３月12日から施行する。

（適用）

２　この告示は、平成20年度から適用し、平成18年度及び平成19年度については、合併前の社団法

人木津町シルバー人材センター運営補助金交付要綱（平成13年木津町告示第９号）又は加茂町シルバー人材センター運営補助金交付要綱（平成15年加茂町要綱第５号）の例による。

附　則（平成23年５月10日告示第74号）

この告示は、公布の日から施行し、平成23年４月１日から適用する。

別記様式第１号（第３条関係）

別記様式第２号（第４条関係）

別記様式第３号（第５条関係）

4　幼稚園使用料

・**事業仕分け説明資料［幼稚園使用料］**　…　P95

・**実施計画調査票兼事務事業評価調査票［幼稚園使用料］**　…　P97

資料４－①　平成２４年度公立幼稚園保育料等調査　…　P99

資料４－②　府内他市の公立幼稚園に係る状況（平成２３年度）　…　P100

資料４－③　平成２５年度幼稚園要覧　…　P101

資料４－④　木津川市幼稚園条例　…　P107

項目名	幼稚園使用料	4
担当部局	教育部　学校教育課	

① 何の／誰のために、どのようなことをしていますか？

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。
幼稚園は、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的としています。
木津川市には公立幼稚園が３園あり、３年保育（３歳～５歳）を実施しています。
平成２５年５月１日現在の園児数は５８７名です。

木津幼稚園：園児２６２名　職員２２名（正職１０、嘱託２、臨職１０）
相楽幼稚園：園児１４３名　職員１４名（正職　６、嘱託２、臨職　６）
高の原幼稚園：園児１８２名　職員１７名（正職　７、嘱託３、臨職　７）

② 私たちの税金をどれだけ使っていますか？

H24 年度 実績	A	49,080 千円
	B	254,560 千円
	C	196,570 千円
市民一人当り	A	681 円
	B	3,530 円
	C	2,726 円

H24 決算の主な項目	（千円）
職員給与費	184,087
幼稚園事務事業費（臨時職員賃金）	21,393
幼稚園事務事業費（郵便料等）	102
幼稚園管理事業費	21,428
(3 園の運営管理、消耗品費・光熱費等)	
幼稚園保健事業費（園医報酬）	2,514
幼稚園バス運行事業費	25,036

※[A]:事業に使った費用　[B]:[A]＋職員人件費　[C]:[B]－（補助金、利用者負担などの収入）

③ 合併後に、どのような見直しを行いましたか？

合併前は、旧木津町にのみ公立幼稚園があり、園区制を敷いていました。
合併後、園区制を廃止し、加茂町地域や山城町地域の住民の方も含めて、どの幼稚園へも通園できるようにしました。
（使用料については、平成６年に旧木津町で月額５，０００円を月額７，０００円に引き上げて以降、改正は行っていません。）

④ どのような改善策が考えられますか？また、どのような課題がありますか？

一層の経費削減の努力をして、効率的で充実した幼稚園運営を行う必要があると考えています。
なお、幼稚園使用料について、現在、文部科学省では「５歳児無償化を視野に置いて、平成２６年度から段階的に取り組む（第２子半額、第３子無償）」としています。

※ 役所の専門用語などをなるべく使わず、わかり易い表現を心がけて作成しています。

使用料について

事業仕分

⑤ 使用料はどのような考え方で、どのように設定されていますか？

幼稚園使用料は、現在月額７，０００円、年額で８４，０００円です。
入園料はありません。
生活保護世帯、非課税世帯、多子世帯に対して減免措置を行っています。
平成２４年度の減免措置額は、３４４，７００円、減免対象者は１０名です。

（※通園バスについては、これとは別に月額３，０００円の使用料を設定しています。）

⑥ この５年間の使用料の収入状況はどのようになっていますか？

	H21	H22	H23	H24	H25（予算）
金額(千円)	４７，９７０	４６，７７４	４５，９１７	４７，０８０	４５，６７１
園児数(人)	５６３	５５２	５４２	５６３	５８７
現年収納率(%)	99.6	99.9	100	99.8	

⑦ 事業に使った費用に対して使用料が占める割合はどの程度ですか？

H24 使用料（千円）		事業に使った費用（千円）		負担割合
４７，０８０	／	２２９，５２４	＝	２１ ％

（※　通園バスに係る経費・使用料を除く。）

⑧ 他の自治体の状況はどうですか？

京田辺市	別添のとおり
城陽市	
精華町	

実施計画調査票　兼　事務事業評価調査票

(1)Face【基本事項】

プロフィール	年度	平成25年度				作成年月日	
	事業名	幼稚園事務事業他				所管	学校教育課
	予算科目、事業コード	1-9-4-1-2225				評価責任者	竹本課長
	基本計画での位置付け	4	2	1	1	記入者(係)	教育総務係
	主な取り組み	幼稚園の運営				(氏名)	畑本　晶子
	主な事業等	幼稚園の運営				開始年度	昭和32年度

(2)Plan【計画】

事業の概要	目的	対象(何を、誰に)	木津川市在住の3歳、4歳、5歳の就学前の幼児
		目的(どのような状態にしたいのか)	学校教育法第22条に規定する幼児教育を推進する
		全体事業の概要(どれだけ、いつまで)	効率的な園運営を行う
	各年度の手段(どの年度にどれだけ)	平成25年度	幼児の教育及び園の運営管理
		平成26年度	幼児の教育及び園の運営管理
		平成27年度	幼児の教育及び園の運営管理
	実施方法(誰が、どのように)	☑ 直接実施	
		☐ 委託業務又は指定管理	(委託先又は指定管理者:　)
		☐ 補助金(直接・間接)	(補助先及び実施主体:　)
		☐ 貸付	(貸付先:　)

(3)Do【実施】

			平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	総事業費	備考
コスト	予算額(千円)		67,644	68,415	50,028	50,028	50,028		予算額・決算額は人件費を除く。人件費は、実績値(事務職員のみ平均値で算定)
	決算額(千円)		76,287	49,080					
	一般財源		19,232	-8,910	-7,677	-7,677	-7,677	0	
	国庫・府補助		47	83					
	その他特定財源		57,008	57,907	57,705	57,705	57,705		
	地方債								
	従事職員数	正職員	21.50	23.50	23.50	23.50	23.50		
		臨職等	17.0	19.5	20.5	20.5	20.5		
	人件費		191,721	205,480	225,687	225,687	225,687		
	事業費合計(千円)		268,008	254,560	275,715	275,715	275,715		

特定財源の詳細(H24)		名称	補助率(負担割合)	補助額等
内訳	国庫補助	幼稚園就園奨励費補助金	1／3以内	83千円
	府補助			
	その他特定財源	幼稚園使用料	月額 7，000円	47，080千円
		バス使用料	月額 3，000円	10，827千円

平成24年度事業費内訳	細事業	事業量	事業費

実施結果(24年度実績、どうなったのか)	在園園児数　木津幼稚園233名、相楽幼稚園151名、高の原幼稚園179名：合計563名

(4)Check【検証】

			平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	最終目標	推移
評価指標	活動	園児数 単位;人	542	563	587	587	587		
評価指標	コスト	事業費合計／園児数 単位;円	494,480	452,149	469,702	469,702	469,702		
評価指標	成果	在園園児率(在園園児数／定員園児数) 単位;%	73	76	79	79	79		

総合評価		達成度	効率性	成果
3:高い(良くなった) 2:普通(変わらない) 1:低い(好ましくない)	実施事業評価	2	2	2
	継続性評価	目的・対象・手段の妥当性	緊急性・必要性	
		3	3	

評価結果

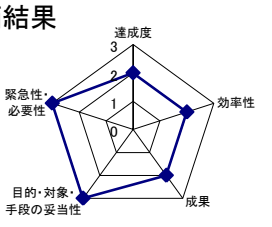

(5)Action【改善】

改善・改革		
	今後の方向性	☐終了 ☐縮小等による見直し ☐効率化等による見直し ☑継続 ☐充実 今後も公立幼稚園において、幼児教育の提供を継続していく。
	方向性の理由	幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。 幼稚園は、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的としており、公立幼稚園においては、保護者の経済的負担に配慮しながら安定した幼児教育の推進を図ることができる。
	改革プラン	一層の経費削減に努力し、効率的で充実した幼稚園運営を行う必要がある

(6)Reference【参考】

参考		
	比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	
	特記事項 (根拠法令・事業の沿革など)	

資料４－①

■ 平成２４年度公立幼稚園保育料等調査（文部科学省）

平成２４年度　公立幼稚園保育料等調査

（平成２４年５月１日現在）

区　分		平均入園料 (A)	平均保育料 (B)	計 (A+B)
		円	円	円
1	北海道	1,644	89,666	91,310
2	青森県	1,316	72,491	73,807
3	岩手県	1,604	65,943	67,547
4	宮城県	459	59,552	60,011
5	秋田県	0	94,054	94,054
6	山形県	584	103,551	104,135
7	福島県	206	54,360	54,566
8	茨城県	444	52,767	53,211
9	栃木県	1,156	96,923	98,079
10	群馬県	1,144	65,472	66,616
11	埼玉県	550	91,436	91,986
12	千葉県	925	79,173	80,098
13	東京都	741	80,028	80,769
14	神奈川県	2,211	99,110	101,321
15	新潟県	1,341	74,247	75,588
16	富山県	0	96,977	96,977
17	石川県	0	173,142	173,142
18	福井県	2,812	68,131	70,943
19	山梨県	0	121,953	121,953
20	長野県	1,450	192,178	193,628
21	岐阜県	6	78,769	78,775
22	静岡県	524	72,955	73,479
23	愛知県	566	95,543	96,109
24	三重県	0	71,057	71,057
25	滋賀県	89	80,043	80,132
26	京都府	1,944	99,098	101,042
27	大阪府	2,067	105,681	107,748
28	兵庫県	2,563	88,761	91,324
29	奈良県	1,759	73,404	75,163
30	和歌山県	458	70,566	71,024
31	鳥取県	0	155,176	155,176
32	島根県	587	91,831	92,418
33	岡山県	0	64,013	64,013
34	広島県	1,209	86,123	87,332
35	山口県	49	74,141	74,190
36	徳島県	25	78,773	78,798
37	香川県	0	65,651	65,651
38	愛媛県	1,330	64,407	65,737
39	高知県	19	49,780	49,799
40	福岡県	2,112	69,760	71,872
41	佐賀県	1,758	104,004	105,762
42	長崎県	3,259	71,448	74,707
43	熊本県	307	64,333	64,640
44	大分県	55	62,947	63,002
45	宮崎県	3,465	57,224	60,689
46	鹿児島県	444	55,509	55,953
47	沖縄県	5,518	52,317	57,835
全国計		1,203	77,940	79,143

■ 府内他市の公立幼稚園に係る状況（平成２３年度）

	園数 （園） A	園児数 （人） B	1園当たり園児数 B/A	使用料月額 （円） C	入園料 （円） D	使用料総額 （千円） E	公費負担総額 （千円） F	園児1人当たり公費負担 （千円） F/B	備考
木津川市	3	542	181	7,000	0	★ 57,008	195,901	361	通園バスあり
京田辺市	8	745	93	7,000	0	62,992	343,535	461	
八幡市	6	562	94	7,000	0	44,419	367,200	653	
城陽市	1	59	59	10,000	0	7,310	41,129	697	
宇治市	4	236	59	9,000	0	21,807	216,925	919	
亀岡市	2	127	64	7,000	0	10,505	77,063	607	
南丹市	2	217	109	7,000	0	★ 19,513	171,160	789	通園バスあり
綾部市	3	75	25	10,000	0	6,637	63,937	852	
福知山市	6	174	29	7,000	0	13,776	184,348	1,059	
舞鶴市	1	50	50	10,000	0	5,910	67,783	1,356	
宮津市	3	77	26	8,500	0	7,974	73,896	960	
京丹後市	3	83	28	9,500	0	8,989	87,275	1,052	通園バスあり

※使用料総額（E）は、平成23年度地方財政状況調査の「幼稚園授業料」の値。

※使用料総額（E）の★は、通園バス使用料も含む（京丹後市は保護者のバス通園使用料負担無）。

※公費負担総額（F）は、平成23年度地方財政状況調査の「幼稚園歳出合計」から「幼稚園授業料（年間使用料）」、「扶助費」「補助費等」（どちらも主に私立幼稚園への補助経費）を引いた値。

資料４－②

年間行事予定一覧表

項／月	主な行事	その他	ＰＴＡ
4月	始業式・入園式・仲良し会 園外保育・いちご狩り 身体測定	家庭訪問	役員選出 新旧役員引き継ぎ 本部役員会
5月	健康診断 （眼科・耳鼻科・尿・蟯虫検査） 家族参観 春の遠足 畑の前公園　（年少） 田辺公園花見山（年中） 山運動公園　（年長） 夏野菜	保育参観 学級懇談会	PTA 総会
6月	プラネタリウム鑑賞 よい歯になろう会 健康診断（内科検診） プール掃除・プール開き 森林公園（年長） たまねぎ収穫 カレーパーティー	給食参観 給食試食会（年中） 弁当参観（年少） 個別懇談会	
7月	七夕のつどい お店屋さんごっこ 大掃除・終業式	夏まつり	救命救急講習会
8月	プール遊び		
9月	始業式 園内清掃	祖父母参観	ＰＴＡ奉仕作業
10月	運動会・牛見学（年中） 秋の遠足「海遊館」（年中年長） 「大渕公園」（年少） 消防車見学（年少・年長） いもほり・いもパーティー 山探検（年中）	木津まつり	運動会 バザー
11月	こども作品展・家族参観 尿・蟯虫検査 大根引き	個別懇談会	人権教育講演会
12月	終業式・音楽会・クリスマス会 大掃除・もちつき		もちつき
1月	始業式	保育参観 学級懇談会	人権学習会
2月	豆まき・生活発表会	小学校体験入学	役員選出
3月	修了証書授与式・修了式 お別れ会	大掃除	
毎月	誕生会・体重測定・避難訓練安全点検		

園　　歌

作詞　Ｋ．Ｔ．Ｓ（木津幼職員）
作曲　尾　上　昭　典

1、おにわに　さいてる　きれいなはなも
　ランラン　みんな　おともだち
　げんきな　えがおで　あそびましょう
　たのしい　たのしい　きづようちえん

2、おそらで　うたう　かわいいことり
　ランラン　みんな　おともだち
　おおきな　こえで　うたいましょう
　たのしい　たのしい　きづようちえん

3、あかい　ほっぺの　きみとぼく
　ランラン　みんな　おともだち
　きょうも　なかよく　てをつなごう
　たのしい　たのしい　きづようちえん

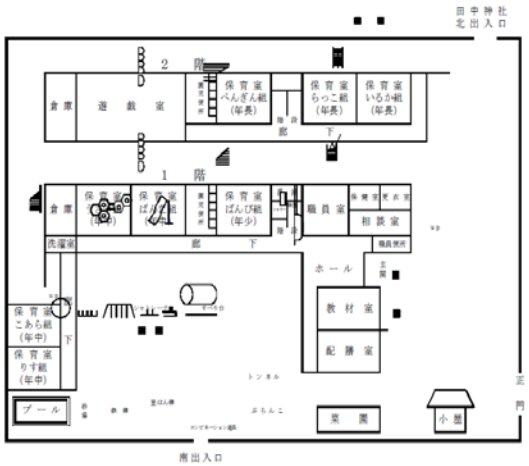

平成２５年度

幼稚園要覧

木津川市立木津幼稚園

〒６１９－０２１４
京都府木津川市木津田中前３０番地
TEL(0774)72-0101・FAX(0774)72-0800

資料４－③

沿革

昭32.3.12　園舎落成
32.4. 8　木津小学校附属幼稚園として発足。初代園長 竹田正司（小学校兼務）
33.　「幼児の健康教育について」研究発表会開催
39.　「視聴覚経験を生かした効果的な保育について」研究発表会開催
40.1.23　放送教育研究発表会開催
41. 3.17　昭和40年度学校安全努力園として表彰を受ける
42. 4. 4　創立10周年記念挙行
11.25　完全給食実施
44.　園舎増築工事地鎮祭
4. 1　二年保育実施
5. 3　園舎増築完成
46.　「社会領域においての各年令ごとの重点的な指導のねらいと内容について」
研究発表会開催
49.11. 1　京都府教育委員会指定研究（第1年次）
「豊かな心情をめざし生き生きとしたことばを育てる指導」
50.10.23　京都府教育委員会指定研究（第2年次）
「豊かな心情をめざし生き生きとしたことばを育てる指導」
51.11.20　関西幼稚園連合会教育研究大会で研究発表（和歌山大会）
「豊かな心情をめざし生き生きとしたことばを育てる指導～発展的な遊びの経過を通して～」
52. 3. 1　創立20周年記念式典及び記念行事生活発表会挙行　園歌作成
4.12　園舎増築工事（プレハブ教室2教室及び倉庫）及び旧倉庫撤去工事完成
6. 1　三地区（鹿背山、梅谷、市坂）の園児』の園児送迎の通園バス「なかよし号」運行実施
9.18　創立20周年記念バザーとよい子のまつり開催
53. 3.　園舎一部改造（給食準備室、資料室）
4.　完全給食再実施
54. 9.　水洗便所増設
55. 5.10　小プール設置（中嶋哲太郎氏寄贈）
57. 4. 1　専任園長制となる
9.22　新園舎起工式
58. 2.28　新園舎工事完成
3. 2　新園舎へ移転
3. 9　園舎竣工感謝のつどい
3.30　プール工事完成
59.11. 1　山城地方公立幼稚園教育研究会指定研究発表会
「心を動かす子どもをもとめて」－こどもの思いを正しく理解し育てるためには－
61.11.12　創立30周年記念の集い挙行　30年のあゆみ刊行　園歌入り額作成
62. 5.19　「なかよし号」新規購入・運行
平元. 4. 1　園名 木津幼稚園と変更
11.30　平成元年度歯科指導努力園として表彰を受ける
3.10.23　山城地方公立幼稚園教育研究会指定研究発表会
「一人一人が自己充実し感性を豊かにするには」－自然とのかかわりを通して－
6. 4.　園児送迎の通園バス町運営となる
8.11.24　創立40周年記念式典挙行　40年のあゆみ刊行
10. 8. 4　平成10年度幼稚園教育課程京都府研究大会発表
11. 4. 1　3年保育実施（1学級20名）
13. 4. 1　文部科学省調査研究委託　木津町教育委員会研究指定（13・14年度）
幼稚園における道徳性の芽生えを培う活動等の充実に関する調査研究
15. 2.21　文部科学省委託
「幼稚園における道徳性を培う活動等の充実に関する調査研究」発表会
「豊かなこころのはぐくみをめざして」－やさしく・たくましく・いきいきと－
11. 7　第53回全国学校保健研究大会　課題別研究協議会発表（青森大会）
「幼稚園における心の健康つくりをめざす教育活動について」
16. 8.　園舎増築（2教室）
17. 7.30　第52回全国国公立幼稚園教育研究協議会（埼玉大会）
「豊かな心のはぐくみをめざして」ポスターセッション展示発表
18. 8.31　園児用トイレ改修
10.15　創立50周年記念式典挙行　50年のあゆみ刊行
50周年記念植樹「きんもくせい」
19. 3.12　木津川市誕生により木津川市立木津幼稚園と改称
21. 1.26　平成20年度山城地方学校安全研究協議会実践発表
「幼児が安全で伸びやかに活動できる環境や援助とは」
23. 8.26　平成23年度幼稚園教育課程理解推進事業京都府研究大会発表

教育目標

やさしさ・豊かさ・たくましさをもったこどもを育成する。

めざす幼児像

こころ豊かな子　　いいっぱい頑張る子
どんなことにも興味をもつ子　　らだも心も健康な子
ものごとを考え工夫する子　　のちを大切にする子
びのびと行動できる子

基本方針（本年度の指導の重点）

1. 基本的な生活習慣や態度の育成を図る。
2. 自然とのふれあいや身近な環境とのかかわりを重視し、一人一人の発達過程や課題を考えながら生きる力の基礎となる意欲や道徳性・社会性を培う。
3. 人とのかかわりを大切にし、温かな心や感性をはぐくみ、人間性あふれる情操豊かな子どもの育成を図る。
4. 遊びを通した総合的な指導を行い、言葉への興味関心を養い、教育活動の充実を図るとともに地域や家庭との連携を推進する。

幼稚園の一日の生活

曜日／時間	月・水
8:30	園児登園 ・あいさつ－出会い－ ・持ち物の始末 ◎健康観察
9:00	◎主体的な遊び ・自ら進んでする活動 ・学級全体の活動 ◎後片付け
11:00	◎担任とのひととき ・降園準備
11:30	◎降園

曜日／時間	火・木・金
8:30	園児登園 ・あいさつ－出会い－ ・持ち物の始末 ◎健康観察
9:00	◎主体的な遊び ・自ら進んでする活動 ・学級全体の活動 ◎後片付け
11:40	◎給食（4・5歳児） ・準備 ・食事 ・後片付け・歯みがき
12:30	◎休息 ・食後の遊び ・お話（素話/絵本/紙芝居） ◎担任とのひととき ・降園準備 ・一日をふりかえって ・家庭連絡　等
14:00	◎降園

※ 3歳児弁当日
1学期… 6月より週1回
2学期…10月より週2回

学級編成

平成25年5月1日現在

学年	組	園児数 男	女	計	
3歳児	ぱんだ組	9	11	20	20
4歳児	ぱんだ組	19	15	34	138
	うさぎ組	19	16	35	
	こあら組	20	15	35	
	りす組	19	15	34	
5歳児	ぺんぎん組	14	21	35	104
	らっこ組	14	20	34	
	いるか組	15	20	35	
計		129	133	262	262

校区別園児数

平成25年5月1日現在

校区	ぱんだ	ぱんだ	うさぎ	こあら	りす	ぺんぎん	らっこ	いるか	合計
木津	8	7	11	14	7	9	8	9	73
梅美台	10	14	17	16	16	17	15	14	119
州見台	2	9	6	5	11	8	9	10	60
相楽	0	0	0	0	0	0	0	1	1
加茂	0	3	0	0	1	1	1	0	6
南加茂台	0	1	0	0	0	0	0	1	2
棚倉	0	0	0	0	0	0	1	0	1
上狛	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	20	34	34	35	35	35	34	35	262

職員組織

平成25年5月1日現在

職名	氏名	担任
園長	井上 直美	
教頭	谷原 美紀	
教頭	宮出 裕美	
教諭	尾﨑 万里子	3歳児 ぱんだ 組担任
教諭	横山 未央	4歳児 ぱんだ 組担任
教諭	梅本 温子	4歳児 うさぎ 組担任
教諭	鶴谷 里実	4歳児 こあら 組担任
教諭	十川 貴子	4歳児 りす 組担任
教諭	新司 真弓	5歳児 ぺんぎん組担任
教諭	長岡 千恵	5歳児 らっこ 組担任
教諭	加納 朋子	5歳児 いるか 組担任
教諭	森島 亜美	育児休業中
講師	岩倉 真由美	4歳児 所属
講師	林 裕美	4歳児 所属
講師	福田 美帆	4歳児 所属
講師	岡田 真美	5歳児 所属
講師	万井 文子	5歳児 所属
講師	山岡 宏美	5歳児 所属
講師	土谷 暁子	5歳児 所属
講師	松岡 一恵	5歳児 所属
教諭	板倉 佐恵	事務（フリー）
用務員	松谷 智子	
園医	長井 隆夫	
園歯科医	星野 直治	

年間行事予定一覧表

項 月	主な行事	その他	ＰＴＡ活動
4	始業式・入園式・仲良し会 いちご狩り（年長） たけのこ掘り（年長）	家庭訪問・身体測定	役員選挙 本部役員会
5	春の遠足・牛見学（年長） いもさし（年長）	尿蟯虫検査・眼科検診・耳鼻科検診・保育参観・学級懇談会 家族参観	全委員会 本部役員会 市Ｐ総会
6	プラネタリウム観覧(年長) よい歯になろう会・玉ねぎ引き じゃがいも掘り・カレーパーティー いずみ訪問（年長）・プール開き	給食参観・給食試食会（年中） 個別懇談会 内科検診・歯科検診	全委員会 春の交流会 府Ｐ山Ｐ総会研修会 交通安全教室市Ｐ会長会
7	山城森林公園（年中・年長） 七夕のつどい・お店屋さんごっこ いずみ訪問（年長）いも畑草引き よい子のカーニバル・大掃除 終業式	個別懇談会 弁当参観（年少）	全委員会
8	水遊び		
9	始業式	祖父母参観	全委員会 環境整備
10	運動会・秋の遠足・大仏見学（年中） ヤギ見学（年少）いも掘り（年長） いもパーティー・柿狩り（年中） チューリップ植え(年長)	尿蟯虫検査	全委員会 バザー
11	キンダーアート展・大根引き	家族参観・歯科検診 個別懇談会	中学生との交流会 秋の交流会
12	チャイルドコンサート・もちつき 玉ねぎ植え(年中) クリスマス会・終業式・大掃除	個別懇談会	全委員会
1	始業式	保育参観・学級懇談会	入園説明会 半日入園 全委員会
2	豆まき・じゃがいも植え(年中) 生活発表会 もちぱな見学		全委員会 市Ｐ会長会
3	お別れ会　親子ありがとう会 大掃除・修了証書授与式 修了式		全委員会 親子ありがとう会 役員選出
その他	誕生会・体重測定・避難訓練（火災・地震）・地域の方との交流　体重測定		

相楽幼稚園　園歌

作詞　吉　岡　　守
作曲　吉　中　俊　道

おそらにおひさま　ぽっかぽか
おはなもゆれてる　にっこにこ
みんななかよしだ　たのしいな
さがなかさがなか　ようちえん

おにわにぶらんこ　ぎっこぎこ
すべりだいだよ　　すなやまだ
みんなげんきなこ　たのしいな
さがなかさがなか　ようちえん

おへやにせんせい　おともだち
おはなしおゆうぎ　ターランラン
みんなかんがえる　たのしいな
さがなかさがなか　ようちえん

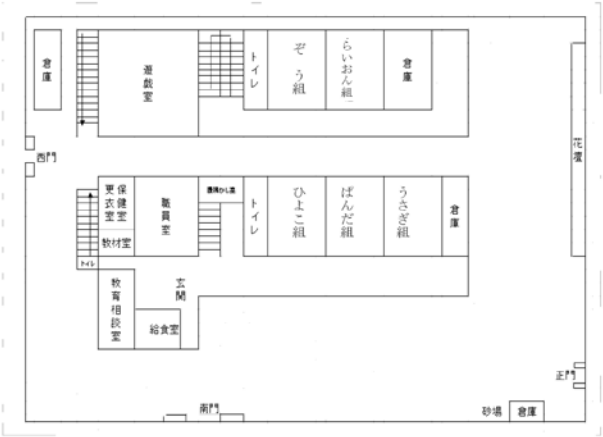

建築面積　　７４９㎡

園　　庭　　１，１３２㎡

平成２５年度

幼稚園要覧

木津川市立相楽幼稚園

〒619−0222
京都府木津川市相楽清水１番地
TEL　0774−72−1822
FAX　0774−72−0666

沿革

昭５２．　４．１５　相楽小学校附属幼稚園として開園
　　５３．　４．２５　完全給食実施
　　５４．　４．　５　園舎増設（プレハブＩ教室）
　　５４．　８．２３　京都府教育課程研究発表
　　「幼児に自発的・自主的な活動を促すためには、どのように環境を構成し、どのような指導上の配慮や工夫が必要か。」
　　５７．　２．２７　園舎新築完成
　　５７．　４．　１　専任園長制となる
　　５７．１１．　５　第３０回京都府美術教育研究大会
　　「自分の目と心と頭と手を通してつくるよろこびを、ゆたかな創造性とたしかな表現をめざして」
　　６２．　１．２６　山城地方学校安全研究協議会提案
　　「幼児の安全能力を育てる
　　－自分で判断し、機敏に行動できる子をめざして－」
　　６２．　２．２５　創立１０周年記念式挙行
　　６２．　３．　１　高の原地区の園児送迎の通園バス運行
　　６２．１１．１１　山城地方公立幼稚園教育研究会指定研究発表会
　　「環境を生かし精一杯とりくむ子どもを育てよう」
平　元．　３．３１　高の原幼稚園開園のため通園バスの運行中止
　　元．　４．　１　園名　木津町立相楽幼稚園と変更
　　６．　４．　吐師・木津川台地区の園児送迎の通園バス運行
　　６．　７．　５　京都府公立幼稚園 PTA 連絡協議会・山城地方公立幼稚園 PTA 連絡協議会、総会並びに研修会開催
　　９．　２．　１　創立２０周年記念式挙行
　　９．　４．　１　３年保育試行実施（１学級：２０名）
　　１０．　４．　１　３年保育試行２年目実施（１学級：２０名）
　　１１．　４．　１　３年保育実施（１学級：２０名）
　　１３．　４．　１　歯・口の健康つくり推進事業指定（３年間）
　　１５．１０．２３　歯・口の健康つくり推進事業指定研究発表会（公開保育・実践発表）
　　１６．　４．　１　幼稚園評議員制度実施（２名に委嘱）
　　１６．１１．１２　全国学校歯科保健研究大会
　　幼稚園・保育園部会で実践報告
　　「しなやかな心と体の健康をはぐくむ」
　　１８．１２．　５　創立３０周年記念式典挙行
　　１９．　３．１２　木津川市立相楽幼稚園と変更
　　２０．１０．２９　平成１９･２０年度公立幼稚園教育研究会研究指定園研究発表

教育目標

「やさしさ」と「豊かさ」そして「たくましさ」をもった子どもの育成をめざし、友だちとともに生活する楽しさを味わわせながら、人間形成の基礎を培う。

めざす幼児像

さ わやかなあいさつをする子
か んばりぬく子
な かよくできる子
か んがえる子
の びのびと行動できる子
こ ころもからだも丈夫な子

基本方針（本年度の指導の重点）

◆幼児期の特性を踏まえ、遊びを通して総合的な指導を進める。
・基本的な生活習慣や態度を育て、しなやかな心と体を育てる。
・多様な体験や遊びを通して、自らやろうとする意欲や豊かな心情など生きる力の基礎を培う。
・自然体験や動植物との触れ合いを通して命の大切さや道徳性の芽生えを培う。
・人とのかかわりに重点をおき、幼児期における人権感覚や人権意識の芽生えに努める。
・「聞く」「話す」「伝え合う」ことの喜びを味わえるような体験を充実し、コミュニケーション能力の育成に努める。
・家庭や地域との連携を密にし、信頼関係を深める。（保育園・小学校を含む）

幼稚園の一日の生活

曜日／時間	月・水
８：３０	◎園児登園 ・あいさつ－出会い－ ・持ち物の始末
９：００	◎健康観察
	◎主体的な遊び ・自ら選んでする活動 ・学級全体の活動 ◎あとかたづけ
１１：００	◎担任とのひととき ・降園準備
１１：３０	◎降園

曜日／時間	火・木・金
８：３０	◎園児登園 ・あいさつ－出会い－ ・持ち物の始末
９：００	◎健康観察
	◎主体的な遊び ・自ら選んでする活動 ・学級全体の活動 ◎あとかたづけ
１１：４０	◎給食　準備 ４・５歳児給食　食事 ３歳児弁当　歯みがき ◎休息 ・食後の遊び ・お話 （素話・絵本・紙芝居） ◎担任とのひととき ・降園準備 ・一日の話　等
１４：００	◎降園

※３歳児弁当日　１学期　週１回
　　２学期～　週２回

学級構成

Ｈ２５、５、１現在

学年	組名	男	女	計	合　計
３歳児	ひよこ組	８	１２	２０	２０
４歳児	ぱんだ組	１３	１５	２８	５６
	うさぎ組	１３	１５	２８	
５歳児	ぞ　う組	１４	１９	３３	６７
	らいおん組	１６	１８	３４	
計		６４	７９	１４３	１４３

校区別園児数

Ｈ２５、５、１現在

学年（クラス）／校区	３歳児	４歳児		５歳児		合　計
	ひよこ	ぱんだ	うさぎ	ぞう	らいおん	
相楽校区	５	１２	９	１８	１０	５４
木津川台校区	１４	１５	１２	１３	１９	７３
州見台校区	０	１	０	２	０	３
梅見台校区	０	０	０	０	１	１
木津校区	１	０	２	０	４	７
加茂校区	０	０	４	０	０	４
棚倉校区	０	０	１	０	０	１
合　計	２０	２８	２８	３３	３４	１４３

職員組織

Ｈ２５、５、１現在

職　名	氏　名	担　任
園　長	井ノ上　恵己子	
教　頭	中　井　裕　子	
教　諭	内　村　京　子	３歳児　ひよこ組
教　諭	武　田　美　奈	４歳児　ぱんだ組
教　諭	菅　原　由里子	４歳児　うさぎ組
教　諭	飯　塚　彩恵子	５歳児　ぞ　う組
教　諭	城　佳子	５歳児　らいおん組
講　師	堀　江　貴　子	５歳児　所　属
講　師	秋　田　順　子	５歳児　所　属
講　師	山　本　さなえ	４歳児　所　属
講　師	雑　賀　かおり	３歳児　所　属
講　師	東　真由子	３歳児　所　属
講　師	山　中　佐希子	事務担当（フリー）
用務員	中　嶋　正　恵	
園　医	飯　田　泰　子	
園歯科医	井　上　茂　樹	

年間行事予定一覧

	主な行事	その他	ＰＴＡ活動
４月	始業式・入園式・仲良し会 身体測定・いちご狩り	家庭訪問	役員選挙
５月	内科検診・眼科検診・耳鼻科検診・ 尿・蟯虫検査・春の遠足・山探検	保育参観 学級懇談会	ＰＴＡ総会
６月	歯科検診・虫歯予防デー・交通安 全教室・森林公園（川遊び）・ カレーパーティー・お家の人と遊ぼう会	給食参観･試食会 ウエルカムパーティ 個別懇談会	
７月	七夕のつどい・おみせごっこ プール遊び・プラネタリウム見学 大掃除・終業式	キッズカーニバル	普通救命講習 幼稚園をきれいに しようｽﾍﾟｼｬﾙ
８月			
９月	始業式・身体測定		
10月	運動会・消防自動車見学・秋の遠足・ 大仏見学・山探検・いもパーティー	みんなのおじいさんとおばあさん と楽しむ会	
11月	作品展・尿・蟯虫検査・ 木の葉、木の実拾い・歯科検診	家族参観 個別懇談会	バザー
12月	音楽会・クリスマス会・親子防犯 教室・もちつき・大掃除・終業式		
１月	始業式・身体測定	保育参観 学級懇談会	
２月	豆まき・生活発表会 小学校体験入学		
３月	お別れ会・大掃除・修了証書授与 式・修了式		感謝のつどい
毎月	誕生会、体重測定、避難訓練、安全点検、幼稚園をきれいにしよう ※時期に応じて菜園活動		

高の原幼稚園　園歌

作詞　丹田　長史
作曲　森本　陽三郎

1　さんさんおひさま　あかるいこ
うたうのだいすき　おはなしだいすき
いいな　いいな　おともだち
えがおがいっぱい　たかのはら　ようちえん

2　みどりのそよかぜ　やさしいこ
おはなもだいすき　ことりもだいすき
いいな　いいな　おともだち
えがおがいっぱい　たかのはら　ようちえん

3　あおぞらひろびろ　げんきなこ
かけっこだいすき　あそぶのだいすき
いいな　いいな　おともだち
えがおがいっぱい　たかのはら　ようちえん

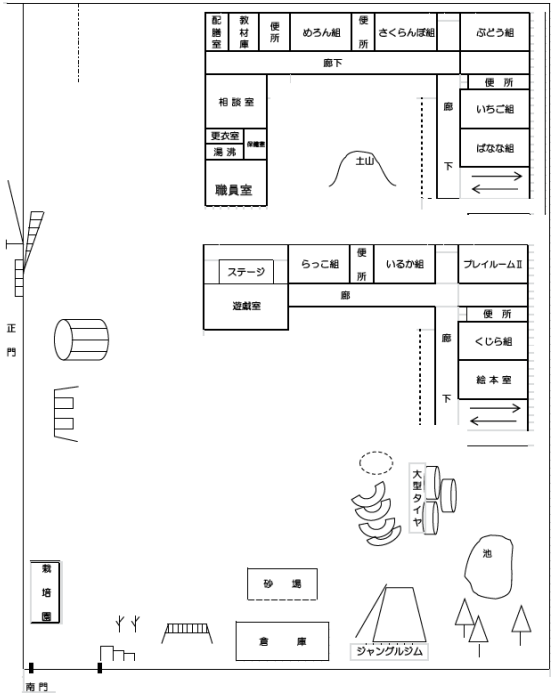

平成２５年度

幼稚園要覧

木津川市立高の原幼稚園

〒619-0224　京都府木津川市兜台4丁目4番地2
TEL (0774) 72-6658・FAX (0774) 72-6647

沿革

平成 1. 4. 1　木津町立高の原幼稚園設置
平成 1. 4. 12　開園式・ 第１回入園式挙行(園児数 192 名)
平成 3. 7.　園舎増築(4 学級増)
平成 5. 6. 30　木津町立高の原幼稚園PTA発足
平成 6. 4. 6　相楽台地区の園児送迎の通園バス運行
平成 8. 11. 1　平成7･8年度 京都府公立幼稚園教育研究会研究指定園
［研究発表会］研究課題「幼児が自ら環境に関わって、充実した生活を展開していくためには、環境をどのように構成すればよいか」
平成 9. 7. 4　園歌発表会
平成 11. 2.23　10 周年記念式典挙行
平成 11. 4. 1　3 年保育実施(2 学級 40 名)
平成 13・ 1･29　山城地方学校安全研究協議会提案発表
平成 13. 4. 1　「幼稚園における道徳性を培う活動等の充実に関する調査研究」 事業指定(13年度･14年度)
平成 15. 2. 21　文部科学省委託
「幼稚園における道徳性を培う活動等の充実に関する調査研究」事業指定園研究発表会
平成 15. 3.12　木津川市誕生により木津川市立高の原幼稚園と改称
平成 20. 11. 28　20 周年記念式典挙行

教育目標

やさしさ、豊かさ、たくましさを持った子どもを育成する。
（からだ・あたま・こころづくり）

めざす幼児像

たくましいこころとからだの子
かんがえる子
のびのび表現できる子
はきはきあいさつする子
らんらん仲良くできる子

基本方針

（指導の重点）

（1）様々な遊びや体験を通して、環境や自然に主体的にかかわろうとする意欲や態度を培い、自立していくための生きる力の基礎づくりを図る。
（2）温かな心や感性をはぐくみ、やさしさ・思いやり・たくましさを合わせもった豊かで人間性あふれる子どもの育成を図る。
（3）いきいきとした感動を体験し、思ったこと感じたことを素直に表現したり、絵本や物語に親しみ、想像性や物事への興味・関心を高める。

幼稚園の一日の生活

	月・水		火・木・金
8:30	◎園児登園 ・あいさつ－出会い－ ・持ち物の始末 ◎健康観察	8:30	◎園児登園 ・あいさつ－出会い－ ・持ち物の始末 ◎健康観察
9:00	◎主体的な遊び ・自ら選んでする活動 ・学級全体の活動 ◎あとかたづけ	11:40	◎主体的な遊び ・自ら選んでする活動 ・学級全体の活動 ◎あとかたづけ
11:00 11:30	◎担任とのひととき ・降園準備 ◎降園		◎給食　準　備 4・5歳児給食　食　事 歯みがき ◎休息 ・食後の遊び ・お話 (素話・絵本・紙芝居) ◎担任とのひととき ・降園準備 ・一日の話 ・明日の計画 ・家庭連絡　等
		14:00	◎降園

※３歳児弁当日
１学期は６月より週１回
２学期は10月より週２回

職員一覧表

（平成２５年５月１日現在）

職　名	氏　　名	担　　任
園　長	西　村　カヨ子	
教　頭	川　﨑　由記子	
教　諭	井　上　友　美	３歳児いちご組
教　諭	髙　﨑　ひとみ	３歳児ばなな組
教　諭	今　中　多紀子	４歳児めろん組
教　諭	落　合　志　織	４歳児さくらんぼ組
教　諭	中　井　浩　一	５歳児らっこ組
教　諭	奥　西　美　和	５歳児いるか組
教　諭	永　岡　三千代	５歳児くじら組
講　師	福　原　孝　枝	３歳児所属
講　師	田　島　美佐子	４歳児所属
講　師	黒　岩　瑞　枝	４歳児所属
講　師	大　東　浩　子	４歳児所属
講　師	福　本　聖　子	４歳児所属
講　師	森　　美　紀　子	５歳児所属
講　師	中　西　美　香	事務担当（フリー）
用 務 員	西　本　光　子	
園　医	飯　田　泰　子	
園歯科医	坊　　昌　史	

学級構成

（平成２５年５月１日現在）

学年	組	男子	女子	計	男子	女子	計
3歳児	いちご	11	9	20	22	18	40
	ばなな	11	9	20			
4歳児	めろん	15	19	34	30	38	68
	さくらんぼ	15	19	34			
5歳児	らっこ	12	13	25	36	37	74
	いるか	12	12	24			
	くじら	12	13	25			
合　計					88	93	182

25年度　校区別園児数

平成25年　5月1日現在

	3歳児		4歳児		5歳児			合計
	いちご	ばなな	めろん	さくらんぼ	らっこ	いるか	くじら	
高の原	8	11	11	14	11	12	8	75
相楽台	3	0	7	3	2	2	2	19
木津川台	2	1	0	3	2	1	1	10
木津	0	0	2	2	1	0	0	5
梅美台	5	5	5	4	6	6	5	36
州見台	2	3	9	8	3	3	5	33
相楽	0	0	0	0	0	0	0	0
加茂	0	0	0	0	0	0	2	2
南加茂台	0	0	0	0	0	0	0	0
棚倉	0	0	0	0	0	0	1	1
上狛	0	0	0	0	0	0	1	1
合計	20	20	34	34	25	24	25	182

■ 木津川市立幼稚園条例（平成19年木津川市条例第87号）

（設置）

第１条　学校教育法（昭和22年法律第26号）第77条に規定する幼児教育を施すことを目的として、木津川市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
木津川市立木津幼稚園	木津川市木津田中前30番地
木津川市立相楽幼稚園	木津川市相楽清水１番地
木津川市立高の原幼稚園	木津川市兜台４丁目４番地２

（利用者の義務）

第３条　幼稚園の利用者は、幼稚園内の秩序を尊重し、条例及びこの条例に基づく規則の規定を遵守し、かつ、管理者の指示に従わなければならない。

（利用の中止等）

第４条　市長は、幼稚園を利用しようとする者が前条の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、その者に対して幼稚園の利用を中止させ、又は利用を拒否することができる。

（使用料）

第５条　幼稚園を利用する者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第６条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者について、必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（１）　生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯

（２）　当該年度に納入すべき市民税の所得割が非課税となる世帯

２　市長は、減免の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、減免の決定を取り消し、又は変更することができる。

（１）　この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

（２）　虚偽その他の不正な手段により、減免を受けたことが判明したとき。

（使用料の還付）

第７条　既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、使用料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成19年３月12日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日の前日までに、合併前の木津町立幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和39年木津町条例第13号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表（第５条関係）

使用料の基準	月額	備考
園児１人につき	7,000円	

■ メ　モ